

人の、風。人の声。



第5次 八女市総合計画 (令和3年度～令和12年度)

基本構想
令和3年度～令和12年度
前期基本計画
令和3年度～令和7年度

ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女



福岡県八女市



第5次 八女市総合計画

(令和3年度～令和12年度)

基本構想／令和3年度～令和12年度

前期基本計画／令和3年度～令和7年度

市 章



市 木 ・ 市 花



市 木
茶の木



市 木
樟の木



市 花
菊



市 花
藤



市 花
しゃくなげ

シンボルマーク・イメージキャラクター



シンボルマーク



イメージキャラクター
はちひめ



イメージキャラクター
みどりちゃん



ごあいさつ

本市は、平成23年3月に令和2年度までの10年間を計画期間とする第4次八女市総合計画を策定し、将来都市像である「ふるさとの恵みを生かし 安心して心ゆたかに暮らせる交流都市 八女」の実現を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。

今回、これまでの取組の成果を踏まえながら、次の10年に向け、豊かで多様な価値観を背景とする市民の暮らしを持続可能な形で支える指針として「第5次八女市総合計画」を策定いたしました。

本計画では、「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女」を将来都市像として掲げ、その実現に向けて「賑わいと利便性のある基盤づくり」「強靱で安全な環境づくり」「美しいふるさとづくり」「活力ある産業づくり」「安心して暮らせるしくみづくり」「ふるさとを愛する人づくり」「人権を尊重した共生のまちづくり」「未来につなぐ協働のまちづくり」という8つの基本政策に基づく取組を推進してまいります。

本市においても、人口減少、少子高齢化、農業や商工業の振興、防災、新型コロナウイルス感染症の問題など、まだまだ多くの課題があります。これから10年間は、それらの課題に対して真正面から真摯に取り組む、市の基盤をつくるとともに、将来に向けた種をまき、持続可能なまちを築いていく大事な期間です。次の世代に明るく恵みの多いふるさとをつないでいくために、子どもたちが誇りを持って成長していくふるさとづくりに向けて、市民の皆様と一緒に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート等で幅広いご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様、並びに各団体の皆様に、心からお礼申し上げます。

今後とも本計画の実現に向け、より一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3年3月 八女市長 三田村 統之

目 次

総 論 1

第1章 計画について	2
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の構成と計画期間	6
第2章 八女市の概況	8
1. 位置・地理的特性.....	8
2. 道路・交通・情報通信特性	9
3. 社会経済的特性.....	10
4. 八女市の地域特性と魅力	18
第3章 まちづくりの課題	20
1. 時代の潮流.....	20
2. 市民意向調査.....	23
3. 第4次八女市総合計画後期基本計画の評価	26
4. 今後の八女市のまちづくりにおける総合的課題	28

基本構想 31

第1章 将来都市像	32
1. 八女市の目指す将来都市像（ビジョン）.....	32
2. 目標人口	33
第2章 まちづくりの基本政策	36
基本政策1 賑わいと利便性のある基盤づくり.....	36
基本政策2 強靱で安全な環境づくり.....	37
基本政策3 美しいふるさとづくり	37
基本政策4 活力ある産業づくり.....	38
基本政策5 安心して暮らせるしくみづくり.....	39
基本政策6 ふるさとを愛する人づくり	40
基本政策7 人権を尊重した共生のまちづくり.....	40
基本政策8 未来につなぐ協働のまちづくり.....	41
第3章 まちづくり体系	42

前期基本計画 43

分野別ビジョンと基本目標一覧	44
基本計画の見方	46
基本政策1 賑わいと利便性のある基盤づくり.....	48
1-1 土地利用・市街地整備	48
1-2 道路・交通	50
1-3 住宅	53
1-4 上水道	56

基本政策2 強靱で安全な環境づくり.....	58
2-1 防災	58
2-2 防犯・交通安全.....	62
基本政策3 美しいふるさとづくり	64
3-1 自然環境・生活環境.....	64
3-2 景観・公園・緑地.....	66
3-3 生活排水処理.....	68
基本政策4 活力ある産業づくり	70
4-1 農業	70
4-2 林業・水産業.....	73
4-3 商工業	76
4-4 伝統産業	78
4-5 観光	80
4-6 企業誘致・雇用.....	84
基本政策5 安心して暮らせるしくみづくり	86
5-1 地域福祉	86
5-2 健康・医療.....	88
5-3 高齢者福祉	90
5-4 障がい者福祉	93
5-5 子ども・子育て支援.....	95
5-6 社会保障	99
基本政策6 ふるさとを愛する人づくり	102
6-1 学校教育・人権教育.....	102
6-2 生涯学習・平和.....	106
6-3 歴史・文化	110
6-4 スポーツ	112
基本政策7 人権を尊重した共生のまちづくり.....	114
7-1 人権・男女共同参画.....	114
7-2 地域コミュニティ.....	117
基本政策8 未来につなぐ協働のまちづくり.....	120
8-1 都市間交流・国際交流	120
8-2 協働・情報.....	122
8-3 行財政	124
8-4 広域行政	129

資料編 131

1. 第5次八女市総合計画策定経緯.....	132
2. 答申	133
3. 八女市総合計画審議会規則	134
4. 八女市総合計画審議会委員名簿	135
5. 八女市総合計画策定委員会設置要綱	136
6. 八女市総合計画策定委員会委員名簿	137
7. 各種アンケート調査結果	138
8. 用語解説	147

総論



第1章 計画について

1. 計画策定の趣旨

八女市は、平成18（2006）年10月1日に上陽町と、さらに、平成22（2010）年2月1日には黒木町、立花町、矢部村、星野村と合併しました。平成23（2011）年3月には新しい「八女市」の将来を方向付ける「第4次八女市総合計画」を策定し、「ふるさとの恵みを生かし 安心して心ゆたかに暮らせる 交流都市 八女」を将来都市像に掲げ、「あたらしい郷土（くに）づくり」をキーワードにその実現に向けた取組を進めてきました。

この間、人口減少社会や超高齢社会*の到来、大規模な地震や頻発する集中豪雨、また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）など、災害や病気、経済への不安の高まりが生じ、自治体に求められる役割は大きく変化しています。

このような、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中であって、豊かで多様な価値観を背景とする市民の暮らしを持続可能な形で支える指針となる新たなまちづくり計画として、令和3（2021）年度から10年間を計画期間とする「第5次八女市総合計画」を策定します。



本文中で「*」をつけている用語については、p147～154に解説を記載しています。



2. 計画の位置づけ

1 八女市の最上位計画

本計画は、まちづくりや施策推進の方向性を示す市の「最上位計画」として位置づけられるとともに、総合的かつ計画的な「市政運営の基本的な指針」となるものです。

2 協働によるまちづくりの共通目標

本計画は、市民と行政が協働してまちづくりの課題に取り組む際の、共通の目標としての役割を担うものです。

3 関連個別計画の指針となる計画

本計画は、市政運営における最上位の計画となることから、それぞれの分野において策定している様々な個別計画の策定時や方向性の検討において指針となるものです。

4 持続可能性を追求する計画

本計画は、世界規模での社会・環境問題、そして我が国における人口減少や少子高齢化の進行などに対応し、多様性と包摂性*のある持続可能な世界を実現するという壮大なチャレンジとして掲げられたSDGsの達成のために、地方自治体レベルで取り組んでいくための指針としての役割を担います。

5 広域連携の基礎となる計画

本計画は、多様化、広域化する行政ニーズに対応していくため、周辺自治体との連携により効率的・効果的な施策の展開を進めるための基礎となる計画です。

また、地域社会を支える多様な主体や、他の市町村・県・国と連携し、市民の生活機能の確保、地域の活性化・経済成長、災害への対応、地域社会を支える次世代の人材の育成などを行うものです。

さらには、森林や農地の保全、持続可能な都市構造への転換、技術やデータを活用した都市・地域のスマート化*の実現などに対して、広域的に取り組んでいきます。

6 行政改革の指針となる計画

本計画は、市民の安定した暮らしを持続し、活気あふれた地域を実現するために、市民との協働によるまちづくりの推進や健全な行財政運営といった今後の本市の行政改革の指針を示すものです。

SDGsとは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟193か国が令和12（2030）年までに達成するための目標として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されたものであり、包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成されるものです。

我が国においても、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障*」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくこととされ、地方自治体においてもSDGsに向けた取組が求められています。



《5つの特徴》

- ◇**普遍性**：先進国を含めて、すべての国が行動
- ◇**包摂性**：人間の安全保障の理念を反映し、
「誰一人取り残さない」
- ◇**参画性**：全てのステークホルダー*が役割を
- ◇**統合性**：社会・経済・環境に統合的に取り組む
- ◇**透明性**：定期的にフォローアップ*

《5つの要素》

- ◇**People** 人間
- ◇**Prosperity** 豊かさ
- ◇**Peace** 平和
- ◇**Partnership** パートナリシップ*
- ◇**Planet** 地球

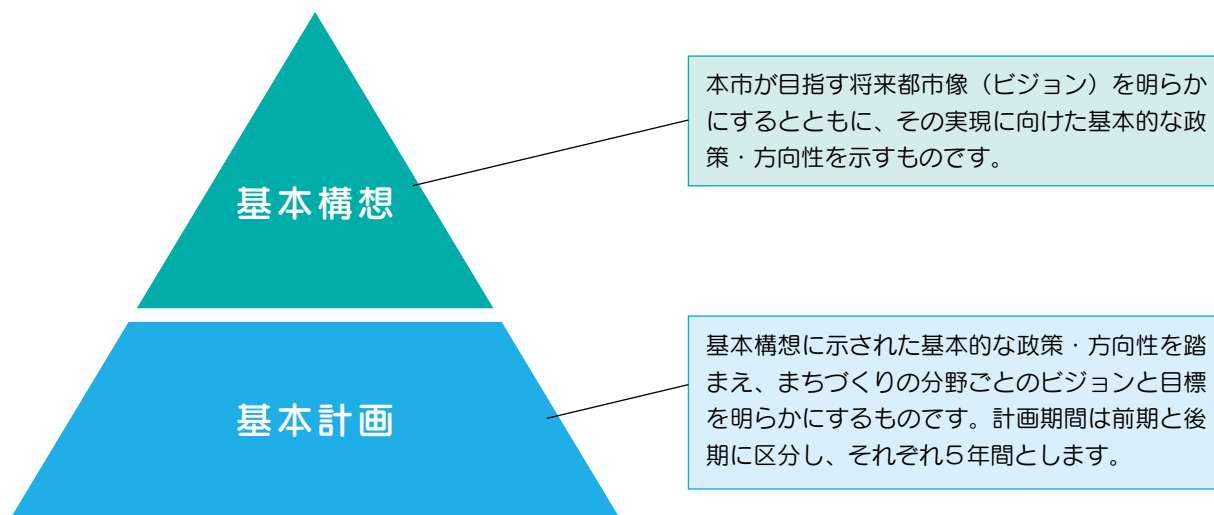


1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		

3. 計画の構成と計画期間

■計画の構成

第5次八女市総合計画は、“基本構想”と“基本計画”の二層構成とします。



■計画期間

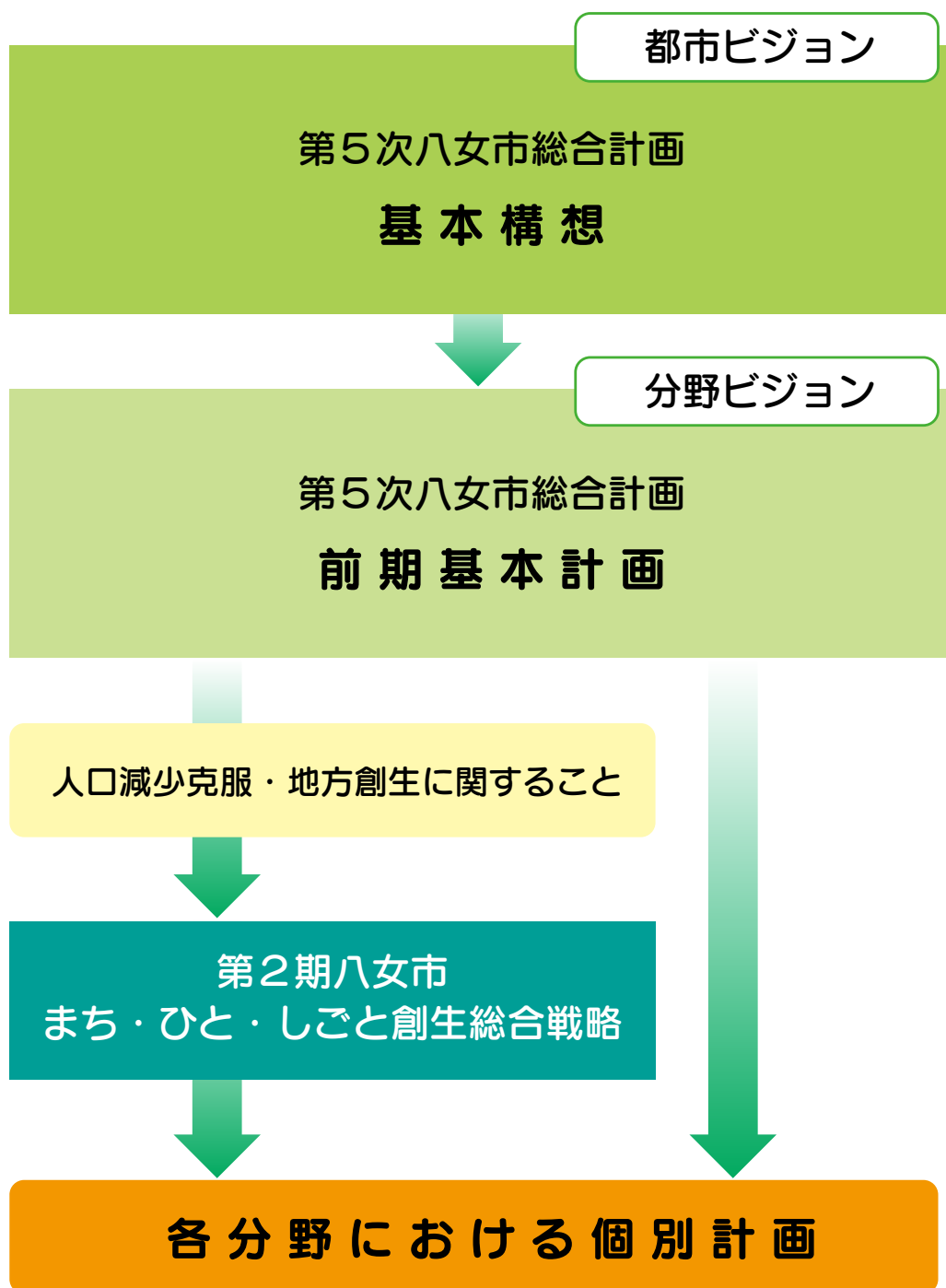
基本構想は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、前期基本計画は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。なお、後期基本計画は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。



■総合計画と他の計画との関係

「第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画に掲げる施策のうち「人口減少克服」や「地方創生」に資する施策を重点的に推進します。

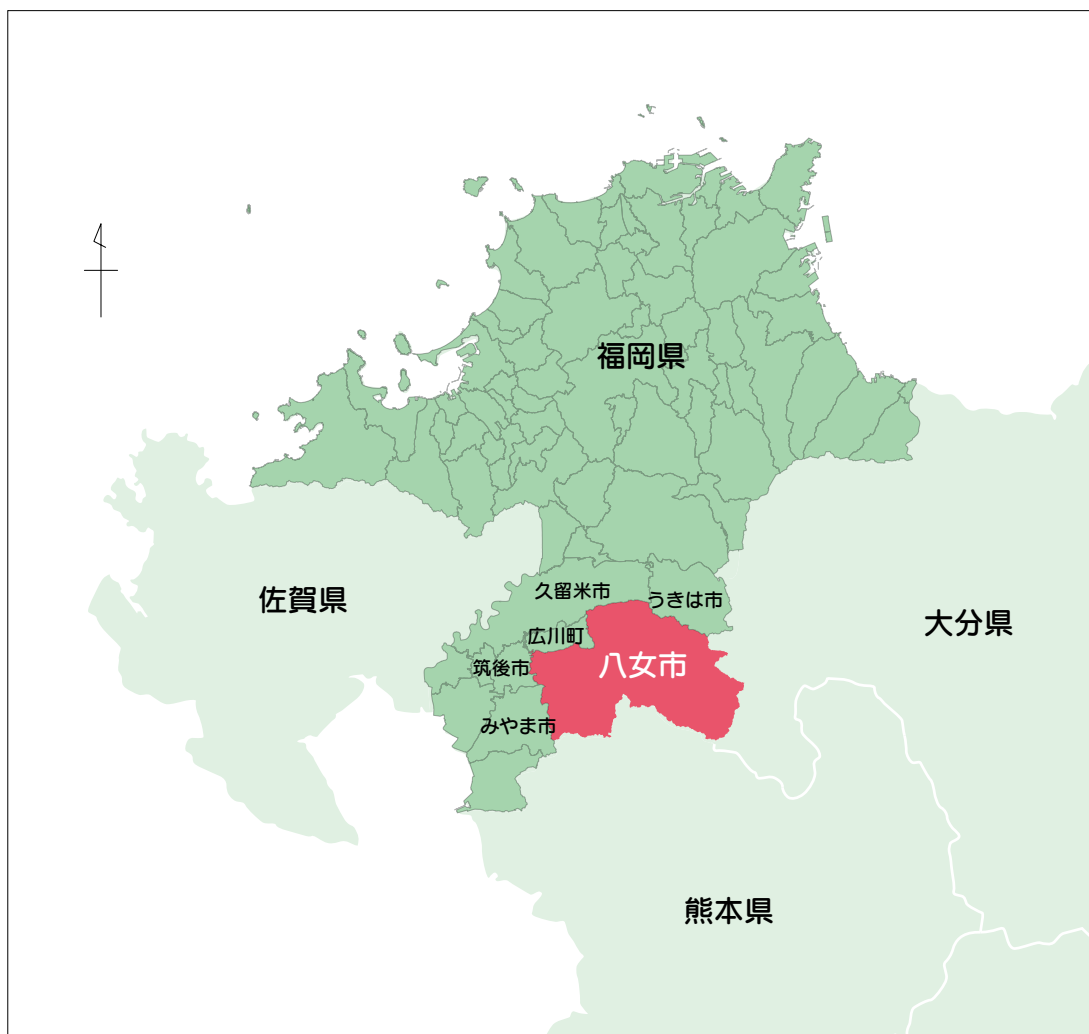
また、各分野における個別計画は、総合計画に基づき、個別分野における具体的施策を推進します。



第2章 八女市の概況

1. 位置・地理的特性

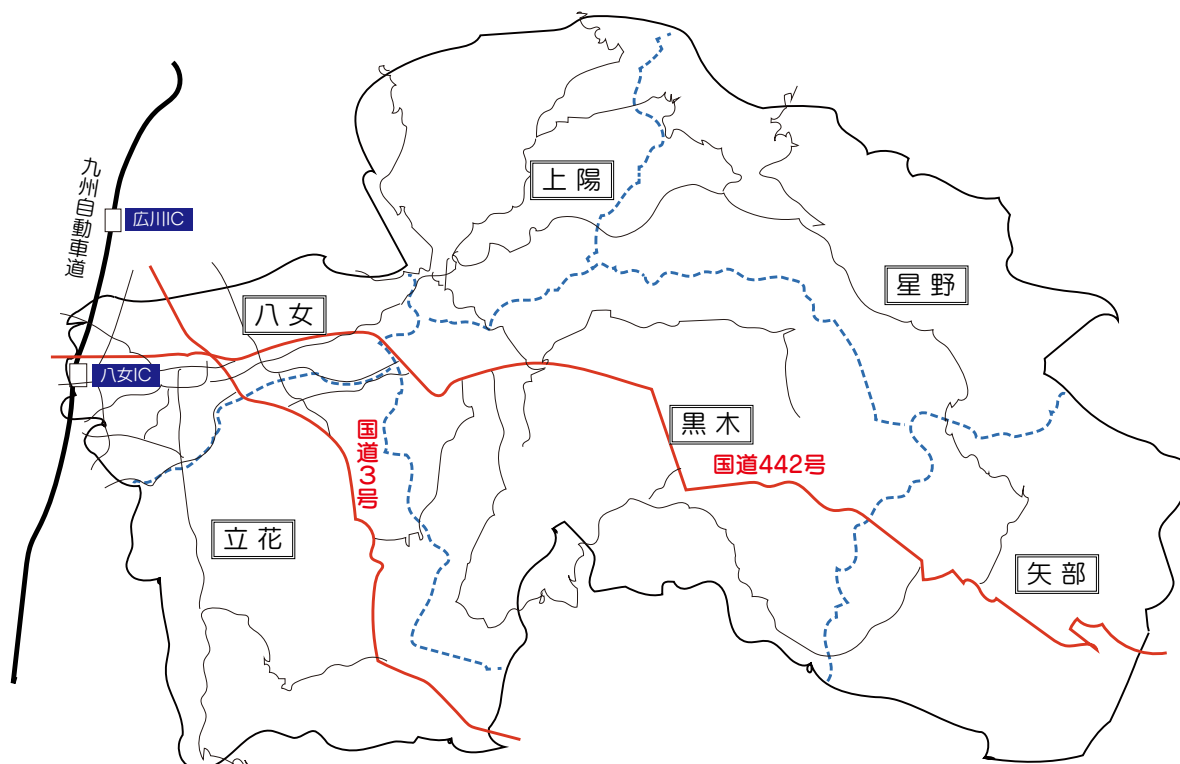
- 本市は、福岡県の南部、福岡市から南へ約50kmに位置し、北は久留米市、広川町、うきは市、西は筑後市、みやま市、南は熊本県、東は大分県に接しています。
- 本市の面積は482.44㎢で、県内では北九州市に次ぐ広大な面積を有し、森林が約65%を占めています。



2. 道路・交通・情報通信特性

- 市内の主要道路としては、国道3号が南北、国道442号が東西に走っています。
- 九州自動車道が西側を縦断しており、八女インターチェンジを介して市街地に接続しています。
- 市内の公共交通機関として、民間の路線バスが西鉄バス・堀川バスの2社運行しています。また、市が運営する予約型乗合タクシー「ふる里タクシー」が運行しています。
- 市内に鉄道駅はなく、隣接する筑後市に九州新幹線の「筑後船小屋駅」があるほか、ＪＲ鹿児島本線の「羽犬塚駅」などがあります。
- 広域移動については、堀川バスがＪＲ鹿児島本線「羽犬塚駅」まで運行しており、また、西鉄バスが西鉄大牟田線「西鉄久留米駅」、ＪＲ鹿児島本線「久留米駅」まで運行しており、路線バスと鉄道を乗り継ぐことにより、福岡市等へのアクセスが可能です。
- 九州自動車道八女インターチェンジには高速バスの停留所があり、高速バスを利用して福岡市や福岡空港をはじめ、熊本県、宮崎県、鹿児島県等、各方面にもアクセスが可能となっています。
- 情報通信環境については、民間事業者による光ファイバー通信サービスのない地域において、地域情報通信基盤整備交付金（ＩＣＴ交付金）を活用した光ファイバー設備の整備を完了しており、概ね市内全域で整備されています。また、平成24（2012）年度には、コミュニティＦＭ放送「ＦＭ八女」を開局するとともに防災ラジオを全戸配付し、日常の市民生活に不可欠な生活情報、行政情報、気象情報、交通情報、観光イベント情報などの伝達手段の確保を図りました。

■市内の主な道路ネットワーク



3. 社会経済的特性

(1) 人口・世帯等

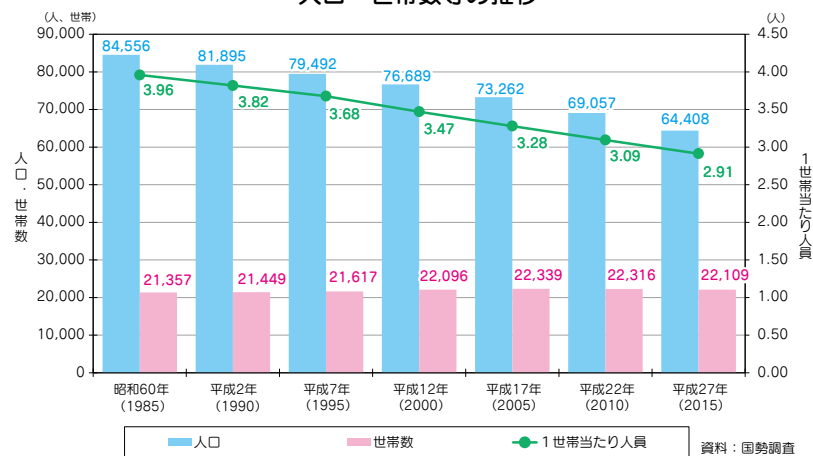
人口は減少傾向で、少子高齢化が進行中

① 総人口と世帯数

国勢調査による本市の総人口は、調査年ごとに減少し、平成27（2015）年には64,408人となり、昭和60（1985）年の約76%となっています。

また、1世帯当たり人員は昭和60（1985）年の3.96人が平成27（2015）年には2.91人となっています。

人口・世帯数等の推移

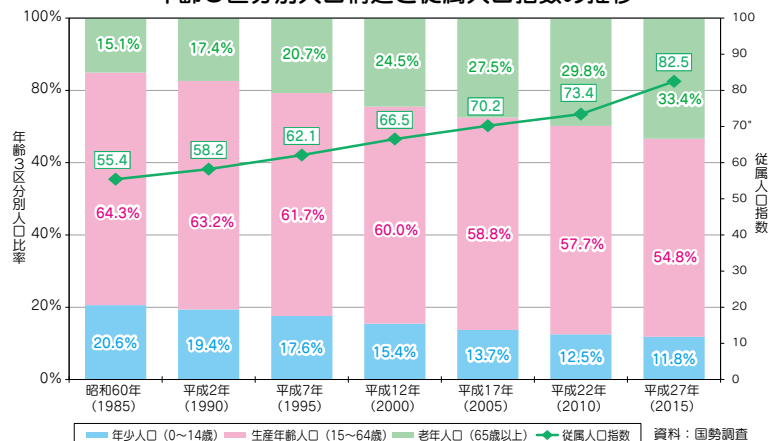


② 年齢3区分別人口

老年人口割合が昭和60（1985）年の15.1%から平成27（2015）年には33.4%と30年間で18.3ポイント増加している一方で、年少人口割合は20.6%から11.8%と8.8ポイント減少しています。

また、生産年齢人口100人が、年少人口と老年人口を何人支えているかを示す比率である従属人口指数は、昭和60（1985）年の55.4から平成27（2015）年には82.5まで増加しており、特に、平成22（2010）年から平成27（2015）年の増加が顕著です。

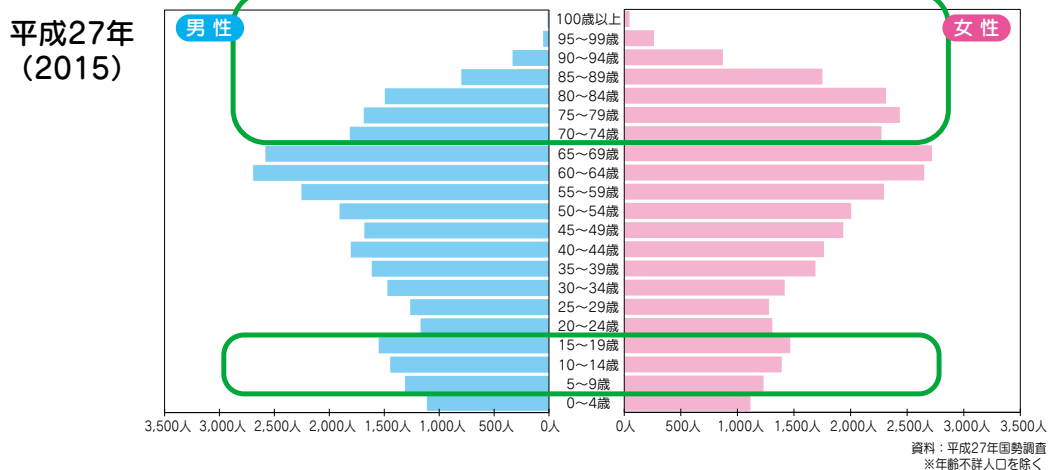
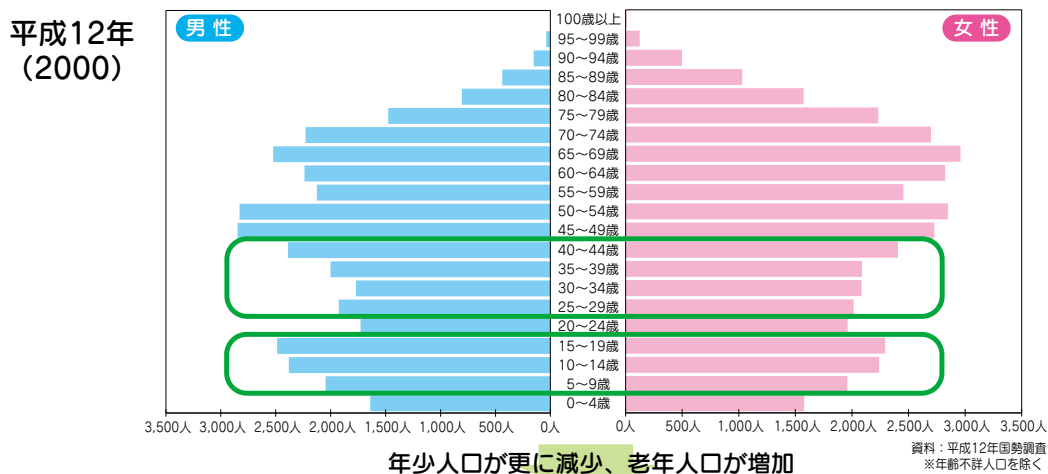
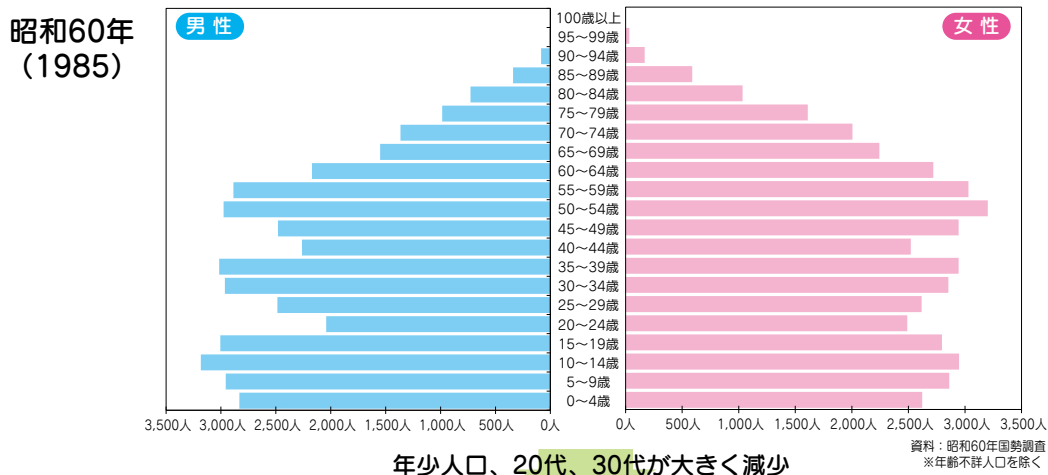
年齢3区分別人口構造と従属人口指数の推移



③ 人口ピラミッド

昭和60（1985）年と平成12（2000）年、平成27（2015）年の本市の男女別5歳階級別の人口構造を比較すると、昭和60（1985）年では若い世代を中心に膨らみを持つ“星型”であったのに対し、平成12（2000）年では年少人口及び20代、30代の減少が大きく、平成27（2015）年では団塊の世代*が65歳以上となったことにより老年人口が増加し、年少人口は減少した“つぼ型”に変化しています。

八女市の男女別5歳階級別人口構造



(2) 産業

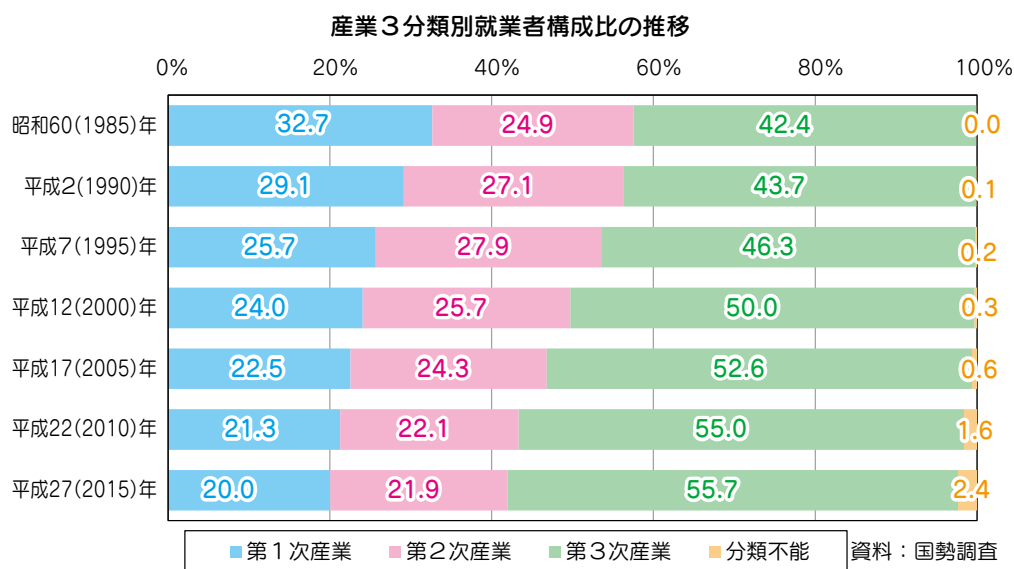
就業者割合は第3次産業*が増加傾向、第1次産業*と第2次産業*が減少傾向

① 産業別就業者数

就業者総数は、昭和60（1985）年の42,764人が平成27（2015）年には32,453人となり、昭和60（1985）年の約76%となっています。

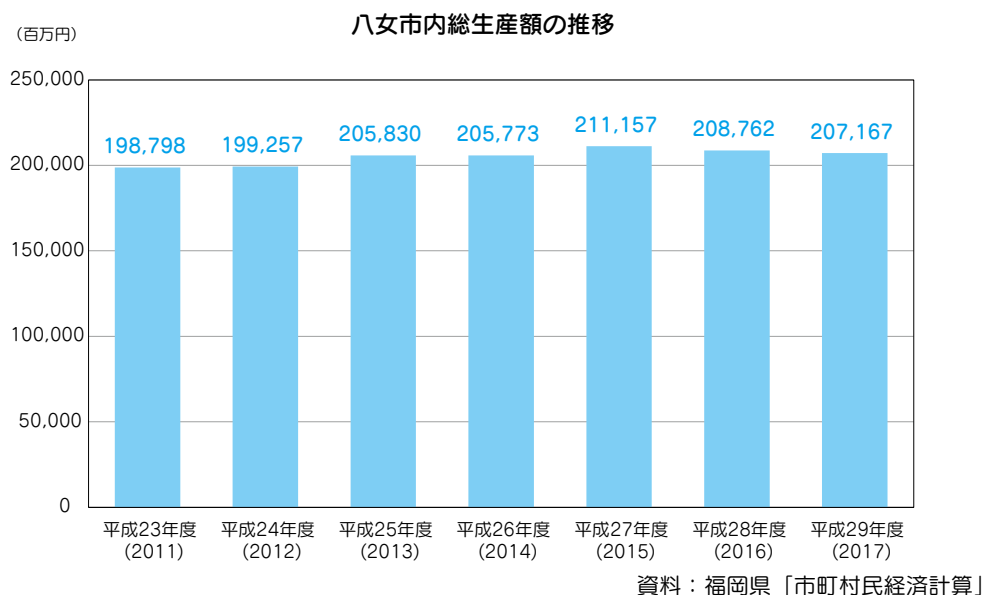
産業3分類別就業者構成比の推移をみると、第1次産業は減少を続け、昭和60（1985）年の32.7%が平成27（2015）年には20.0%となっています。

第2次産業は平成7（1995）年の27.9%をピークに減少を続け、平成27（2015）年には21.9%となっています。一方、第3次産業は増加を続け、昭和60（1985）年の42.4%が平成27（2015）年には55.7%となっています。



② 総生産額

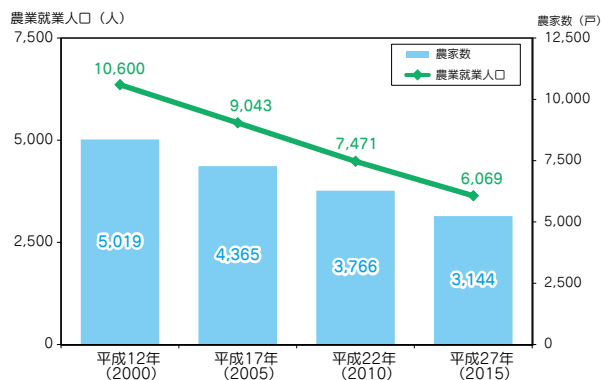
平成22（2010）年度から平成29（2017）年度の市内総生産額の推移をみると、平成27（2015）年度から若干の減少傾向にあります。



③ 農業

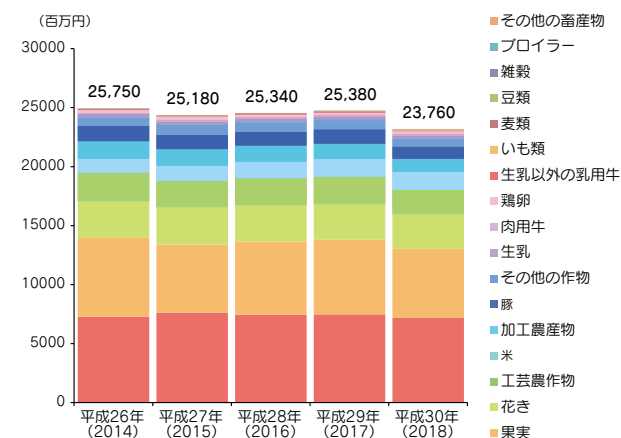
本市の基幹産業である農業は、八女茶や電照菊など高収益型農業の展開及び地域特産物・農産加工品の振興を図っていますが、農業就業人口と農家数は減少傾向が続き、平成27（2015）年は農業就業者数6,069人、農家数3,144戸となっています。農業産出額は、平成29（2017）年までは横ばいで推移していましたが、平成30（2018）年は23,760百万円と減少しています。

農業就業人口と農家数



資料：農林水産省「農林業センサス」再編加工
※農家数、農業就業人口はいずれも販売農家を示す

農業産出額の推移



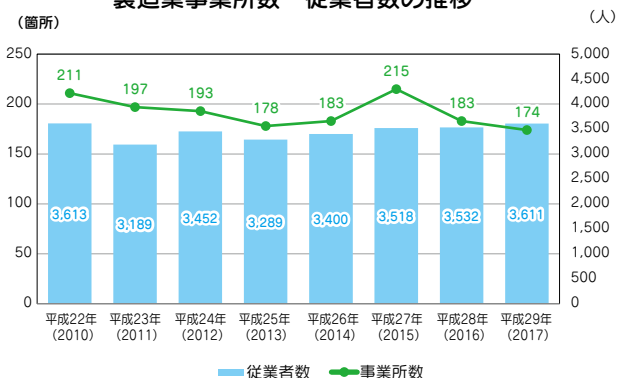
資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

④ 工業

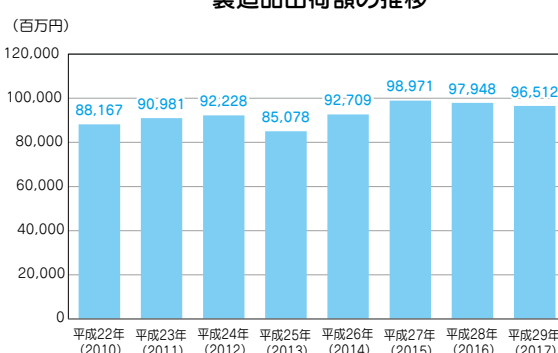
工業は、本市の地理的条件を活かしながら、積極的に事業所誘致を進めるとともに、既存事業所への育成・支援を図っています。

従業者数は増加傾向となっていますが、事業所数は平成27（2015）年から減少傾向となっています。また、製造品出荷額は横ばいで推移しています。

製造業事業所数・従業者数の推移



製造品出荷額の推移

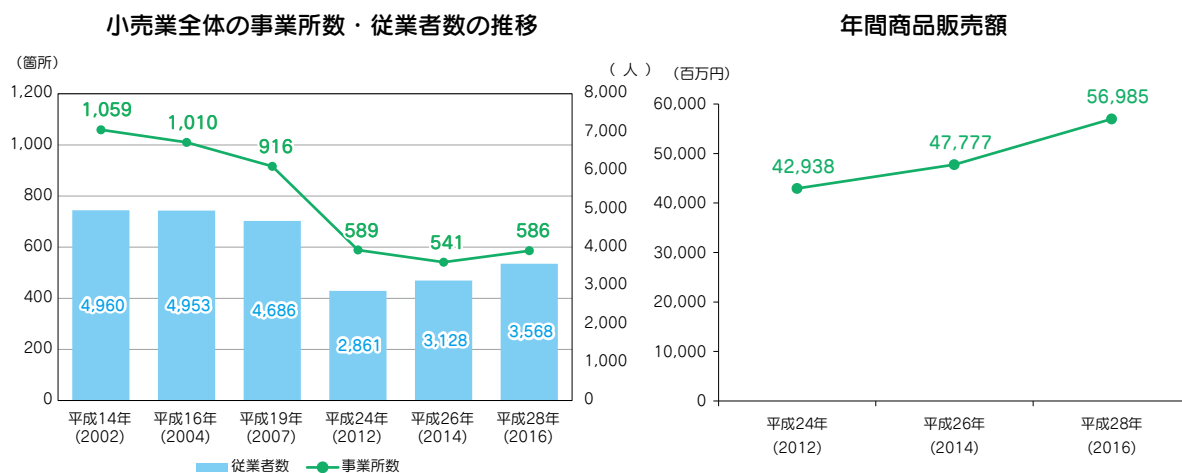


資料：経済産業省「工業統計調査」

総務省・経済産業省「経済センサス 活動調査」従業員数4人以上の事業所が対象

⑤ 商業

商業は、中心市街地*において、街の賑わいを取り戻すため都市基盤の整備を推進するとともに、商業を活性化するため歴史ある街づくりを推進しており、小売業の事業所数は平成26（2014）年まで減少傾向でしたが、平成28（2016）年には増加に転じています。また、従業者数及び年間商品販売額については平成24（2012）年以降増加傾向にあります。

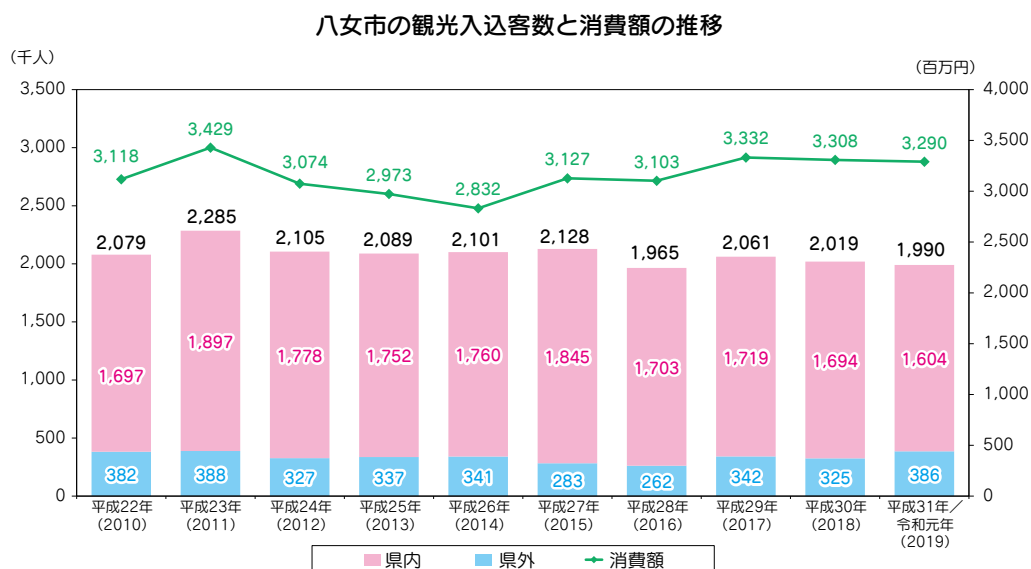


資料：経済産業省「商業統計調査」
総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

⑥ 観光

観光は、恵まれた自然や歴史を活かした周遊ルートの推進に取り組み、各種祭りやイベントと合わせ、観光資源と観光施設を活用する等、広域的な観光情報の発信による誘客を図っています。

本市の観光入込客数は、平成23（2011）年以降、約85%が県内から、約15%が県外から来訪いただき、全体として2,000千人前後で推移しています。また、消費額は、平成26（2014）年以降、増加傾向にあります。



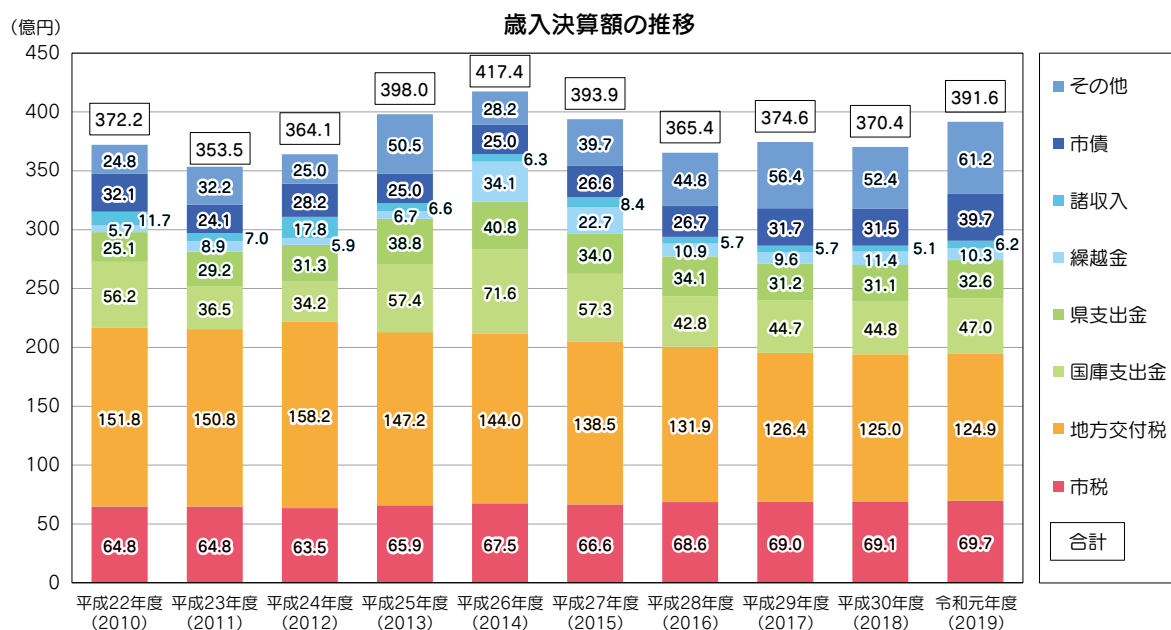
資料：八女市統計

(3) 財政状況

財政の健全化に努めてきており、引き続き財政構造の弾力性の確保に努めていく

① 歳入・歳出額

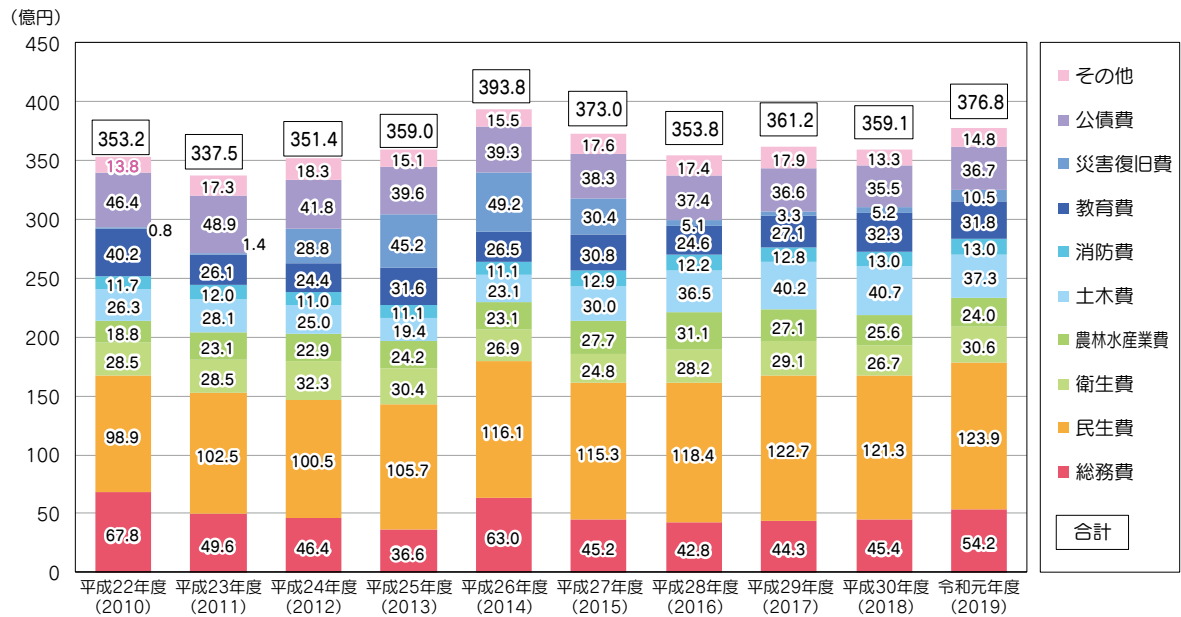
平成22(2010)年度から令和元(2019)年度の歳入決算額の推移をみると、平成25(2013)年度から平成27(2015)年度は、平成24(2012)年7月九州北部豪雨災害により、令和元(2019)年度は令和元(2019)年8月九州北部豪雨災害により予算額が一時的に増加しています。



資料：総務省「市町村決算カード」

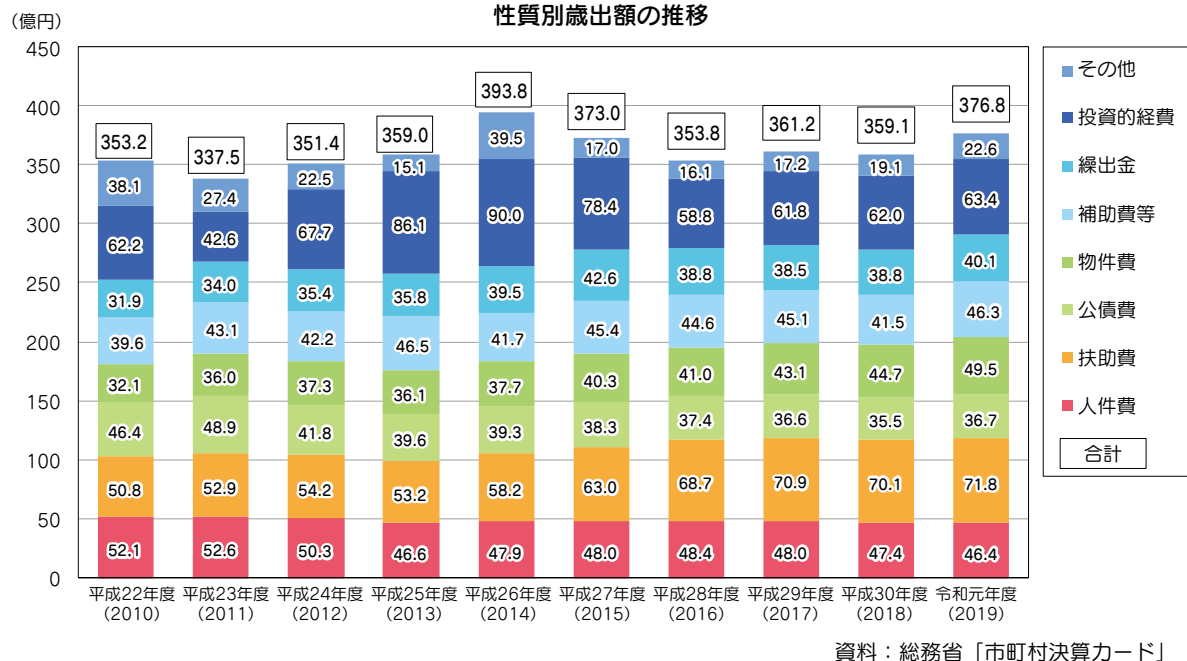
目的別歳出額*は、災害復旧費*の変動はありますが、各年度の主要施策に対応しながら概ね平準化して推移しています。

目的別歳出額の推移



性質別歳出額*は、扶助費、物件費は増加傾向にありますが、人件費は縮小傾向となっています。

性質別歳出額の推移



② 健全化判断比率等

健全化判断比率*及び資金不足比率*は、決算状況を法律に基づき全国統一の指標として計算したものです。

健全化判断比率及び資金不足比率では、早期健全化基準（イエローライン）と財政再生基準（レッドライン）、各基準以上となった場合、財政運営の健全化を図るための計画策定など様々な制約が課せられます。本市は、いずれの基準にも達しておらず健全な数値となっています。

【実質赤字比率】

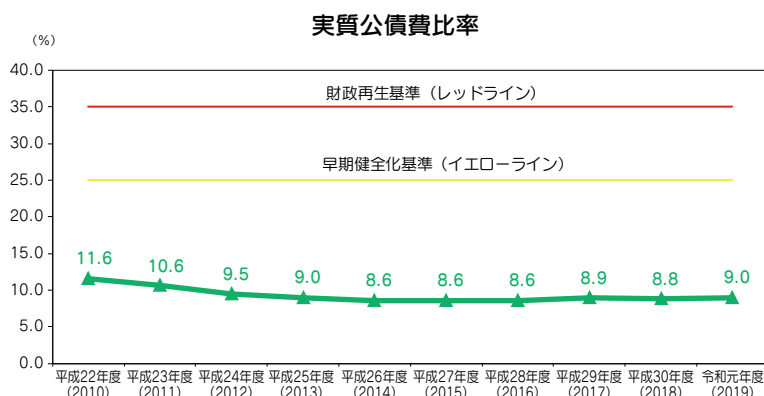
地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表すものです。本市では、実質赤字比率の表示はなく、普通会計〔一般会計・住宅新築資金等貸付事業費特別会計（令和元年度末廃止）・矢部診療所特別会計〕において黒字であることを意味します。

【連結実質赤字比率】

一般会計、特別会計（公営事業会計）を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。本市では、連結実質赤字比率の表示はなく、普通会計にその他の特別会計を含めた数値が黒字であることを意味します。

【実質公債費比率】

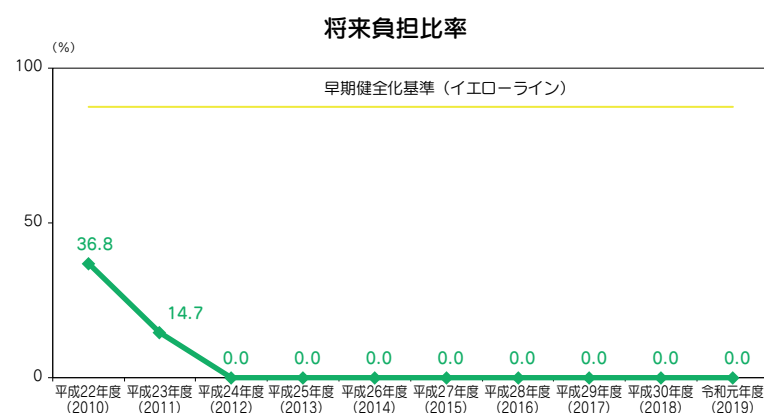
実質公債費比率は、その年度の標準財政規模に対する起債（借金）の返済額の3カ年平均の割合です。（公営企業分や一部事務組合の起債を含む）



【将来負担比率】

将来負担比率は、その年度の標準財政規模に対して現在抱えている負債の割合を出したものです。

平成24（2012）年度以降は、基金などの充当可能財源が上回ったことにより表示がなく、財政運営上の問題がないことを意味します。





4. 八女市の地域特性と魅力

(1) 自然豊かな交流都市

本市には、豊かな森林や一級河川の矢部川をはじめとする大小の河川、丘陵地帯にはたくさんの茶畑があり、豊かな自然環境・農村環境に囲まれています。

九州オルレ八女コースも設定されており、季節ごとに美しい彩りを魅せる花々、深い緑と川の蒼さに癒やされる渓谷美、福岡県の「山どころ」とも呼ばれる山など、四季折々、訪れるごとに魅力を再発見できます。

市内には、こうした豊かな地域の資源を活かした様々な交流施設が整備されており、潤いと癒しある自然空間を求める都市住民との多彩な交流が行われる地域です。

(2) 歴史・文化

本市には、岩戸山古墳に代表される古墳群をはじめ、八女津媛神社、大円寺、松尾弁財天、五條家御旗祭など先人たちの営みが今に息づく数多くの歴史遺産や伝統的な祭りが存在しています。

また、江戸時代、八女福島は、久留米から黒木を経て豊後へ抜ける豊後別街道に沿った在方町として発展しました。俳句や工芸、燈籠人形など多様な文化が生まれ、華々しく栄えてきた一方、明治時代以降は、多くの文化人を輩出してきたことも八女の魅力です。

こうした八女の歴史や伝統、文化、町並みを活かした体験型観光やイベント等が行われており、本市の観光振興につながっています。

(3) 農産物

本市は、県内有数の生産量、種類の多さ、高い品質を誇る農産物の一大産地です。全国ブランドとして確立されている八女茶をはじめ、電照菊等の花き、ブドウ、ナシ等の果樹、イチゴ、ナス等の野菜の主力産品を中心に、地域の特性にあった付加価値の高い様々な農産物が生産されています。

親子何代にもわたって伝わる郷土料理、採れたての野菜を使った名物料理など、八女の食材はこだわりの味となり、発信されています。

(4) 伝統産業

幾多の恵みをもたらしてきた清流と大地。そこから多彩な伝統工芸が生まれ、引き継がれてきました。本市は「手工芸の里」と呼ばれ、八女福島仏壇、八女提灯、八女手すき和紙、八女石灯ろうなど、限られた地域に多くの伝統工芸の技が息づいています。昔から和紙は製茶の際の手もみ作業にも使われており、八女茶という一流のブランドを生み出しました。江戸時代、農家の副業として始まり、明治時代の奨励策で基盤を築き、成長を続けてきた伝統産業。それは八女の文化そのものに影響し、今も職人の手によって受け継がれています。



棚田（星野）



日向神ダム（矢部）



第3章 まちづくりの課題

1. 時代の潮流

(1) 人口減少社会の到来

我が国の人口は、平成27（2015）年をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所によれば、概ね30年後には1億人を下回るまでの減少が予測されています。

少子高齢化が急速に進み、高齢者人口の増加、年少人口の減少とともに、生産年齢人口も既に平成7（1995）年以降減少傾向にあります。

こうした構造変化により、高齢者世帯の増加や経済活動の担い手の減少が顕在化するとともに、医療・介護・福祉サービス需要の増大や空き家の増加などが大きな問題となっています。

従来の成長型モデルではなく、人口減少を前提とした社会システムへの転換が様々な場面で求められ、生産性向上による経済活力の維持向上と同時に、女性や高齢者の社会参画の拡大や働き方の工夫も求められています。

(2) 持続可能なまちづくりに向けた取組

国連では、平成27（2015）年9月に開催されたサミットの中で、令和12（2030）年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。我が国では、この考え方を取り入れた自治体SDGsの推進により、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組み、地方創生を実現することが求められています。

自治体においても持続可能なまちづくりの実現に向け、国内外の新たな社会潮流である「SDGs（持続可能な開発目標）」を踏まえて、長期的・世界的・社会的視点から「何が必要か」を考え行動する「アウトサイド・イン*」（社会・環境が及ぼす影響）によるアプローチにより、SDGsの17の共通目標を視点に入れた総合計画の策定と、それに基づく各分野での実践が求められています。

(3) 地域共生社会*の実現に向けた取組

社会的孤立*（関係性の貧困）、複合的な課題など、生きづらさやリスクが多様化・複雑化する一方で、共同体機能の低下、世帯規模の縮小、経済環境の変化など、個人を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。



（４）安全・安心に対する意識の高まり

地震や大型台風、集中豪雨などによる自然災害が、これまでの想定を上回る規模で発生し、人々の防災意識を高め、国や地方自治体でも防災対策への取組が強化されつつあります。

また、社会のグローバル化・ボーダーレス化及び地球規模の温暖化が進行する中で、輸入感染症*のリスクが格段に高まっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人心を不安に陥れるだけでなく、経済の停滞・悪化、教育をはじめとする様々な分野に深刻な影響をもたらしました。

さらに、子どもや高齢者を狙った犯罪、悪質な運転による交通事故など、身の回りで発生する事件・事故が多様化・複雑化しています。

このような市民生活を脅かす様々な脅威に対し、生活への影響を最小限にとどめるため、自然災害をはじめ安全・安心に対する対策を総合的に進めていく必要があります。

（５）地域経済のグローバル化

経済活動のグローバル化が一層進む中、国際間・地域間の競争は激化しており、国内産業の空洞化や地域経済の弱体化への不安が高まっています。

今後は、グローバル化を新たな成長のチャンスと捉え、世界と勝負できる産業の育成や自立的、内発的な地域経済の再構築を推進するとともに、国際感覚を備えた人材の育成や、国際交流を活かした産業・文化等の展開による活力の導入に積極的に取り組む必要があります。

（６）ＩＣＴ*（情報通信技術）の発展

ＩＣＴ（情報通信技術）の飛躍的な発達とともに、自動車や家電などあらゆるモノがインターネットにつながるＩｏＴ*や、ＡＩ（人工知能）などの活用、情報通信機器の普及・多様化は、人々の生活、経済活動、サービス、社会のしくみなどに大きな変化をもたらしています。５Ｇ*（第５世代移動通信システム）サービスも開始され、革新技術によるイノベーションは、生産や販売、消費といった経済活動に加え、健康や医療、公共サービス、更には人々の働き方などを根底から変えていくとともに、国連の「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」に代表される人類共通の課題解決や世界全体の持続的発展に寄与することが期待されています。

一方で、これまでの情報社会（Society4.0）では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。また、インターネットを悪用した犯罪の増加や、情報の漏えい、情報モラルの低下、情報にアクセスできる人とできない人の情報格差などの問題も指摘されています。

そのため、ＩＣＴの活用により、住民サービスの向上や業務の効率化を図っていくことに加え、情報セキュリティの確保、情報教育、情報格差への対応などが求められます。

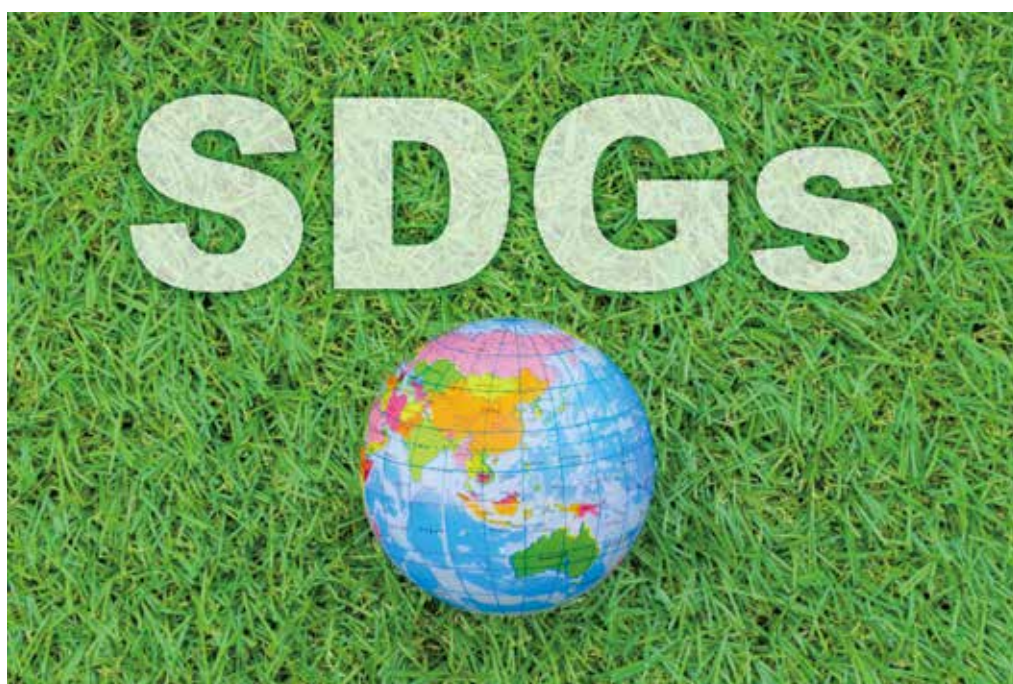
(7) 地方分権と市町村財政

地方分権の進展により、地域住民に最も身近な市町村の果たす役割と責任の範囲が拡大しており、行政サービスは市町村が自らの判断と責任で行うことが必要となっています。

また、公共施設の老朽化が進む中、国ではインフラ長寿命化計画を、地方公共団体では公共施設等総合管理計画を策定し、国や地方公共団体が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとしています。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や高齢化の進行による社会保障経費の増大など、地方の財政状況はますます厳しさを増すことが予想される中で、更なる健全な財政の維持と行政のスリム化を図る必要があります。

そのため、これまでの事務の効率化や、民間活力の活用などの取組に加え、新しいデジタル技術の積極的な利活用や、そのための人材育成などを進める必要があります。



2. 市民意向調査

本計画の策定にあたり、市民、高校生、市内で活動されている団体へ「第5次八女市総合計画策定のためのアンケート調査」を実施し、まちづくりに対する課題・ニーズの把握を行いました。

それぞれの調査結果は以下のとおりです。

(1) 令和2（2020）年度市民意識調査結果

※資料編p138～140に関連グラフ掲載

■定住促進を図っていくためには、地域のつながりの重要性を住民に周知することや生活の利便性の向上が必要

- 今後の定住意向については、「今後も住みたい」が69.2%と高いものの、「わからない」は24.2%、「住みたくなかない」は5.1%となっています。
- 住みたくなかない理由としては、「地域の行事や近所づき合いがわずらわしいため」が32.7%、次いで「買い物などの日常生活に不便であるため」、「通学・通勤に不便であるため」の順となっています。
- 多様な価値観があり、地域のつながりが希薄になる中、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすためには、互助、共助の重要性を周知することが重要です。
- また、居住地区や年齢によって住みたくなかない理由の違いがみられることから、それぞれのニーズに合わせた取組を行っていくことが必要です。

■住民参画を推進するための対策が必要

- まちづくりの参加状況は、『参加していない』が『参加している』割合より1.3ポイント高くなっています。また平成27（2015）年調査に比べ『参加している』割合がやや減少しています。住民参画への興味を高めることと併せて、関心はあるが、時間的余裕がなく参加できない人のためにも、参加しやすい環境、システムを構築することも重要です。

■「健康・福祉、医療サービスが整った福祉医療都市」が望まれている

- 本市が将来どのような都市であってほしいかについては、「健康・福祉、医療サービスが整った福祉医療都市」（38.2%）が最も多く、次いで「子どもを生み育てやすい環境が整った子育て支援都市」（37.9%）、「災害や犯罪などの危機に備えた安全・安心都市」（29.2%）となっています。このため、引き続き、福祉の向上と安全・安心なまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

(2) 令和2（2020）年度高校生調査結果

※資料編p141～144に関連グラフ掲載

■八女市に対するイメージの向上と、定住性を高めるための対策が必要

- 本市在住の高校生は、本市のイメージについて、「大好き」「好き」という回答が69.4%となっており、約7割が良いイメージを持っている一方で、「どちらともいえない」という回答が26.1%となっています。また、住みやすさに関しても、「住みやすい」または「どちらかというに住みやすい」が63.9%となり、「住みやすい」という回答が最も多くなっています。
- 住みやすいと思う理由としては、「自然の豊かさ」が高く評価されているのに対して、住みにくいと思う理由は、「交通の便が悪いから」、「買い物するのに不便だから」と、利便性に対する理由が多くなっています。若い世代にとって利便性は特に重要な要素と考えられるため、良いイメージや定住意向を高めるためには、交通に関する利便性の向上など、若い世代のニーズを把握することが重要であると考えられます。

■就労の場の拡充とともに、生活の利便性を高める検討が必要

- 高校卒業後は、今の地域を「出ていくつもりである」が45.8%で、出ていく理由は、「進学のため」が77.0%、「就職のため」が13.3%となっています。また、将来戻ってくる意思や予定は、「わからない」が33.9%、『戻る』は25.4%、『戻らない』は38.1%となっています。『戻らない』の内訳としては、「戻りたいが、働く場が限られるので戻らない（戻らない予定）」など、就労の場に関する問題や、生活や移動の不便さに関する回答がみられます。
- しかしながら、一旦は今の地域を離れたとしても、Uターンを希望する人は一定数いると想定されることから、その際の条件として、就労の場の拡充や、生活の利便性の向上が必要であると考えられます。周辺地域との連携も視野に入れた雇用対策と、生活の利便性を高める検討が、今後重要であるといえます。

■自然環境や地域文化の維持を基盤とし、多面的にまちづくりを推進することが必要

- 本市の将来については、「豊かな自然を活かした自然環境都市」が最も多くなっています。その一方で、「観光施設やレクリエーション施設が整備された観光都市」、「子どもを生き育てやすい環境が整った子育て支援都市」など、自然環境以外の回答も多くみられます。
- 若い世代の考える理想的な将来像に近づくには、自然環境や地域特有の文化を維持しつつ、子育て支援、日常生活における娯楽や楽しみ、交通の基盤整備など、様々な施策を講じながら、まちづくりを推進していくことが求められていると考えられます。



(3) 令和2（2020）年度団体調査結果

※資料編p145～146に関連グラフ掲載

■八女市の強みを更に向上させ、弱みへの対策をとることが必要

- 本市の強みは、「自然の豊かさ」、「特産物（農産物）」、「伝統工芸」、「伝統文化」、「農林業」など、多くの団体で、本市の強みに対する認識が共通していることが分かります。
- 本市の弱みは、「人口減少」が最も多く、「少子高齢化」、「交通が不便」、「若年層の減少」、「地域資源を活用できていない」が続いており、人口減少や高齢化が弱みとして認識されていることが分かります。
- 今後は、「自然の豊かさ」に代表される本市の魅力を向上させるとともに、弱みである「人口減少」、「少子高齢化」といった課題への対応が必要です。

■八女市の目指すべき姿のキーワードは「若者の定住」、「子育ての支援」、「環境」、「観光」

- 本市の目指すべき姿は、「若者が定住できるまち」が最も多く、「観光振興によるまちづくり」、「豊かな自然を活かせるまち」、「安心して暮らせるまち」を望む意見が多くなっています。
- 目指す姿としては、若者や子育て世代が定住できるまちづくりや、豊かな自然環境を活かしたまちづくりに対して意見が集まっており、今後はこれらに対する取組が求められます。

■目指すべきまちの実現に向けて八女市が取り組むべき最重要課題は「若者の定住促進」

- 目指すべきまちの実現に向けて市が取り組むべきことについては、「若者の定住促進」が最も多く、「子育て支援」、「八女市のPR」、「インフラ整備」、「産業の創出・振興」、「高齢者支援」が続いています。
- 少子高齢化は、本市をはじめ日本全体として対応が求められています。若者や子育て世帯への支援に加え、交通インフラの整備など、より住みやすいまちづくりが今後も必要です。

3. 第4次八女市総合計画後期基本計画の評価

(1) 評価方法

① 担当課による評価

担当課による施策評価は、第4次八女市総合計画後期基本計画に掲げている88の主要施策について、進捗度を4段階評価（1～4点）したものです。

② 令和2（2020）年度市民意識調査による評価

市民意識調査のうち、第4次八女市総合計画後期基本計画の行政サービスに関する設問（問1～問33）に対し、本市の行政サービスの納得度を4段階評価（1～4点）したものです。

得点	担当課（進捗度）	市民（納得度）
4	ほぼ計画通り達成できた	納得できる
3	予定通り取り組んでいるが、まだ完全に予定通りには終了していない	どちらかといえば納得できる
2	取り組んでいるが、あまり順調に進んでいない	どちらかといえば納得できない
1	計画はしたが、ほとんど取り組めてはいない	納得できない

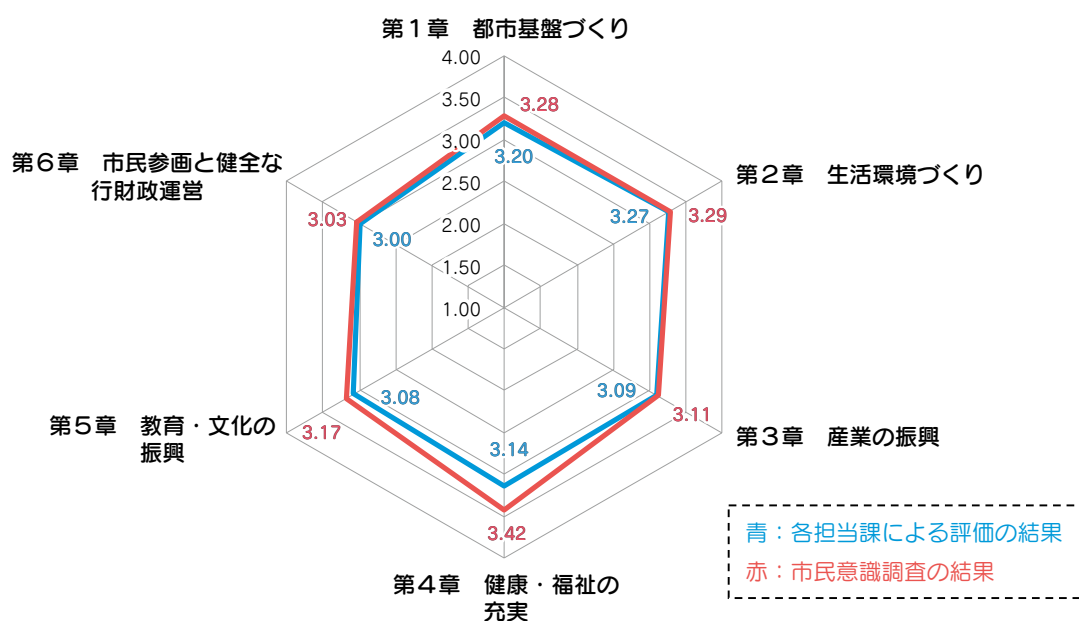
(2) 評価結果

① 章単位

○各担当課による章単位でみた評価の平均は、「3.13」、市民意識調査による平均は「3.22」となっています。

○全体的には、すべての章で市民意識調査の結果が、各担当課の評価を上回っています。

○特に「第4章 健康・福祉の充実」については、各担当課の評価より、市民意識調査の結果の方が、0.28ポイント上回り、各章の中で最も納得度の高い結果となりました。



② 各担当課による評価と市民意識調査の比較

- 各担当課による「進捗度」評価（33の基本施策単位）と市民意識調査の「納得度」（問1～問33）の結果について、それぞれ3点を基準値として比較をしました。
- 各担当課による「進捗度」評価及び市民意識調査「納得度」が3点以上の分野は、「生活の安全・安心」「社会保障と生活困窮者への支援」「子育て支援」など26分野あり、これらは本市の強みとなることが考えられます。
- 各担当課による評価は高いものの、市民意識調査の評価が低い分野は、「土地利用と市街地の整備」「新しい産業の創出」「地域コミュニティ*支援」「多面的な交流や連携したまちづくり」であり、これらについては市民ニーズという視点から取組状況について検証することが必要です。

分類Ⅰ：担当課「進捗度」評価が高く、市民意識調査「納得度」も高い分野	
道路、交通体系の整備	情報通信環境の整備
災害対策	環境の保全
美しい景観づくり	住宅対策
水道供給、生活排水処理	生活の安全・安心
農業の振興	林業・水産業の振興
観光の振興	商業振興
健康づくり	地域福祉の推進
高齢者福祉・介護サービス	障がい者福祉
子育て支援	社会保障と生活困窮者への支援
生涯学習の振興	人権教育
国際交流と平和への取組	伝統文化の継承
スポーツの振興	協働のまちづくり
市役所のサービス向上	財政運営
分類Ⅱ：担当課「進捗度」評価は低いが、市民意識調査「納得度」が高い分野	
産業振興と企業誘致	学校教育の充実
人権尊重と男女共同参画社会*	
分類Ⅲ：担当課「進捗度」評価は高いが、市民意識調査「納得度」が低い分野	
土地利用と市街地の整備	新しい産業の創出
地域コミュニティ支援	多面的な交流や連携したまちづくり



4. 今後の八女市のまちづくりにおける総合的課題

主要課題1 少子高齢化への対応

本市においても人口減少や少子高齢化は進行しており、今後、高齢化のスピードは一段と速まるものと予想されます。このような状況の中、市民意識調査では、本市が将来どのような都市であってほしいかについて、「健康・福祉、医療サービスが整った福祉医療都市」、「子どもを生み育てやすい環境が整った子育て支援都市」という意見が多くみられます。

このため、高齢化の進行により、介護を要する人の更なる増加が今後見込まれる中、保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供や人材の育成などに加え、高齢者の生きがいつくりなど、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる環境づくりが重要となっています。

また、少子化が進行し、子どもたち同士の遊びやふれあいが少なくなる中、子どもたちがより豊かに育っていけるための支援や、安心して子どもを生み育てられる環境や条件を整えていく必要があります。

主要課題2 安全・安心で住み続けられるまちづくり

誰もが住み慣れたまちで「安全に安心」して暮らすことができるまちづくりが求められています。市民意識調査でも、本市の将来像としては、「災害や犯罪などの危機に備えた安全・安心都市」を望む意見が3番目に多くなっています。

また、平成24（2012）年7月九州北部豪雨や令和2（2020）年7月豪雨など、大規模な災害が多発している中、人的・物的支援における支援側と受援側の体制整備などの課題が明らかになりました。

このため、あらゆる自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、市民・地域・行政等が一体となった総合的な地域防災体制を構築することが必要です。また、市民一人一人の安全に対する意識の高揚を図り、事故や犯罪のない安全なまちづくりを推進することが必要です。

加えて、近年では人々の移動の活発化に伴い、地球規模で感染症が報告されています。市民の命や生活を守ることを最優先にした上で、長期的かつ安定的な感染拡大防止策の整備と市民生活や経済活動に及ぼす影響の最小化、経済活力の回復に取り組み、市民の安全・安心な暮らしの実現につなげていくことが重要です。

主要課題3 新たな魅力の創造による活性化

人が集まり、交流することは本市の持続的な発展を支える活力であり、欠かせない要素です。

しかし、人口の社会減*が続いており、持続可能なまちづくりのためにも新たな魅力を創造し、交流人口や関係人口の増加を図ることが重要な課題となります。

本市には、豊かな自然や歴史・文化、農産物、伝統工芸など、様々な魅力があり、また、各地域には多彩な地域資源を活かした観光交流拠点があります。

今後も情報発信力の強化や、新たな魅力の創造を通じて、産業活動や人々の交流を活発にし、地域を活性化していくことが重要です。

主要課題4 住民主体のまちづくりへの取組

住民が誇りと愛着を持って住み続けることのできる地域社会を形成するには、住民が主体となって、住民による、住民のためのまちづくりを進めていくことがますます必要となっています。

しかし、市民意識調査では、本市のまちづくりの参加状況について、『参加している』と回答した割合が5年前よりやや減少しており、住民活動はまだまだ活発化には至っていません。

このため、今後はまちづくりへの参加のきっかけづくりや住民が参加したくなる環境づくりを行うとともに、まちづくりをリードする人材の育成に一層努める必要があります。

主要課題5 情報通信環境の整備

ＩＣＴ（情報通信技術）が飛躍的に発達する中で、ＩＣＴの活用により、市民サービスの向上や業務の効率化を図っていくことに加え、情報セキュリティの確保、情報教育、情報格差への対応などが求められます。

今後も、更なる情報通信基盤の整備・普及に努めるとともに、生活の質の向上につながるＡＩ（人工知能）やＩＣＴなど、新たな先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety5.0の実現を目指す必要があります。





ヨシビの彼岸花（黒木）



男ノ子焼の里（立花）

基本構想

(令和3年度～令和12年度)





第1章 将来都市像

1. 八女市の目指す将来都市像（ビジョン）

ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ
安心と成長のまち 八女

- 八女市は、豊かな自然と歴史、受け継がれてきた伝統文化、農産物や郷土料理など、多くの“恵み”と人の温もりにあふれるまちです。それらは、生活に潤いとやすらぎをもたらすとともに、私たちの心の中に、ふるさとを誇り愛する気持ちとして息づいています。このふるさとの恵みと誇りを、未来につなぎ継承するまちをつくります。
- 安全で快適な暮らしを支える都市基盤や、強靱で安全な環境、そして共に支え合い健やかに暮らせるしくみを構築することで、誰もが住み慣れたまちで、自分らしく、心豊かに安心して暮らすことができるまちをつくります。
- 地域経済の活性化や雇用創出の要である地域産業の生産性向上と発展を実現するとともに、多彩な地域資源を活かした交流や連携・協働により、新たな賑わいづくりや移住・定住を促進し、成長し続けていくまちをつくります。

2. 目標人口

令和12(2030)年に人口52,300人を維持

本市の総人口は減少傾向で推移しており、平成27（2015）年の国勢調査では64,408人となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、今後もこうした減少傾向が続ぎ、令和42（2060）年には、27,000人程度になると推計されています。

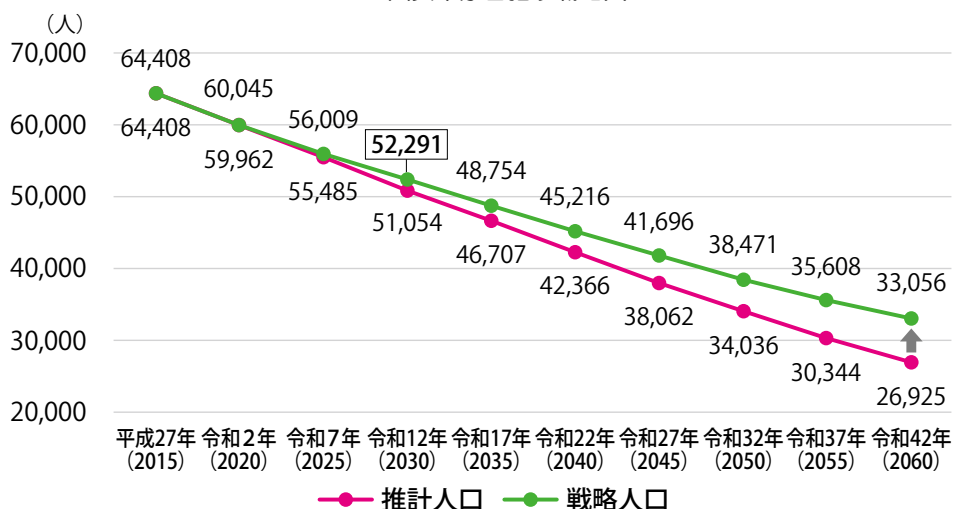
こうした状況を踏まえつつ、「八女市人口ビジョン（令和3年3月改訂版）」（以下「八女市人口ビジョン」という。）では、長期的視点から人口減少の抑制に取り組み、合計特殊出生率の上昇並びに特定年代の転出超の低減を図ることにより、令和12（2030）年において52,300人、令和42（2060）年において33,100人程度の人口規模を目指すという戦略人口を設定しています。

そこで、本計画においても、八女市人口ビジョンを踏まえ、計画期間の目標人口を52,300人とします。

■戦略人口の前提条件■

合計特殊出生率	平成27（2015）年以降について、合計特殊出生率が令和17（2035）年までに人口置換水準（2.07）まで上昇、その後は2.07を維持するものと仮定した。
純移動率*	[特定年代の転出超を低減] 純移動率のうち、今後、転出超が続くと考えられる年代のうち20歳～39歳について、転出超（マイナス）のみ令和7（2025）年から対5年比で5年ごとに転出率1割減とした。

八女市が目指す戦略人口

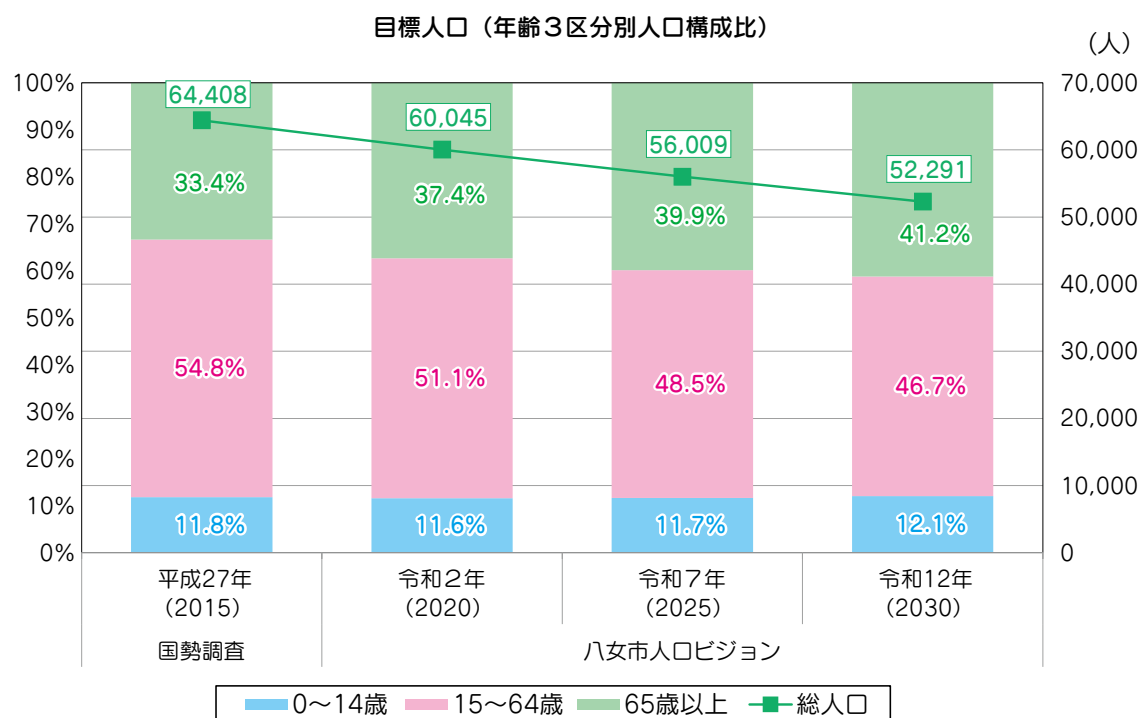


資料：推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」準拠（まち・ひと・しごと創生本部提供）



八女市人口ビジョンに基づく令和12（2030）年までの目標人口と年齢3区分別の人口構成比は次のとおりです。

生産年齢人口（15～64歳）の割合は、54.8%から46.7%へと8.1ポイント減少する一方、老年人口（65歳以上）の割合は33.4%から41.2%へと7.8ポイントの増加が見込まれます。



※国勢調査の総数には“年齢不詳”を含む。

	国勢調査	八女市人口ビジョン			
	2015年	2020年	2025年	2030年	
総人口	64,408	60,045	56,009	52,291	
0～14歳	7,604	6,948	6,527	6,309	
15～64歳	35,223	30,664	27,149	24,417	
65歳以上	21,451	22,433	22,333	21,565	
総人口	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
0～14歳	11.8%	11.6%	11.7%	12.1%	
15～64歳	54.8%	51.1%	48.5%	46.7%	
65歳以上	33.4%	37.4%	39.9%	41.2%	

※国勢調査の総数には“年齢不詳”を含む。



八女中央大茶園



御前岳（矢部）

第2章 まちづくりの基本政策

本計画では、将来都市像の実現に向け、次の8つの基本政策に基づく取組を進めていきます。

基本政策 1 賑わいと利便性のある基盤づくり

●土地利用・市街地整備

●道路・交通

●住宅

●上水道



美しく豊かな自然と調和した土地利用の形成を図り、関係人口・交流人口の増加、そして、移住・定住の促進につながる賑わいと利便性のある基盤づくりを進めることは極めて重要なことです。

- 自然環境と都市環境の調和のとれた土地利用を行うことで、地域の特性を活かし、快適で賑わいと利便性のあるまちづくりを進めます。
- 人が集い、誰もが元気に活躍できる中心市街地の整備を進めるとともに、暮らしを支える道路交通の整備や持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組みます。
- 多様なニーズに対応した住環境の整備、安全な水の安定供給により良質な暮らしの創出に努めるとともに、増加傾向にある危険・老朽化した空き家の対策なども進めます。

★地域の特性を活かし、安心して暮らせるまちをつくる（土地利用・市街地整備）

★暮らしを支える道路交通と持続可能な地域公共交通体系が発達したまちをつくる（道路・交通）

★安全で良質な住環境を提供できるまちをつくる（住宅）

★安全な水を安定供給するまちをつくる（上水道）

基本政策2 強靱で安全な環境づくり

●防災 ●防犯・交通安全



地域における暮らしの安全性への市民の関心・ニーズが高まる中、地震・集中豪雨など、頻発化・激甚化・広域化する大規模災害に対する防災・減災対策等の重要性は以前にも増して大きくなっています。

- 風水害や地震災害などの自然災害に備え、防災拠点機能の強化を図るとともに、強靱で安全な防災整備を進めます。特に、大雨による河川増水等による水害に対して、より強靱なまちづくりを進めることが不可欠であり、こうした観点から河川整備だけではなく、排水施設等についても強化を図っていきます。
- 災害発生時の市民生活への被害を最小限にとどめるため、的確な防災情報の伝達に努め、自主防災組織など地域が主体となった防災活動を支援していきます。
- 防犯、交通安全、消費生活対策の充実により、誰もが安全で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

★災害に強いまちをつくる（防災）

★安全に生活できるまちをつくる（防犯・交通安全）

基本政策3 美しいふるさとづくり

●自然環境・生活環境 ●景観・公園・緑地 ●生活排水処理



本市の有する美しく豊かな自然は、生活に潤いとやすらぎだけではなく、様々な恵みをもたらすなど、大きな魅力となっています。

- 自然環境と調和のとれたまちづくりを進めるとともに、気候変動に影響を与える地球温暖化を防止する取組として、脱炭素社会の実現に向けた対策や自然環境の保全活動など、市民等への啓発を推進し、生活排水などの身近な生活環境を含めた美しいまちの実現に取り組みます。
- 公園・緑地・水辺といった自然環境を活かしたやすらぎの場の整備に努め、次世代を見据えた景観・環境の美しい私たちのふるさとづくりを進めます。



- ★環境に負荷をかけない持続可能なまちをつくる（自然環境・生活環境）
- ★美しく調和のとれた景観のまちをつくる（景観・公園・緑地）
- ★生活排水環境が整ったまちをつくる（生活排水処理）

基本政策4 活力ある産業づくり

- 農業 ●林業・水産業 ●商工業 ●伝統産業
- 観光 ●企業誘致・雇用



産業の振興は、地域経済の活性化の要であるとともに、人口問題への対応の鍵となる雇用の創出などにつながることから、これからのまちづくりにおいてもますます重要です。

- 人口減少社会においても地域の活力が維持できるように、基幹産業であり、本市の最大の魅力の一つでもある自然環境を活かした第1次産業や伝統産業の振興に取り組むとともに、後継者育成を含め、産業としての持続可能性を高める支援に力を入れます。
- 観光については、多彩な地域資源を活かし、市民との交流を通じて、観光リピーターや関係人口の創出へとつながっていくような取組を進めます。
- 地域に大きな雇用を生み出す工業の振興、地域の賑わいにつながる商業の振興に加え、豊かな地域資源を活かした新たな産業や企業誘致などにも取り組み、誰もが働くことに誇りと喜びを感じながら暮らせる活力ある産業づくりを進めます。

- ★ふるさとの食と活力ある農業・農村を次世代につなぐまちをつくる（農業）
- ★豊かな自然を守り・育て・活かす林業と水産業が成長するまちをつくる（林業・水産業）
- ★地域に根付いた産業が育つまちをつくる（商工業）
- ★伝統工芸の技術と魅力があふれるまちをつくる（伝統産業）
- ★観光地としての魅力を高め、関係人口を創出するまちをつくる（観光）
- ★新たな雇用の場が広がるまちをつくる（企業誘致・雇用）

基本政策5 安心して暮らせるしくみづくり

- 地域福祉 ●健康・医療 ●高齢者福祉 ●障がい者福祉
- 子ども・子育て支援 ●社会保障



少子高齢化が進む中、市民が健康で生きがいをもち安心して生涯を過ごせるような活力のある地域共生社会を構築していく必要があります。

- すべての人が住み慣れた地域や家庭において、健康を維持しつつ、それぞれが生きがいと自己目標の実現を目指し生活できるよう、地域共生社会の実現と包括的な支援体制の構築を目指します。
- 健康寿命の延伸を目指した市民の健康づくりを推進するとともに、人口減少社会における医療ニーズ等への対応を視野に、地域医療体制の充実・強化を図ります。
- 少子化への対応として、子どもや子育て世帯、更には出産・育児を希望する世代に対する取組の充実を図ることで、安心して子どもを生み育てられるまちづくりに取り組みます。

- ★共に支え合い健やかに暮らせる福祉のまちをつくる（地域福祉）
- ★健康で心豊かに暮らせるまちをつくる（健康・医療）
- ★高齢者がいきいきと安心して共に暮らせるまちをつくる（高齢者福祉）
- ★障がいの有無に関係なく、すべての方が安心して住み慣れた地域で生活できる地域共生社会を実現するまちをつくる（障がい者福祉）
- ★心豊かに、共に支え合い、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちをつくる（子ども・子育て支援）
- ★適正な社会保障ができるまちをつくる（社会保障）





基本政策6 ふるさとを愛する人づくり

●学校教育・人権教育 ●生涯学習・平和
●歴史・文化 ●スポーツ



グローバル化やICT化等により社会状況が大きく変化する中、生涯を通じた学びの必要性は今後ますます高まることが想定されます。また、次世代を担う子どもたちの自尊感情や生まれ育った地域への郷土愛を育むこともますます重要になっています。

- 自らのふるさと「八女市」に誇りと愛着を抱くことができるように、学校、家庭、地域が協力・連携し、特色ある教育環境の充実に取り組むとともに、人権教育による豊かな心を育みます。
- 生涯学習の推進により、市民が主体的に学び、社会に参加できるようなしくみをつくり、学びと地域活動の活性化を図るとともに、平和を尊重するまちづくりを進めます。
- 本市の有する貴重な史跡や伝統文化、歴史の中で育まれてきた豊かな地域文化を守り、次代を担う若者への継承にも取り組むなど、ふるさとを愛する人づくりを進めます。
- 市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツの力で、市民の健康づくりの推進と市民交流・交流人口の拡大を図り、健康なまちづくりを進めます。

- ★生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むまちをつくる（学校教育・人権教育）
- ★市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重するまちをつくる（生涯学習・平和）
- ★歴史と伝統に育まれた“八女文化”が生きるまちをつくる（歴史・文化）
- ★スポーツの力で、健康なまちをつくる（スポーツ）

基本政策7 人権を尊重した共生のまちづくり

●人権・男女共同参画 ●地域コミュニティ



SDGs（持続可能な開発目標）達成のため、誰もが尊厳を持って暮らすことのできる、多様性と包摂性のある地域づくりはますます重要となっています。

- 誰もが尊重され、安心して、誇りを持って心豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。
- 性別や年齢に関わりなく、誰もが参加・参画・活躍できるまちづくりを進めます。
- 個人の活動を含む地域のコミュニティ組織を中心に、個人・家庭から地域へ、地域から市全体へと広がる絆・つながりの構築に取り組みます。

★すべての市民が自分らしく暮らせるまちをつくる（人権・男女共同参画）

★活気ある地域コミュニティを基盤とした持続可能なまちをつくる（地域コミュニティ）

基本政策8 未来につなぐ協働のまちづくり

●都市間交流・国際交流 ●協働・情報 ●行財政 ●広域行政



生産年齢人口の減少等により税収減が想定される中、市民との協働のまちづくりや行財政改革による持続可能な行政運営が求められています。

- 国内・国外の人・都市との多種多様な交流や連携を通じて、市の魅力の発信、新たな文化の構築や災害時の連携体制を築き上げていきます。
- 地域社会の多種多様な課題を解決するために、地域やNPO法人等が行う活動を支援し、市民が主役となる未来につなぐ協働のまちづくりを進めます。
- 効率的で質の高い行政サービスを提供し続けるために、行政組織の強化、新たなデジタル技術の活用による市民の利便性の向上と併せて職員の能力を向上させ、行政事務の効率化を図り、健全な財政運営に努めます。
- 近隣自治体との連携による事務の共同運営や、圏域全体を暮らしやすく自立した地域にするための定住自立圏構想*を推進します。

★市の魅力を活かし、国内外の都市や人と多様な交流が広がるまちをつくる（都市間交流・国際交流）

★市民が主役となって活躍するまちをつくる（協働・情報）

★効率的で健全な行財政運営による持続可能なまちをつくる（行財政）

★持続的に広域連携したまちをつくる（広域行政）

第3章 まちづくり体系

将来都市像の実現に向けた本計画のまちづくり体系は次のとおりです。



前期基本計画

(令和3年度～令和7年度)



分野別ビジョンと基本目標一覧

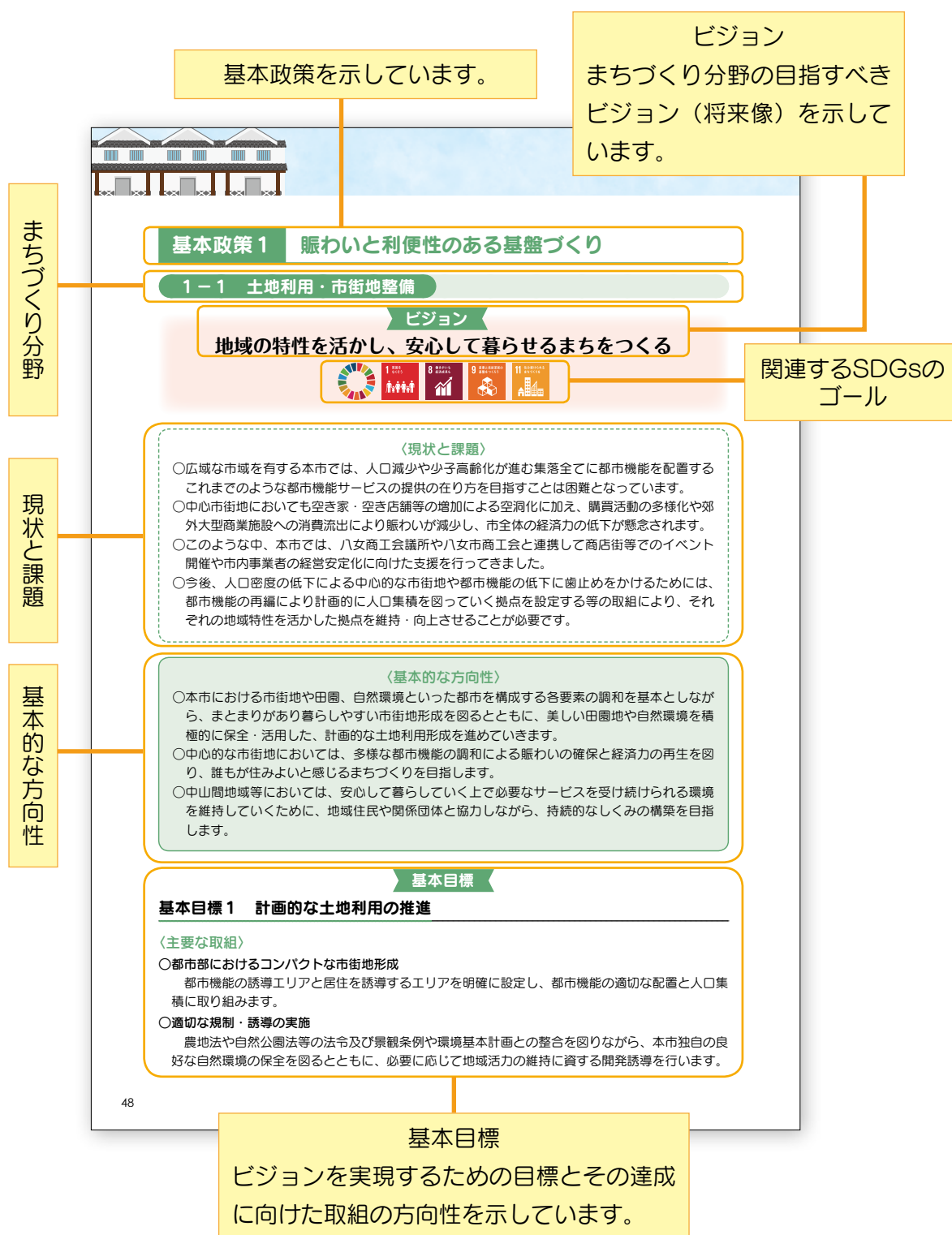
基本政策	分野	ビジョン	基本目標
1 賑わいと利便性のある 基盤づくり	1 - 1 土地利用・市街地整備	地域の特性を活かし、安心して暮らせるまちをつくる	1 計画的な土地利用の推進 2 文化的で豊かな中心拠点の形成 3 安心して暮らせる地域拠点の形成
	1 - 2 道路・交通	暮らしを支える道路交通と持続可能な地域公共交通体系が発達したまちをつくる	1 計画的な都市道路網の構築・整備 2 生活道路の整備 3 日常生活に必要な不可欠な移動手段の確保
	1 - 3 住宅	安全で良質な住環境を提供できるまちをつくる	1 移住・定住環境の整備 2 市営住宅の環境の整備 3 空き家の適正管理 4 情報通信基盤の整備
	1 - 4 上水道	安全な水を安定供給するまちをつくる	1 安全な水の安定供給及び加入促進
2 強靱で安全な 環境づくり	2 - 1 防災	災害に強いまちをつくる	1 防災情報の伝達手段の確保 2 地域を主体とした防災活動の推進 3 消防・救急体制の充実 4 防災拠点の整備 5 治山治水・河川の整備
	2 - 2 防犯・交通安全	安全に生活できるまちをつくる	1 防犯対策の充実 2 交通安全対策の充実 3 消費生活相談の充実
3 美しいふるさとづくり	3 - 1 自然環境・生活環境	環境に負荷をかけない持続可能なまちをつくる	1 自然環境の保全 2 地球温暖化対策の推進 3 環境負荷の少ない循環型社会の形成 4 公害防止対策の推進
	3 - 2 景観・公園・緑地	美しく調和のとれた景観のまちをつくる	1 美しい景観の形成 2 緑地・公園の維持向上
	3 - 3 生活排水処理	生活排水環境が整ったまちをつくる	1 污水处理施設の整備・普及・維持管理
4 活力ある産業づくり	4 - 1 農業	ふるさとの食と活力ある農業・農村を次世代につなぐまちをつくる	1 農業生産基盤の整備 2 ハ女ブランド化の推進による付加価値商品の販売
	4 - 2 林業・水産業	豊かな自然を守り・育て・活かす林業と水産業が成長するまちをつくる	1 森林保全と林業基盤の確保 2 多様な林業の促進 3 有害鳥獣対策の充実 4 内水面漁業の振興
	4 - 3 商工業	地域に根付いた産業が育つまちをつくる	1 新規事業者の育成と既存事業者への支援 2 商店街の活性化
	4 - 4 伝統産業	伝統工芸の技術と魅力があふれるまちをつくる	1 伝統工芸の次世代への継承 2 技術を活かした商品開発の支援とPR
	4 - 5 観光	観光地としての魅力を高め、関係人口を創出するまちをつくる	1 ハ女の資源を活かした観光の推進 2 観光商品の開発と観光PRの充実 3 持続可能な観光事業の推進と観光施設の整備
	4 - 6 企業誘致・雇用	新たな雇用の場が広がるまちをつくる	1 企業誘致の推進 2 多様な人材の求職マッチングの推進 3 市民の雇用拡大に向けた支援 4 より働きやすい労働環境づくりに向けた企業への支援

基本政策	分野	ビジョン	基本目標
5 安心して暮らせる しくみづくり	5 - 1 地域福祉	共に支え合い健やかに暮らせる福祉のまちをつくる	1 相談しやすい雰囲気づくり 2 連携した支援ができる体制づくり 3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり 4 社会参加の意識づくり
	5 - 2 健康・医療	健康で心豊かに暮らせるまちをつくる	1 健康づくりの推進 2 地域医療体制の充実 3 感染症予防対策の推進
	5 - 3 高齢者福祉	高齢者がいきいきと安心して共に暮らせるまちをつくる	1 地域性に応じた地域包括ケアシステムの推進 2 介護予防の推進 3 認知症高齢者にやさしい地域づくり
	5 - 4 障がい者福祉	障がいの有無に関係なく、すべての方が安心して住み慣れた地域で生活できる地域共生社会を実現するまちをつくる	1 障がい者への自立支援 2 相談支援体制の構築 3 ふれあいのあるまちづくりの推進
	5 - 5 子ども・子育て支援	心豊かに、共に支え合い、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちをつくる	1 子育て支援サービスの充実 2 地域における子育て支援の充実 3 安心して子育てと仕事ができる環境づくり 4 子育て世代の保護者の負担軽減 5 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援 6 家族形成の支援
	5 - 6 社会保障	適正な社会保障ができるまちをつくる	1 国民健康保険制度の健全な運営 2 介護保険制度の健全な運営 3 生活保護受給者等の自立支援
6 ふるさとを愛する 人づくり	6 - 1 学校教育・人権教育	生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むまちをつくる	1 教育内容の充実による学力の向上 2 教育内容の充実による心と体の健康づくりの推進 3 教育環境の整備・充実 4 人権に関する知的理解の深化と人権感覚を育む教育活動の推進 5 人権尊重の視点に立った学校づくり
	6 - 2 生涯学習・平和	市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重するまちをつくる	1 生涯学習活動の推進 2 青少年の健全育成・体験活動の推進 3 平和意識の普及・高揚
	6 - 3 歴史・文化	歴史と伝統に育まれた“八女文化”が活きるまちをつくる	1 筑紫君磐井と八女古墳群及び南北朝時代等の歴史的文化遺産の保存・活用 2 地域の伝統行事や伝統芸能の継承 3 市民の文化・芸術団体の育成と芸術文化振興事業の推進
	6 - 4 スポーツ	スポーツの力で、健康なまちをつくる	1 スポーツの振興 2 スポーツによる地域活性化
7 人権を尊重した 共生のまちづくり	7 - 1 人権・男女共同参画	すべての市民が自分らしく暮らせるまちをつくる	1 人権施策の推進 2 人権啓発の推進 3 多文化共生の推進 4 男女共同参画社会の実現
	7 - 2 地域コミュニティ	活気ある地域コミュニティを基盤とした持続可能なまちをつくる	1 持続可能な地域コミュニティの育成 2 人と人、人と地域との結びつきの形成
8 未来につなぐ 協働のまちづくり	8 - 1 都市間交流・国際交流	市の魅力を活かし、国内外の都市や人と多様な交流が広がるまちをつくる	1 シティプロモーションの推進 2 都市交流事業の推進
	8 - 2 協働・情報	市民が主役となって活躍するまちをつくる	1 市民に開かれた広聴・広報 2 市民との協働の推進
	8 - 3 行財政	効率的で健全な行政運営による持続可能なまちをつくる (第8次八女市行政改革大綱)	【効率的な行政運営】 1 スマート自治体の推進 2 市民サービスの向上 3 多様な課題に対応できる組織づくり 4 職員の資質向上と能力の開発 5 総合計画の実現に向けたマネジメント 【健全な財政運営】 1 健全な財政運営の推進 2 市税の公平・公正な賦課と適切な収納
	8 - 4 広域行政	持続的に広域連携したまちをつくる	1 一部事務組合の安定運営 2 共生・交流ネットワークの構築

基本計画の見方

「基本計画」は、「基本構想」に示した“まちづくりの体系”に基づく“まちづくり分野”ごとの構成となっています。

“まちづくり分野”ごとの「基本計画」の見方については、次のとおりです。



目標指標

基本目標の達成度目安となる
代表的数値目標を設定してい
ます。

基本計画

基本目標2 文化的で豊かな中心拠点の形成

〈主要な取組〉

○中心的な市街地の整備促進

中心的な市街地については、住宅と商業・業務施設、伝統的町並みなどの観光施設が調和した複合的土地利用*を促進し、多様な世代や市外観光者が交流する賑やかで魅力ある中心拠点の形成を図ります。

また、まちなかの環境や資源の整備を進めるとともに、伝統的町並みに配慮しつつ必要な都市機能の維持に努めます。

基本目標3 安心して暮らせる地域拠点の形成

〈主要な取組〉

○それぞれの地域特性を活かした生活空間づくり

中山間地域等については、将来にわたって地域住民が安心して暮らし続けることができるよう、買い物、福祉、交通手段などの日常生活に必要な機能・サービスの確保ができるような地域拠点の形成を図ります。

また、それぞれの地域の特性を活かした魅力的な観光集客資源の活用により、賑わいと交流を促進し、活性化を図ります。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
市民意識調査で「これからも八女に住み続けたいと思う」と回答した人の割合	%	68.9	75

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市都市計画マスタープラン	令和3年度～令和23年度
八女市立地適正化計画	令和3年度～令和23年度

関連個別計画

まちづくり分野に関連する主
な個別計画を示しています。



基本政策 1

賑わいと利便性のある基盤づくり

1-1 土地利用・市街地整備

ビジョン

地域の特性を活かし、安心して暮らせるまちをつくる



〈現状と課題〉

- 広域な市域を有する本市では、人口減少や少子高齢化が進む集落全てに都市機能を配置するこれまでのような都市機能サービスの提供の在り方を目指すことは困難となっています。
- 中心市街地においても空き家・空き店舗等の増加による空洞化に加え、購買活動の多様化や郊外大型商業施設への消費流出により賑わいが減少し、市全体の経済力の低下が懸念されます。
- このような中、本市では、八女商工会議所や八女市商工会と連携して商店街等でのイベント開催や市内事業者の経営安定化に向けた支援を行ってきました。
- 今後、人口密度の低下による中心的な市街地や都市機能の低下に歯止めをかけるためには、都市機能の再編により計画的に人口集積を図っていく拠点を設定する等の取組により、それぞれの地域特性を活かした拠点を維持・向上させることが必要です。

〈基本的な方向性〉

- 本市における市街地や田園、自然環境といった都市を構成する各要素の調和を基本としながら、まとまりがあり暮らしやすい市街地形成を図るとともに、美しい田園地や自然環境を積極的に保全・活用した、計画的な土地利用形成を進めていきます。
- 中心的な市街地においては、多様な都市機能の調和による賑わいの確保と経済力の再生を図り、誰もが住みよいと感じるまちづくりを目指します。
- 中山間地域等においては、安心して暮らしていく上で必要なサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民や関係団体と協力しながら、持続的なしくみの構築を目指します。

基本目標

基本目標 1 計画的な土地利用の推進

〈主要な取組〉

○都市部におけるコンパクトな市街地形成

都市機能の誘導エリアと居住を誘導するエリアを明確に設定し、都市機能の適切な配置と人口集積に取り組みます。

○適切な規制・誘導の実施

農地法や自然公園法等の法令及び景観条例や環境基本計画との整合を図りながら、本市独自の良好な自然環境の保全を図るとともに、必要に応じて地域活力の維持に資する開発誘導を行います。

基本目標2 文化的で豊かな中心拠点の形成

〈主要な取組〉

○中心的な市街地の整備促進

中心的な市街地については、住宅と商業・業務施設、伝統的町並みなどの観光施設が調和した複合的土地利用*を促進し、多様な世代や市外観光者が交流する賑やかで魅力ある中心拠点の形成を図ります。

また、まちなかの環境や資源の整備を進めるとともに、伝統的町並みに配慮しつつ必要な都市機能の維持に努めます。

基本目標3 安心して暮らせる地域拠点の形成

〈主要な取組〉

○それぞれの地域特性を活かした生活空間づくり

中山間地域等については、将来にわたって地域住民が安心して暮らし続けることができるよう、買い物、福祉、交通手段などの日常生活に必要な機能・サービスの確保ができるような地域拠点の形成を図ります。

また、それぞれの地域の特性を活かした魅力的な観光集客資源の活用により、賑わいと交流を促進し、活性化を図ります。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
市民意識調査で「これからも八女に住み続けたいと思う」と回答した人の割合	%	68.9	75

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市都市計画マスタープラン	令和3年度～令和23年度
八女市立地適正化計画	令和3年度～令和23年度



1-2 道路・交通

ビジョン

暮らしを支える道路交通と持続可能な地域公共交通体系が発達したまちをつくる



〈現状と課題〉

- 広域的な交通需要が増加傾向にあることから、慢性的な交通渋滞を解消し、都市の安全及び快適かつ円滑な道路空間を形成するためにも、国道3号と国道442号を主要幹線道路と位置付け、車道や歩道の拡幅・改良やバリアフリー化などの機能強化を計画的に促進することが必要です。また、国道3号及び国道442号については、渋滞緩和と防災対策並びに物流による経済効果や観光振興のため早期のバイパス整備が必要です。
- 併せて、快適で利便性の高い生活を送る上で、生活に密着した補助幹線道路、生活道路については、生活利便性向上に向けた維持・管理や整備の推進が重要です。
- さらに事故や渋滞の要因、また緊急車両通行の支障となる曲折狭あい箇所の改良や、安全・安心で災害にも強い道路の整備が必要です。
- また、人口減少や高齢化が進む現在では、交通体系の整備・充実はもとより、その維持・管理も重要な課題となっています。
- 八女インターチェンジを市と都市圏を直接結ぶ公共交通の玄関口ととらえ、パークアンドライド*駐車場と高速バスの利便性向上など、市内と広域間を結ぶ交通ネットワークの充実が必要です。
- 公共交通機関やデマンド交通*（八女市予約型乗合タクシー「ふる里タクシー」）の利用が困難な移動制約者*においては、心身の状況に応じて、福祉事業等の移動支援策も選択・活用できるような支援が必要です。

〈基本的な方向性〉

- 主要幹線道路として国道3号バイパス(広川～八女)を新たな骨格軸として形成するとともに、幹線道路などの整備により体系的に調和のとれた道路網の整備を進めていきます。
- 快適で利便性の高い生活を送るため、市内及び広域間を結ぶ幹線道路や都市計画道路を整備します。
- 市民が安全・安心に利用できる生活道路の維持・管理に努めるとともに、整備を進めます。また、橋梁など道路施設の長寿命化を目指します。
- 市民の生活環境の変化に対応した、持続可能で利便性の高い公共交通網の構築に取り組みます。

基本目標

基本目標 1 計画的な都市道路網の構築・整備

〈主要な取組〉

○幹線道路や都市計画道路の整備

国道3号、国道3号バイパス（広川～八女）、国道442号（湯辺田～大籠）、国道442号バイパス、主要地方道八女香春線、一般県道唐尾広川線等の幹線道路の事業推進を図ります。また、都市計画道路の整備を図ります。

○都市計画道路の見直し

現在未改良の計画道路について、見直し検証を行い、方向性を決定します。

基本目標 2 生活道路の整備

〈主要な取組〉

○市道の整備

事故の要因や緊急車両等の通行の支障となる曲折狭あい箇所の改良や、学童等の歩行者や車両が安全・安心に利用できるよう側溝整備やグリーンベルト*等の交通安全施設の整備を進めます。また、舗装の修繕を進めます。

○橋梁の修繕

市が管理する橋梁については、補修等の費用縮減及び平準化を図りながら、計画的に修繕を行います。

基本目標 3 日常生活に必要不可欠な移動手段の確保

〈主要な取組〉

○公共交通体系の維持・確保

公共交通ネットワークは、市民の利便性の向上を第一に、路線バスやふる里タクシーなどで構築します。また、市域外への移動は、路線バスのほか高速バスや鉄道が担います。

○市内と広域間を結ぶ交通ネットワークの充実

市と都市圏を直接結ぶ重要な公共交通の拠点となる、パークアンドライド駐車場と高速バスの連携を高め、より利便性の高い交通体系の実現を目指します。

○公共交通の利便性向上と利用者拡大

新たな生活様式が求められる中、生活環境の変化に応じて、ふる里タクシーをはじめとした公共交通の利便性を向上させ、市民をはじめ、来訪者も含めた利用者の拡大に取り組みます。さらに、老人クラブ等のサロンで、ふる里タクシーの広報、登録推進活動を行います。

○公共交通制度の利活用と広報の推進

利用促進と併せ、市内在住の学生の通学に要する経済的負担を軽減するために、路線バスの通学定期購入にかかる費用の支援を行います。また、八女市民のみに適用される「茶のくに八女定期券」や「茶のくに八女回数券」の発行により、福岡市などの都市圏への通勤通学の利便性を向上させます。このような市独自の取組について、広報紙やホームページをはじめ、八女市公共交通ガイドブックなどの広報媒体を活用し周知を図るとともに、民間交通事業者が実施する各種優遇制度についても広報することで、公共交通機関の利用を促進します。



目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
市道の改良済み延長	k m	848	861
橋梁の修繕数	橋	1	32
1日当たりの予約型乗合タクシー利用者数	人	189	200

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市地域公共交通網形成計画	平成30年度～令和4年度
八女市都市計画マスタープラン	令和3年度～令和23年度
八女市立地適正化計画	令和3年度～令和23年度
八女市個別施設計画（橋梁）	令和元年度～令和10年度



国道442号



ふる里タクシー

1-3 住宅

ビジョン

安全で良質な住環境を提供できるまちをつくる



〈現状と課題〉

- 人口の流出を防ぐためには、若者世帯のニーズや高齢化等に対応した住宅供給の必要性が高まっています。
- 本市では、老朽化が著しい市営住宅の改修や、雇用促進住宅の取得により、若者・子育て世帯や高齢者等の住宅の確保を図りました。今後は、耐用年数が過ぎ老朽化が著しい市営住宅について、計画的な建替え及び改善や撤去等を検討する必要があります。
- 平成29（2017）年4月には、市役所内に「八女市移住・定住支援センター」を開設し、移住・定住にかかる相談体制の充実を図るとともに、空き家バンク制度の実施による移住・定住の促進に努めてきました。
- 空き家については、平成27（2015）年1月に「八女市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、市、空き家等の所有者等、市民、自治組織及び市民活動団体等がそれぞれの果たす責務や役割を明確にして、相互に協力して空き家問題に取り組むことを決めました。
- 適切な管理が行われないまま長期間放置され、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている危険性の高い空き家については、早急な対策の実施が求められています。
- 安全で良質な暮らしのできる環境を創出し、人口流出を抑制していくことで、持続可能なまちづくりを推進する必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 若い世代が子育てを安心して行えるように暮らしへの支援を行うなど、安全で良質な暮らしができる環境をつくり人口の定着を図ります。
- 移住・定住に関わる情報提供・相談窓口の一元化により相談体制を充実するとともに、効果的な情報発信を行うことで、移住・定住の促進を図ります。
- 市営住宅の計画的な改修等を行い、健全で低廉な住環境の提供を行います。
- 空き家等の発生の予防や適切な管理、利活用の促進及び老朽危険家屋等の除却を推進します。



基本目標

基本目標1 移住・定住環境の整備

〈主要な取組〉

○若年世帯等への住宅支援

本市への転入及び定住を促進するために、若年世帯に対して賃貸住宅の家賃や引越し費用の支援を行います。また、市内にマイホームを取得する世帯への支援を行います。

○空き家バンク*制度の推進

定住や二地域居住などで空き家の利用を希望する人に情報提供を行い、市内に存在する空き家の有効利用による定住の促進を図ります。

基本目標2 市営住宅の環境の整備

〈主要な取組〉

○市営住宅の整備

高齢者や障がい者、子育て世帯及び住宅に困窮する低所得者等のニーズに対応した市営住宅の整備を図ります。

○市営住宅長寿命化事業

既存の市営住宅については、個別改善、全面的改善を実施し、耐用年数が過ぎ老朽化した市営住宅については解体を行い、入居者が安全で安心して入居できる住宅を提供します。

基本目標3 空き家の適正管理

〈主要な取組〉

○空き家等の発生の予防

空き家等の発生の大きな要因の一つは相続問題であることから、所有者等が存命中の段階から、将来の相続に備えた事前の準備を促すことで、空き家等の発生を未然に防ぐ予防策を進めます。

○空き家等の適切な管理

空き家の所有者に向け、必要な情報を提供することで、適切な管理を促し、空き家等が放置され管理不全な状態になることを防止します。

○空き家等の利活用の促進

空き家の所有者と利用希望者をマッチングする「八女市空き家バンク」や「福岡県空き家活用サポートセンター」と連携し空き家の利活用を促進します。

○老朽危険家屋等の除却の推進

適正に管理されていない老朽危険家屋等の除却に対応するため、除却工事を行う者に対して費用の支援を行います。

基本目標4 情報通信基盤の整備

〈主要な取組〉

○インターネット新規加入の促進

市内の情報通信基盤の格差解消を図るために、市で整備した光ファイバー網を活用し、インターネット新規加入の促進と安定した加入の維持・継続を図ります。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
若年世帯の移住・定住世帯数（累計）	世帯	242	660
空き家バンク成約件数（累計）	件	65	90
建替えた市営住宅数（累計）	団地	0	1
長寿命化実施団地数（累計）	団地	0	3
老朽危険家屋除却数	件/年	15	30
市が整備したインターネットへの新規加入世帯数（累計）	世帯	3,021	3,500

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市営住宅等長寿命化計画	平成30年度～令和9年度
八女市空家等対策計画	平成31年3月～令和6年3月



移住・定住支援センター



1-4 上水道

ビジョン

安全な水を安定供給するまちをつくる



〈現状と課題〉

- 安全な水の安定供給は、住民が健康で快適な生活を営むための重要な都市基盤となっています。
- 水圧不足箇所の解消のため、福岡県南広域水道企業団と共に立花系第二送水管の整備に取り組みました。
- 水道事業及び簡易水道事業の統合を行い、市内全域の水道事業の経営基盤の強化を図りました。
- 今後も、安全で安定した水道水の供給と、水道未普及地域への水道施設の整備を進めるとともに、予想される水需要の増加に対応できる水量確保の取組を進めていきます。
- また、事業統合後のアセットマネジメント計画*など、施設の維持管理、更新に必要な計画の策定を進め、持続可能な水道施設の維持、保全に努める必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 安全な水を安定供給するため、今後も必要な水量の確保を行い、水道施設の整備及び維持管理に努めます。
- 水道事業への加入促進に取り組みます。

基本目標

基本目標 1 安全な水の安定供給及び加入促進

〈主要な取組〉

○安定した給水体制の維持

今後の水需要に必要な水量に対して、水道用水を確保している福岡県南広域水道企業団及びその構成団体と協議、連携し、安定した給水体制を図ります。

○水道施設の整備及び維持管理

安全で安定した水道水の供給に向け、水道施設の整備及び維持管理に努めます。

○水道水の安全確保

適正な水質検査を行い、水道水の安全確保に努めます。

○防災対策の推進

災害時に対応するため、水道施設の耐震化や応急復旧資材、応急給水機器等の充実を図ります。

○上水道への加入促進

給水地区内の未接続者については広報掲載、水道拡張地区の対象者については説明会の開催などにより水道水の安全性を周知し、加入促進を図ります。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
水質基準適合率	%	100.0	100.0
給水普及率	%	80.2	82.0

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
水質検査計画	各年度



基本政策 2

強靱で安全な環境づくり

2-1 防災

ビジョン

災害に強いまちをつくる



〈現状と課題〉

- 平成24（2012）年7月九州北部豪雨や令和2（2020）年7月豪雨など大規模な災害が多発している中、市民の生命・身体・財産の保護や、被災を最小限に抑えた社会の機能維持、被災後の迅速な復旧復興が求められています。災害時の効果的な情報伝達や平常時の防災意識の啓発、並びに災害から自らを守る「自助」につなげるため防災ラジオを全戸配付しています。引き続き、確実な防災情報等を発信していくためにも、多様化する利用者のニーズに合わせた、更なる情報伝達のしくみづくりも大切です。
- 地域住民が主体となる自主防災組織について、今後更に、それぞれの地域で災害に備えるしくみづくりや中核となる地域防災リーダーの育成が必要です。
- 地域防災を担い「共助」の要である消防団について、全国的に団員不足が懸念される中、本市では平成27（2015）年に消防団を統合し、機能別分団・団員制度を取り入れ団員確保に努めています。しかし、人口減少などにより団員不足が生じているため、消防団員の確保に努めるとともに、限られた人数で最大限の効果を発揮できるような、消防・救急体制の充実が必要です。
- 災害発生時における市民への被害を最小限にとどめ、避難者の負担を軽減するため、感染症対策等の衛生面への対応など適切な避難所の運営を図るとともに資機材の適宜更新が必要です。
- 浸水被害対策の取組が強く求められている中、森林・河川の持つ自然災害から地域を守る公益的な機能を発揮させ、自然災害の被害を最小限に抑えるため、災害に強い河川への改良や治山事業を進めていくとともに、国・県などの関係機関と連携しながら、危険箇所の把握や適正な改修等整備を進めていかなければなりません。

〈基本的な方向性〉

- 災害時の効果的な情報伝達や平常時の防災意識の啓発のため、防災ラジオやインターネットを効果的に活用します。
- 市民の防災意識を高め、自主防災組織など地域が主体となった防災活動に取り組むまちを目指します。
- 効果的に機能する消防・救急体制の充実を目指します。
- 避難者の健康管理に配慮した避難所運営に関する整備を行います。
- 自然災害を最小限に抑える環境をつくるため、治山治水、河川整備を推進し、護岸強化と流下能力の向上を図ります。

基本目標

基本目標 1 防災情報の伝達手段の確保

〈主要な取組〉

○防災ラジオの環境整備と他媒体の活用

市民へ防災情報や緊急放送を迅速に伝達するため、機器の更新や受信施設の計画的な整備を図るほか、平常時からコミュニティFMを利用した防災情報の提供を行い、市民への啓発を推進します。また、市のホームページやSNSなど、様々な媒体の活用も積極的に行いながら、幅広い世代への訴求を図ります。

基本目標 2 地域を主体とした防災活動の推進

〈主要な取組〉

○自主防災組織の活動推進

自主防災組織の育成整備のため、自主防災組織の活動等に対し支援を行います。また、地区居住者等の意向を反映したボトムアップ型の計画が作成されるよう、自主防災組織による地区防災計画の作成を促します。併せて、地域における災害時及び平常時の啓発活動に指導的役割を果たす防災士の育成を図ります。

基本目標 3 消防・救急体制の充実

〈主要な取組〉

○常備・非常備消防*の連携による消防力の確保と救急体制の強化

消防団員の加入促進と併せて、機能別分団・団員制度等の拡大など消防組織全体の体制の強化を図り、常備消防との連携に努めるとともに、消防車両、資機材及び水利については、災害時にその機能が十分に発揮できるよう、計画的に整備や更新を行っていきます。また、救命率の向上を図るため、消防団員や市民に対する救急講習や応急手当講習などを積極的に行い、知識と技術の向上と啓発を促進します。

基本目標 4 防災拠点の整備

〈主要な取組〉

○防災拠点の整備・強化

災害発生時における本部機能や避難所として機能する防災拠点として、新庁舎の整備を行い機能強化を図ります。

○避難所運営の整備

避難者の健康を守ることを第一に考え、資機材などの適切な管理や更新を図るほか、各関係機関との災害協定締結を推進していきます。また、災害時要援護者*や感染症への対応など複合的な課題に柔軟に対応できるよう、避難所運営マニュアルの充実や訓練などを行います。

基本目標5 治山治水・河川の整備

〈主要な取組〉

○河川維持・改良事業の推進

集中豪雨による水害を最小限に抑える環境をつくるため、治山・治水、河川維持・改良事業等を推進します。

○浸水対策事業の推進

集中豪雨による浸水被害を軽減するため、浚渫*等の適切な河川維持管理やハード事業による浸水対策事業を推進します。

○砂防・地すべり・急傾斜事業の推進

土砂災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、危険区域の対策事業を推進します。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
自主防災組織支援整備事業の実績数	回/年	32	50
地区防災計画の作成件数（累計）	件	0	30
住民啓発事業（出前講座・防災研修）への参加者数	人/年	1,178	1,300
河川護岸整備延長	km	3	20

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市地域防災計画	平成22年度～ （平成31年3月改訂）



八女地区総合防災訓練



県道八女香春線 星野村
コウモリ岩付近（被災状況）



県道八女香春線 星野村コウモリ岩付近（復旧工事後）



新しい生活様式に対応した避難所

2-2 防犯・交通安全

ビジョン

安全に生活できるまちをつくる



〈現状と課題〉

- 本市における刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、依然として刑法犯罪はなくなりません。関係機関との連携による防犯対策や自主的防犯意識の普及啓発、また各行政区に対する防犯灯等の設置支援など、安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。
- また、交通安全については、関係機関との連携による啓発活動等にも関わらず、交通事故や飲酒運転がなくなる状況です。
- このため、ガードレールや道路反射鏡の設置などによる交通事故防止、歩道を分離し、グリーンベルトを設置するなど歩行者の安全確保が求められています。特に歩道は、車いすや杖利用者、高齢者や子どもなど、誰もが通行する空間であり、全ての人が安心して暮らしやすい環境整備のため、また急速に進む高齢化の観点からも、歩道のバリアフリー化は喫緊の課題となっています。
- また、高齢者の事故を抑制するため、高齢者を対象とした自動車運転講習会の開催や、運転免許証の自主返納者へのタクシー共通回数券の交付、後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の取り付けに対する支援を行っています。
- 消費者保護対策として設置している「八女市消費生活センター」は、相談を受けるだけでなく、出前講座等により市民や小中学生の消費者教育・金銭教育にも力を入れています。悪質巧妙な手口による詐欺被害、インターネットや携帯電話の普及に伴うトラブルが依然として多く発生しており、消費者への啓発や情報発信を継続する必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 市民の安全を確保するため、防犯対策の充実を図ります。
- 交通安全施設の整備を通じた交通安全対策の充実を図ります。
- 交通事故を減らすため、交通安全啓発活動や高齢運転者に対する支援を行います。
- 消費者被害の防止を図るため、消費生活相談の充実を図ります。

基本目標

基本目標 1 防犯対策の充実

〈主要な取組〉

○犯罪抑制の環境整備

関係機関との連携による防犯に関する啓発事業の促進や防犯パトロールなどの活動を支援します。また、防犯灯の設置や、通学路等の防犯カメラの設置等に対して支援を行い、犯罪防止の環境を整備します。併せて、適正に管理されておらず、防犯上問題がある空き家等について、所有者等に適正管理を促します。

基本目標 2 交通安全対策の充実

〈主要な取組〉

○交通安全施設の整備

事故が多発する危険箇所を中心に、歩車道分離、グリーンベルトの設置、交差点改良、歩道のバリアフリー化等、交通安全施設の整備を行います。

○交通安全意識の向上

関係機関と連携し、交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発活動を通じて、交通安全意識の向上に努めます。

○高齢運転者の交通事故発生を抑止

高齢運転者への自動車運転講習会の開催や、運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢運転者に対するタクシー共通回数券の交付、後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置を取り付けた65歳以上の方に対する支援等により高齢運転者の交通事故発生を抑止を図ります。

基本目標 3 消費生活相談の充実

〈主要な取組〉

○消費者被害の防止

消費者被害の未然防止のために、消費生活トラブルに関する情報の収集・発信に努め、啓発活動を強化するとともに身近な消費生活相談に対応できる「八女市消費生活センター」の機能を充実させます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
刑法犯認知件数（削減目標）	件/年	400	360
交通事故発生件数（削減目標）	件/年	306	270
消費者・小中学生に対する啓発回数	回/年度	57	60

基本政策3

美しいふるさとづくり

3-1 自然環境・生活環境

ビジョン

環境に負荷をかけない持続可能なまちをつくる



〈現状と課題〉

- 恵み豊かな自然環境の保全は、美しい景観をもたらすだけでなく、多様な生物の生息地として、また水源の涵養*や治水、防災機能など多面的な役割を果たしています。このため、これら貴重な財産を適切に維持管理し、荒廃を防ぐとともに緑とふれ合う環境づくりが求められています。
- 地球温暖化対策は、喫緊の課題となっています。環境に配慮した全世界の共通理解による行動が求められる中、本市においては、エネルギーや資源を大切にし、環境に負荷をかけない生活や事業活動など、市、市民・市民団体及び事業者など多様な主体との連携・協働による取組を進める必要があります。
- 地球環境や自然環境に負荷をかけない持続可能な社会をつくるため、「3R」（リデュース：ごみをつくらない（減らす）、リユース：繰り返し使う（再利用）、リサイクル：資源として再利用する（再資源化））を進め、ごみ減量と分別、食品ロス削減、リサイクル等の具体的な施策を推進し、資源循環型社会の形成に向けた取組が求められています。また、環境施設の効率的な運営・整備を図る必要があります。
- 豊かな自然環境を守るため、公害の発生を未然に防ぐ必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 市内の自然環境を適切に維持管理し、環境破壊などによる荒廃を防ぐとともに、緑とふれ合う環境づくりを進めます。
- 環境に配慮した生活様式の定着や再生可能エネルギーの有効活用等を進めることにより、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進し、地球温暖化防止に努めます。
- ごみ減量化・循環型社会の推進と併せ、環境施設の効率的な運営・整備を図ります。
- 河川や地下水の水質検査など、継続的な調査により公害防止対策を推進します。

基本目標

基本目標1 自然環境の保全

〈主要な取組〉

○環境保全活動の実施

市民・事業者・行政が一体となり市の財産であるきれいな森林・河川等を守っていくよう、様々な保全活動を実施します。

○環境破壊を防止する監視体制の強化

きれいな森林・河川を守るため不法投棄に対する監視体制を強化します。

○環境学習・啓発機会の充実

市民の環境保全に対する理解と関心が高まるよう、環境学習・啓発機会を充実させます。

基本目標2 地球温暖化対策の推進

〈主要な取組〉

○地球温暖化防止活動の推進

地球温暖化防止に向け、市民・事業者・行政の連携・協働による国民運動「COOL CHOICE*」の推進や、再生可能エネルギーの有効活用を促進し、脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。

基本目標3 環境負荷の少ない循環型社会の形成

〈主要な取組〉

○ごみの減量化・リサイクルの推進

ごみ減量・リサイクルを推進するため、ごみの適正処理に努め、ごみの分別収集の徹底、生ごみ処理機の普及、食品ロス削減等の啓発活動を進めます。また、資源ごみの集団回収を行う団体を支援します。

○環境施設の効率的な運営・整備

効率的なごみ・し尿処理の施設環境と収集・運搬体制を整備します。また、斎場運営の効率化を図ります。

基本目標4 公害防止対策の推進

〈主要な取組〉

○水質検査及び啓発活動の実施

工場排水や大気汚染等の公害を防止するため、河川や地下水などの水質検査の実施や、事業者への啓発活動を行います。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
ごみ排出量（削減目標）	t/年	19,005	18,057

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市環境基本計画	平成29年度～令和8年度
八女市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成29年度～令和3年度
一般廃棄物処理基本計画	平成26年度～令和10年度
八女市バイオマス活用推進計画	平成25年度～令和4年度

3-2 景観・公園・緑地

ビジョン

美しく調和のとれた景観のまちをつくる



〈現状と課題〉

- 景観行政団体*である本市は、自然や歴史文化、生活とつながりを持つ多くの景観資源を有しており、これらの美しい景観を市民とともに守り育んでいます。
- 本市では、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている八女福島地区・黒木地区において、伝統的な建造物の修理・修景事業を行い、歴史的景観の保存・活用を進めています。
- 今後も、本市の魅力ある地域資源である歴史的景観の保存・活用を進めるとともに、空き町家を活用した都市部との交流や、定住化を促進させることで景観保全に努めていきます。
- また、市内の緑地・公園施設については、利用者の利便性や安全性確保の観点からも計画的な維持補修等の管理による景観の保全を図ります。

〈基本的な方向性〉

- 雄大な自然や伝統的な町並みなど、八女市固有の文化的景観に配慮した景観・環境の整備に努めます。
- 江戸時代から豊後別街道（旧往環道）に沿って商工業の中心地として栄えた伝統的建造物群保存地区など、伝統的な町並みを継承するとともに、空き町家の活用による景観保全に努めます。
- 既存緑地の保全と多目的に活用できる公園及び広場の長期的な維持管理を計画的に進めることで景観の保全を図ります。

基本目標

基本目標 1 美しい景観の形成

〈主要な取組〉

○美しい景観・環境づくりの推進

景観行政団体として、市民とともに美しい景観づくりを推進するため、美しい景観の形成や町並みの環境整備に努めます。

○伝統的な建造物の保存・活用

国の伝統的建造物群保存地区を中心とした、歴史的町並みを形成する建造物の保存修理を進めるとともに、空き町家への店舗誘致や移住促進などによる活用に努めます。

基本目標2 緑地・公園の維持向上

〈主要な取組〉

○緑地の保全と公園等の維持管理

適切な緑地・公園の維持管理を行うとともに、老朽化が進む公園施設に対し、公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコスト*縮減のため、安全点検や維持補修等の予防保全的管理を計画的に実施します。

○市民と協働の緑化活動の推進

市民ボランティアによる花いっぱい運動や緑地・公園の里親制度など、市民との協働による緑化活動を促進します。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
伝統的建造物等の修理・修景数（累計）	件	194	220
公園及び街路の里親ボランティア団体の登録団体数	団体	7	10

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市文化的景観計画	平成22年度～
矢部川流域景観計画	平成21年度～
八女市八女福島伝統的建造物群保存地区保存計画	平成13年度～ (令和2年9月告示)
八女市黒木伝統的建造物群保存地区保存計画	平成21年度～ (平成31年4月告示)
八女市公園施設長寿命化計画	令和2年度～令和11年度

3-3 生活排水処理

ビジョン

生活排水環境が整ったまちをつくる



〈現状と課題〉

- 本市では、公共用水域の水質保全や生活環境の改善のため、公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽により生活排水処理を推進しています。
- 公共下水道事業については、計画的に整備を進めており、併せて、下水道への接続促進及び施設の維持管理に努めています。
- 農業集落排水事業については、平成16（2004）年度に整備が完了しており、今後は施設の老朽化を見据え、計画的に維持補修を行っていく必要があります。
- 合併処理浄化槽については、下水道計画区域外及び農業集落排水区域外において普及促進を行っています。特に汲み取り便槽や単独処理浄化槽は、生活排水が直接河川や水路へ流され、水質悪化の原因となっています。合併処理浄化槽への転換は住民負担が大きいいため、支援制度の大幅な拡充を行い住民負担の軽減に努めるなど、普及啓発に取り組んでいます。

〈基本的な方向性〉

- 豊かな自然環境の保全や生活環境の改善のため、汚水処理施設の整備を計画的に進めながら下水道への接続促進に努めます。
- 汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を図るため、支援制度の周知と普及啓発に取り組みます。
- 汚水処理施設の適正な維持管理に努めます。

基本目標

基本目標1 汚水処理施設の整備・普及・維持管理

〈主要な取組〉

○下水道の計画的な整備

計画的な下水道整備を進めていきます。

○下水道への接続促進

下水道への理解を深めるため、広報や下水道展等による啓発活動に努めるとともに、水洗便所等の改造工事にかかる支援による負担軽減制度の周知や個別訪問等を行い、早期接続を促進します。

○合併処理浄化槽の普及促進

浄化槽設置にかかる支援の拡充により住民負担の軽減を図るとともに、浄化槽関連業者等と連携し支援制度の周知を積極的に行うなど、合併処理浄化槽への早期転換を促進します。

○汚水処理施設の維持管理

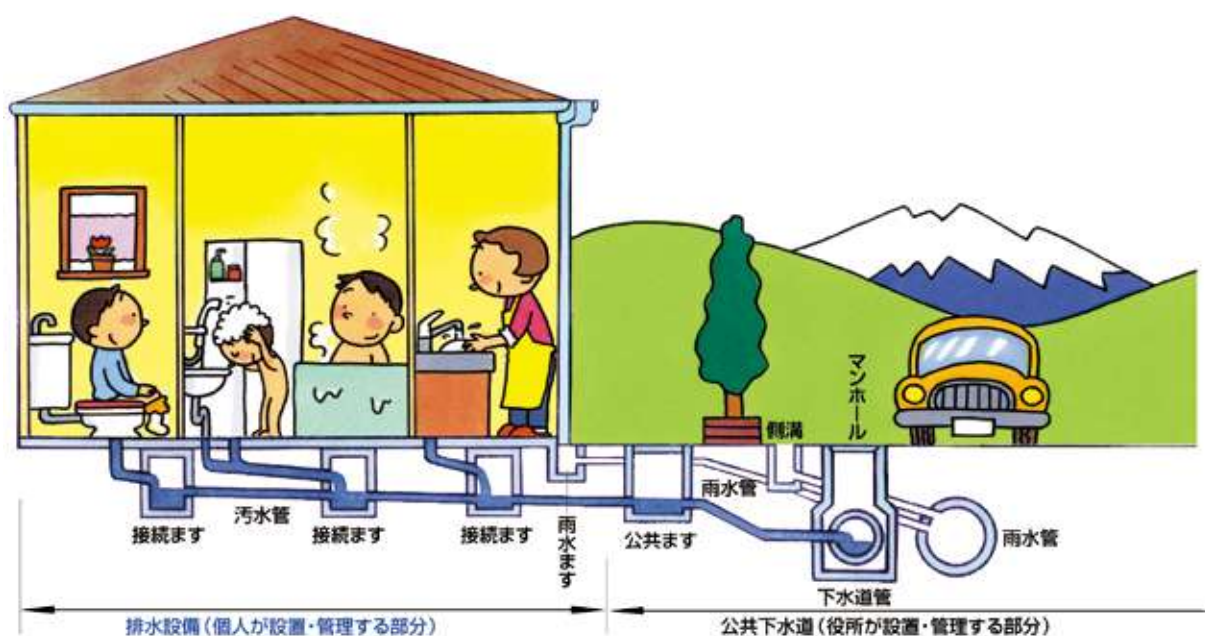
汚水処理施設の適正な維持管理を行い、予防保全に努めます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
污水处理人口普及率*	%	63.0	71.6
下水道整備進捗率	%	53.9	65.7

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
福岡県（八女市）污水处理構想	平成6年度～令和26年度
八女市矢部川流域関連公共下水道全体計画	平成10年度～令和22年度
八女市生活排水処理基本計画	令和3年度～令和12年度



下水道のしくみ

基本政策4

活力ある産業づくり

4-1 農業

ビジョン

ふるさとの食と活力ある農業・農村を次世代につなぐまちをつくる



〈現状と課題〉

- 農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的機能を持っており、私たちの生活に色々な恵みをもたらしています。
- しかし、農業・農村を取り巻く環境は、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少という事態に直面しており、今後、農業者の減少などにより地域コミュニティの衰退が一層進むことが懸念されます。また、輸入農産物の市場参入、異常気象による大規模災害、新型コロナウイルス感染症等による経済活動の低下など、全国的に厳しい状況が続いています。一方、近年は安全な農産物に対する関心の高まりや、将来の食糧不足への備えに対する懸念から、国産・地元産農産物に対する消費者の意識が高まっており、長期的な視点に立った安全で安心できる農産物の生産が求められています。
- 本市は農業が基幹産業ですが、販売農家数は年々減少傾向で推移しており、後継者不足は深刻な問題となっています。このため、認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農組織など、多様な担い手に対する農地の有効利用、生産施設及び高性能機械の導入による生産基盤の確立とコスト低減を図るなど各種支援策を継続して取り組んでいく必要があります。
- 本市では、八女茶や電照菊・いちごをはじめ全国のトップブランドを数多く生産しています。一方で生産量が減少傾向にある中、産地を維持・発展させることが必要不可欠であるため、更なる八女農産物のブランド力の強化に向けて取り組むことが必要です。

〈基本的な方向性〉

- 本市の多彩な農業が持続的に発展し、農業及び農村の持つ多面的機能が発揮される豊かで住みよい地域社会の実現に取り組みます。
- 持続できる農業を展開していくため、ほ場整備や生産効率の高い農業基盤整備を推進するとともに、ICTやAI技術を活用したスマート農業*の研究や、農業の大切さを市民が理解し、地産地消を推進することで地域農業を守る取組を進めます。
- 八女伝統本玉露を主軸とした八女茶ブランディング事業をはじめとして、八女農産物のブランド化推進の取組を支援し、関係機関と連携した取組を進めます。

基本目標

基本目標1 農業生産基盤の整備

〈主要な取組〉

○多様な担い手の育成

認定農業者、新規就農者、農地所有適格法人等、意欲ある担い手の育成・確保に向けて、諸施策を活用し農業経営の安定及び多角化等の支援に取り組みます。また、女性農業者の経営参画の促進、集落営農組織等の活性化を図ることで多様な担い手の確保に努め、農業・農村の持続的発展を目指します。

○農業基盤整備の推進

農地、農道、かんがい施設等農業基盤の整備を図ります。

中山間地農業の維持発展のため、県営中山間地域農村活性化総合整備事業を推進します。

○効率的な生産体制の構築

農地の高度利用や農作業の受委託、先進技術を導入した生産施設や高性能機械の導入等により、効率的な生産体制をつくります。

○農業新技術の推進

省力化や高品質生産等を可能にするICTやAI技術等を用いたスマート農業の研究を支援します。

○荒廃農地の発生防止

担い手への農地集積・集約化を進め、優良農地を担い手へ集積するとともに、荒廃農地の発生防止に努めます。

○中山間地農業の振興

中山間地農業の維持発展のため体制の整備を行うとともに、農地の持つ水源涵養などの多面的機能の維持活用に努めます。

基本目標2 八女ブランド化の推進による付加価値製品の販売

〈主要な取組〉

○八女ブランド化の推進

本市で生産される八女茶などの主要農産物を中心に、八女ブランドとしての価値を高めるための取組を支援し、付加価値のある農産物生産を推進します。

○八女伝統本玉露の生産振興

G1認証を受けた八女伝統本玉露の生産を維持・発展できる取組を支援します。

○既存作物の生産確保と新品目の調査研究

本市では、野菜・花き・果樹・茶を中心に多くの品目が生産されています。今後も既存作物の生産確保と地域条件に適應した新たな品目の調査研究に取り組みます。

○6次産業化*の推進

農産物等の地域資源に新たな加工やサービスを加えるなど付加価値を高め、併せて産業間の連携強化を図るなど多角的な取組を推進します。

○環境保全と食の安全の確立

耕畜連携*による環境保全型農業の推進と、低コストで安全・安心な農産物を生産するため、トレーサビリティ*やGAP*への取組を支援します。

○地産地消の推進

農業が地域の活性化、食による健康増進、環境保全につながることを再認識し、「食を選択する力」の醸成を図ります。また、市内小中学校・義務教育学校への地元産食材の紹介や八女茶の淹れ方教室などの取組を進めることで地域農業を活性化していきます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
認定農業者数	経営体	744	750
農地所有適格法人数	法人	28	30
新規就農者数（うち農業次世代人材投資事業実績）	件/年	18（12）	25（15）
G I 認証を受けた八女伝統本玉露の平均単価（100g 当たり）	円	18,460	20,000

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市食料・農業・農村基本計画	令和3年度～令和12年度



あまおう



八女伝統本玉露

4-2 林業・水産業

ビジョン

豊かな自然を守り・育て・活かす林業と水産業が
成長するまちをつくる

〈現状と課題〉

林業

- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の生産等の多面的機能を持っており、この機能を持続的に発揮させるためにも、森林を適切に整備・保全し、健全な森林を維持することが必要となっています。
- 本市は森林面積31,525haと県内1位の広大な森林面積を有しており、現在山林の約80%が伐採期を迎えていますが、高齢化に伴う林業従事者の減少や木材価格の低迷等により、林業経営が厳しい状況にあることから、更なる林業経営基盤の確立により、担い手の育成と従事者の確保を図ることで、森林整備を促進していく必要があります。
- 森林等の整備による資源の利活用を促進するため、木材・竹材の6次産業化等による製品化を目指しており、今後も広大な森林を活用した産業の確立に向けて付加価値の高い木材生産や製品製造と併せて、木質バイオマス*等の利活用推進と研究も進めていく必要があります。
- 今後も、林道の整備等による生産効率の向上や、林産業の基盤整備の強化による森林の保全・再生と併せ、公共建築物や住宅などへの八女産材の需要拡大のほか、有害鳥獣等の捕獲等による農林作物の被害防止対策を推進していく必要があります。

水産業

- 内水面漁業の振興を図るためには、水産業としての自立とその活動を更に推進する必要があります。
- 本市では、市所有のアユ等中間育成施設で福岡県内水面漁業協同組合連合会が、アユの中間育成から大型の養成まで行い、河川への放流を行うとともに、矢部川漁業協同組合と犬山漁業協同組合でも、毎年、多種の魚類の河川等への放流事業を行うなど水産資源の保護・増殖を図っています。

〈基本的な方向性〉

- 豊富な森林資源を循環利用することにより、森林の公益的機能の持続的な発揮を図りつつ、林業の成長産業化に向けた取組を進めます。
- 鳥獣による農林水産業等にかかる被害を防止するために、有害鳥獣の捕獲や鳥獣被害防止設備の整備に取り組み、地域ぐるみの有害鳥獣対策を進めます。
- 内水面漁業の振興を図るために、水産業としての自立とその活動を更に推進するための取組を進めます。



基本目標

基本目標 1 森林保全と林業基盤の確保

〈主要な取組〉

○担い手の育成・確保

国・県の人材育成・担い手対策事業の取組を積極的に活用するとともに、森林環境譲与税*を活用した担い手対策事業の取組により、従事者の育成・確保を促進し、林業経営の基盤強化を進めます。

○自伐型林業等の育成・強化

山林所有の有無に関わらず、自立・自営的な林業経営を行う自伐型林業等に取り組む自伐林家の育成及び経営基盤の強化を図るため、施業地の確保や自伐型林業に必要な知識・技術等の習得の促進など、安全で効率的な自伐型林業等の育成・強化に取り組みます。

○生産効率の向上と森林の整備・保全

森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、施業の集約化や林業機械等の活用・導入による効率的な森林施業を進め、森林経営管理法に基づく取組や森林環境譲与税及び国・県の補助事業を有効的に活用した、森林資源の循環利用、荒廃森林の再生・整備、地域の特性に応じた森林整備・保全に取り組みます。

○林道の開設・維持管理

森林の整備・保全に必要な林道の開設・維持管理に努めます。

○安定供給体制の確立と需要拡大

八女材の材価を引き上げるために、搬出間伐、主伐を計画的に進め、木材安定供給体制の確立と木材の需要拡大を図ります。

○荒廃竹林の拡大防止

竹林の保全と荒廃竹林の拡大防止を図るため、竹林からの竹材の搬出を支援し、竹資源を有効に活用する取組を進めます。

基本目標 2 多様な林業の促進

〈主要な取組〉

○森林資源の利活用

八女材利活用促進等の事業推進により、八女産材の公共施設・公共工事等への更なる利活用及び住宅への資材活用の促進と支援を行うとともに、付加価値の高い木材生産体制の確立を図ることで、八女材の需要拡大を推進します。

また、未利用間伐材や製材端材等の更なる利活用を促進するため、木質バイオマスの利用及び生産・流通システムの構築を図ります。

○特用林産物の基盤整備

特用林産物の生産基盤整備を推進し、地場産業としての定着化と経営安定化を図ります。

○竹材の活用による産業化の推進

竹炭及び竹酢液の更なる販路拡大を推進するとともに、竹材の利活用による新たな製品・製造化を推進します。

○産業間の連携

農作物、特用林産物等の加工品の開発と販路拡大、農・林・商工業の連携による農林作物を使った新製品の開発に取り組みます。

基本目標3 有害鳥獣対策の充実

〈主要な取組〉

○有害鳥獣の捕獲・侵入防止対策の推進

有害鳥獣への捕獲対策や侵入防止対策を進めるため、猟友会及び地域との連携のもと被害防止対策事業の強化に取り組めます。

○捕獲従事者の育成・確保

捕獲従事者は、高齢化等により減少しているため、狩猟免許取得の推進及び県が主催する捕獲研修会等への参加を促し、後継者育成と確保に努めることにより、有害鳥獣被害の軽減を図ります。

基本目標4 内水面漁業の振興

〈主要な取組〉

○魚族の保護増殖

稚魚育成事業、害魚駆除事業を実施し、矢部川漁業協同組合や犬山漁業協同組合が行う稚魚放流や害魚駆除に対しての支援を行い、魚族の保護増殖を図ります。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
森林整備保育面積	ha/年	1,077	1,400
森林組合取扱素材生産量	m³/年	54,000	55,000
林業の新規就業者数	人/年	13	15
未利用材取引数量（D材、短材、枝葉）	t/年	12,575	15,000
有害鳥獣による農林作物被害額（削減目標）	千円	82,180	73,080

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市森林整備計画	平成31年度～令和10年度
福岡県南部鳥獣被害防止計画	令和3年度～令和5年度

4-3 商工業

ビジョン

地域に根付いた産業が育つまちをつくる



〈現状と課題〉

- 人口減少による購買力の低下、インターネット普及による購買活動の多様化、市外や郊外大型店舗への消費流出等により、市内事業者を取り巻く経済環境は厳しさを増しています。また、団塊の世代といわれる年齢層の経営者や労働者の大量退職も予想され、事業をどのように継続していくか等の課題を抱えています。加えて、近年は台風や大雨が相次ぐとともに新型コロナウイルス感染症が発生する等、非常事態に備えた事業活動のあり方が問われています。
- 産業の成長は活気あるまちづくりに直結していることから、商業地域を中心に雇用の確保と新たな仕事づくりを進め、経済の活性化を図ることが必要です。特に、中山間地域では人口減少が加速し経済規模の縮小が懸念されることから、暮らしを支える商業圏域をいかに維持し、活性化させるかが重要です。
- このため、新規創業や新事業展開に対する支援や、新規創業希望者に対する支援体制の整備と充実を図ってきました。また、市内の商店街等の消費喚起を行うため、プレミアム付き商品券の発行や中心部に賑わいと呼び込むイベント等への支援を行っています。さらに、市内の事業者が災害のリスクを認識し災害発生後速やかな復興が行えるよう、八女商工会議所・八女市商工会と共同で支援体制の構築に着手しています。

〈基本的な方向性〉

- 市内事業者の事業継続力の強化や事業継承等を支援し、暮らしを支える商業活動の充実を図ります。
- 既存事業者の新分野へのチャレンジや生産性の向上等を支援し、産業の活性化を促します。
- 新規創業や新分野へチャレンジする意欲ある事業者を積極的に支援します。

基本目標

基本目標 1 新規事業者の育成と既存事業者への支援

〈主要な取組〉

○事業継続力や事業継承のための支援

八女商工会議所や八女市商工会と連携し、先端設備やITツールの導入等による生産性の向上を目指す計画策定や取組を支援します。

○既存事業者への新事業展開支援

新たな分野・事業での取組を始める既存事業者に対し、本市の融資制度など各種制度を活用して支援します。

○新規創業者への創業支援

新規創業者に対して、財政的支援や経営ノウハウ習得支援をはじめ、八女商工会議所や八女市商工会と連携して支援します。

基本目標2 商店街の活性化

〈主要な取組〉

○中心市街地の賑わいづくり支援

商店街に活気を取り戻すため、新しい事業創出・出店やイベント等への支援により、活性化を進めます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
新規（開業）事業者数	件/年	10	15
新事業展開事業者数	件/年	2	5
商店街の新規出店者数	軒/年	3	5

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
創業支援等事業計画	平成27年度～令和5年度
事業継続力強化支援計画*	令和2年度～令和6年度



八女観光物産館ときめき



商店街でのイベント

4-4 伝統産業

ビジョン

伝統工芸の技術と魅力があふれるまちをつくる



〈現状と課題〉

- 八女の伝統工芸品等については生活様式の変化や人口減少、核家族化によって生産額は年々減少傾向にあります。また、八女の伝統工芸は歴史と伝統・地域の文化に裏付けされ、生活と一体となって使用されてきたことから、生活様式の変化に直接影響を受けやすい側面があります。さらに、規格化・量産化された工業製品が低廉な価格で供給されていることから、手仕事を中心とした伝統工芸品がどのような付加価値を生み出し産業として発展していくのか模索が続いている状況です。
- また、伝統工芸産業に携わる職人の高齢化や減少が進み、後継者の育成や技術継承は喫緊の課題となっています。
- 一方で、伝統工芸品は海外では日本の文化や技術を象徴する工芸品として評価を受け、現代的なデザインや機能を取り入れた作品が多様な場面で採用される等、新たな付加価値を見いだす動きも出てきています。
- 伝統工芸は八女を特色づける重要な産業と位置づけ、支援を継続しており、引き続き、技術継承や後継者育成の支援、伝統工芸技術を活用した商品開発支援やPR活動に取り組む必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 八女の伝統工芸等の技術継承と後継者育成の支援を行います。
- 伝統工芸品等の情報発信を強化し認知度向上と需要拡大を図るとともに、売れるものづくりのための商品開発等を支援し伝統産業の振興を図ります。

基本目標

基本目標 1 伝統工芸の次世代への継承

〈主要な取組〉

- 伝統工芸の後継者育成と技術継承の支援
事業継承に取り組む事業者や、伝統工芸に新たに就業する若者等への支援を行います。

基本目標2 技術を活かした商品開発の支援とPR

〈主要な取組〉

○商品開発等の支援

伝統工芸等の技術を活かした売れるものづくりのため、各伝統工芸組合と連携を図り、技術の融合等による商品開発等の支援を行います。

○情報発信の強化

八女伝統工芸館を核として、市内に存在する伝統工芸品等の付加価値をPRする等、情報の発信を強化し、認知度の向上と需要の拡大を図ります。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
伝統工芸4団体の生産額	百万円/年	2,510	2,600
新商品等の伝統工芸品PR機会創出	回/年	2	4



八女福島仏壇



八女提灯の絵付け



八女石灯ろう



八女手すき和紙

4-5 観光

ビジョン

観光地としての魅力を高め、関係人口を創出するまちをつくる



〈現状と課題〉

- 市全体での観光消費額は年々増加傾向にありますが、更なる全体の底上げや、地域間格差の解消が必要です。このため、市域全体に点在する観光地や観光施設を有機的に連携させ、滞在型（宿泊）及び対流型（ツーリズム）の観光コンテンツを創出し、滞流型観光*を促進することで市内全域に波及させ経済効果を高めていく必要があります。
- 賑わいを創出し、経済効果を上げるためには、年間を通じて観光客が訪れたい体験メニューや食のコンテンツ開発が必要です。特に若い世代、外国人をターゲットとする商品の充実が求められています。また、市民や事業者の受け入れ機運の醸成、交通・施設等サインの整備、キャッシュレスシステム*の導入など、今後増加が見込める訪日外国人の受け入れ対応ならびに新型コロナウイルス感染症対策等の整備が必要です。
- 登録DMO*（地域）としての機能強化を図るために、訪日外国人の動向や国別の旅行傾向・嗜好の把握、国内客の世帯別の観光商品開発、ターゲット世代を絞った効果的なプロモーションなどマーケティング力の強化が必要です。
- 観光施設については八女市をPRする重要な役割をもち、適切な受入体制の維持や変化するニーズに応えるため、老朽化等に対する修繕、改修が必要となっています。

〈基本的な方向性〉

- 八女の資源と八女の暮らしを活用した観光コンテンツを創出し、市内全域に波及させ、観光客の市内回遊と滞流型観光を促進することで経済効果を高めます。
- 観光商品の企画・造成と、周辺自治体との広域的な連携による情報発信の強化を通じて観光地としての魅力を向上させ、新たな観光客の流入を推進します。
- 民間事業者や指定管理施設等と連携した実現可能な観光事業の推進を図ります。
- 老朽化した観光施設については施設目的の達成度を判断し、計画的な整備、維持管理、長寿命化、統廃合等を進めます。

基本目標

基本目標１ 八女の資源を活かした観光の推進

〈主要な取組〉

○八女の資源と八女の暮らしを活用した観光コンテンツの造成

八女の資源である人々が受け継いできた「自然、景観、歴史」、人の手で作り上げてきた「農、文化、匠の技、コミュニティ」と八女の暮らしである「生産されるモノの豊かさ、ゆっくりと流れる自然時間」を観光商品として造成していくことで新たな価値を生み出します。

また、人気の高い着地型体験プログラムでは、新規事業者や新たな市民の参画を図ります。

○祭りやイベントの企画・実施

市内各地域の伝統行事・祭りやイベントを伝承し、観光集客につながる情報発信を行います。

また、国内外での観光PRイベントや観光プロモーション等による新規観光客の誘致を図ります。

基本目標２ 観光商品の開発と観光PRの充実

〈主要な取組〉

○観光情報発信の充実

国内外に向けた情報の発信による新たな観光客の流入を図るため、「八女観光オフィシャルサイト茶のくに八女・奥八女」やSNSを利用し利用者の利便性を高めたタイムリーな情報発信と併せ、Webを活用した予約システム、決済システムの導入を推進します。

また、アンテナショップ「八女本舗」を福岡都市圏の観光PR拠点とし観光情報の発信を充実させます。

○観光商品の開発

訪日外国人観光客をはじめとした新規観光客向けに、観光ニーズを分析し、新たな体験プログラムや観光商品の開発を図ります。

基本目標３ 持続可能な観光事業の推進と観光施設の整備

〈主要な取組〉

○官民連携による観光事業の推進

登録DMO（地域）として、民間事業者や指定管理施設等と協調し連携を強化することで実現可能な観光事業の推進を図ります。また、八女市観光開発委員会による観光事業の計画推進と登録DMOの検証を行います。

○マーケティング力の強化

訪日外国人の動向や国別の旅行傾向・嗜好の把握、国内客の世帯別の観光商品開発、ターゲット世代を絞った効果的なプロモーションなどマーケティング力の強化を図ります。

○観光施設の整備

市内に点在する観光施設の改修、整備並びに今後の観光施設の活用方法等を検討していきます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
八女市観光入込客数	千人/年	1,990	2,700
開発旅行商品への参加観光客数	人/年	923	1,200
外国人市内宿泊者実人数	人/年	1,950	2,300

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
第2次茶のくに観光アクションプラン	平成31年度～令和3年度
八女市公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和28年度



道の駅たちばな お食事処 招竹梅



やべのもり（矢部）



星空（星野）



森林セラピー（黒木）



八女福島の町並み



寄口橋（上場）

4-6 企業誘致・雇用

ビジョン

新たな雇用の場が広がるまちをつくる



〈現状と課題〉

- 本市では、これまで4つの工業団地や未利用公有地などを活用した企業誘致を展開してきており、現在、食品加工業や機械器具製造業を中心に多くの企業が立地しています。
- 新たな雇用の確保には企業の更なる誘致を進める必要があります。
- また、地元企業の雇用の維持・拡大を支援するとともに、新規雇用推進のため、新しい生活様式等に対応した形で求職者とのマッチングも必要となってきます。
- 誰もが安心して働ける環境づくりのため、企業の職場環境や労働条件の改善・向上を推進する必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 前古賀工業団地の整備を推進し、優良企業の更なる誘致を進めます。また、公的遊休地や民有地についても、企業誘致の受け皿として位置づけ、地域の特性を活かせる企業の誘致を推進します。
- 関係機関と連携しながら、地元企業の情報発信を強化し、U I Jターン*希望者、地元の若者、女性、中高年者など多様な人材とのマッチングをはじめとする雇用対策を推進します。
- より働きやすい労働環境づくりに向け、企業への支援を推進します。

基本目標

基本目標 1 企業誘致の推進

〈主要な取組〉

○前古賀工業団地の整備

九州自動車道八女インターチェンジに近接する前古賀地区工業団地の整備を促進します。

○公的遊休地等への誘致

公的遊休地への誘致を進めるため、様々な媒体を活用して周知するとともに、民有地についても必要な支援を実施します。

○サテライトオフィス*への進出支援

本市に進出を検討する企業がビジネスを始めやすい環境を整えます。また、企業とのマッチングイベントや現地視察ツアーを実施します。

基本目標2 多様な人材の求職マッチングの推進

〈主要な取組〉

○地元企業と多様な人材とのマッチングをはじめとする雇用対策の推進

関係機関と連携しながら、SNS等の媒体を活用し、地元企業の情報を発信します。

また、オンライン（Web）やリアル（会場）など様々な方法で、地元企業とU・I・Jターン希望者や地元の若者、女性や中高年者など多様な人材とのマッチングをはじめとする雇用対策を推進します。

基本目標3 市民の雇用拡大に向けた支援

〈主要な取組〉

○雇用維持・拡大のための支援

地元企業や新規誘致企業による市内居住者の雇用の維持・拡大のため、企業の採用活動に対する支援を実施します。

基本目標4 より働きやすい労働環境づくりに向けた企業への支援

〈主要な取組〉

○企業への啓発や情報提供

より働きやすい労働環境づくりのため、企業に対する啓発や情報提供などの支援を実施します。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
新たに誘致する企業による新規雇用者数（累計）	人	—	100
市と企業とのマッチングイベント開催回数（累計）	回	—	5
市の求職マッチング支援による新規雇用者数（累計）	人	—	50
市の雇用促進支援事業により雇用者数を拡大した企業数（累計）	社	—	10

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市都市計画マスタープラン	令和3年度～令和23年度
八女市岡山地区農村地域産業導入実施計画	令和2年度～令和7年度



基本政策5

安心して暮らせるしくみづくり

5-1 地域福祉

ビジョン

共に支え合い健やかに暮らせる福祉のまちをつくる



〈現状と課題〉

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、若年世代の流出や核家族化により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、地域や家庭の支え合う力が弱まるなど、地域コミュニティのあり方が大きく変化しています。
- こうした状況を踏まえ、地域で共に暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、共に支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていくことを地域福祉の理念に掲げ、地域共生社会の実現を目指しています。
- 今後、高齢世帯などを中心に、買い物やゴミ出し、外出等の日常生活における支援ニーズが高まるとともに、更に複合・複雑化が予想される地域課題に対応するため、地域住民を主体とした重層的な自助・互助・共助・公助*による支え合いのしくみづくりに取り組む必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 子どもから高齢者まで、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、共に支え合い、助け合いながら住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域共生社会の実現を目指します。

基本目標

基本目標1 相談しやすい雰囲気づくり

〈主要な取組〉

○民生委員・児童委員の活動支援

日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心掛けるなど、住民にとって気軽に相談できる体制を強化するため、民生委員児童委員連絡協議会の活動を支援し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。



基本目標2 連携した支援ができる体制づくり

〈主要な取組〉

○生活困窮者自立支援の体制づくり

生活困窮者等の情報を共有し、支援の調整等を行う自立支援庁内連携会議の定例化により適切な支援につなげていきます。

○日常生活支援の体制づくり

高齢者などが住み慣れた地域で安心した暮らしを続けられるように、日常生活におけるゴミ出しや買い物に対する支援体制づくりに取り組みます。

基本目標3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

〈主要な取組〉

○市内全域への福祉委員の配置

市民を最も身近で見守る福祉委員がすべての地域で活動できるよう、社会福祉協議会と連携して体制の充実を図ります。

基本目標4 社会参加の意識づくり

〈主要な取組〉

○福祉ボランティアの活動促進と周知啓発

福祉ボランティアの育成や市民参加の教室を開催するとともに、既存団体の情報交換とネットワークの構築を図ることで、地域で支え合う福祉社会を形成します。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
民生委員・児童委員からの活動報告相談件数	件/年	15,017	20,000
自立支援庁内連携会議の開催回数	回/年	2	4
福祉委員の人数	人	208	250
福祉ボランティア登録者数	人	567	700

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成30年度～令和4年度



5-2 健康・医療

ビジョン

健康で心豊かに暮らせるまちをつくる



〈現状と課題〉

- 誰もが生涯を通じて健康的な生活が送れるように心身の健康を増進し、健康寿命といわれる自立して生活できる期間を伸ばす必要があります。本市では、平成28（2016）年5月にスポーツ・健康づくり都市を宣言し、市民一人一人が健康に対して意識を高める取組を進めており、ライフステージに応じた健康づくりを推進してきました。
- また、全国的に、毎年、自ら尊い命を絶つという状況が依然として続いており、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、生きることへの包括的な支援を推進する取組が求められていることから、本市でもこころの健康づくりの普及・啓発や地域の見守り力の強化などの各種施策を展開してきました。
- 人口減少、高齢化が進む中、県、医師会等とも連携し、公立八女総合病院を中核とする地域医療圏の強化と、へき地における医療の充実など、今後も地域医療のあり方について引き続き検討していく必要があります。
- 令和2（2020）年、全国で未知の感染症である新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療体制や市民生活及び経済に大きく影響を及ぼしています。本市では新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対策本部を設置し、市民への情報提供等を行っています。今後はワクチンの接種体制の構築が必要です。

〈基本的な方向性〉

- 市民が生涯にわたって心身ともに健やかで豊かに暮らせるまちを目指します。
- 健康づくりに対する意識の向上と健康寿命の延伸を図るとともに、誰もが安心して医療を受けられる地域医療の充実に取り組みます。
- 市民の生命及び健康を守るため、感染症予防対策の充実に取り組みます。

基本目標

基本目標1 健康づくりの推進

〈主要な取組〉

○特定健康診査受診率の向上

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健診対象者全員に受診券を発行し、住民健診ガイド本とともに通知し、啓発に努め、受診率を向上させるとともに未受診者対策として勧奨を積極的に行います。

○保健指導実施率の向上

医療・介護分野におけるデータを利活用し、生活習慣を改善するための保健指導を積極的に行う



ことにより、対象者が自らの生活習慣の課題を認識し、行動変容と自己管理を促し、生活習慣病を予防します。

〇こころの健康づくりの推進

誰もが自殺に追い込まれることのない八女市の実現を目指し、家庭、地域、学校、職場、民間団体、行政等が連携・協働し、生きることを支える地域づくりを進めていきます。

基本目標2 地域医療体制の充実

〈主要な取組〉

〇地域医療体制の充実

地域医療支援病院である公立八女総合病院を中核とする地域医療体制の充実を図るとともに、へき地における医療の維持確保を図ります。

〇夜間・休日診療体制の維持・継続

夜間・休日における診療体制を維持できるよう医師会等関係機関と連携し、支援します。

基本目標3 感染症予防対策の推進

〈主要な取組〉

〇感染症への対応

新型インフルエンザ等の感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。）に対しては、国、県が実施する対策と連携して取り組むとともに、輸入感染症等の未知の感染症が発生した場合は、国、県と連携し、各種対策を総合的・効果的に組み合わせた情報共有に努め、市民に正しい情報を発信します。また、市民を感染症から守るために各種予防接種の定期接種を推進します。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
特定健康診査受診率	%	40.9	60
特定保健指導実施率	%	58.6	85

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
第2期八女市健康増進計画	平成30年度～令和4年度
第2期八女市保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成30年度～令和5年度
第3期八女市特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度
第2次八女市食育推進計画	令和2年度～令和4年度
八女市自殺対策計画	平成31年度～令和5年度
八女市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度～



5-3 高齢者福祉

ビジョン

高齢者がいきいきと安心して共に暮らせるまちをつくる



〈現状と課題〉

- 我が国は令和7（2025）年に「団塊の世代」すべてが75歳以上となり、令和22（2040）年には「団塊ジュニア世代*」が65歳以上となるなど、人口の高齢化が更に進行し、介護が必要となるリスクの高い85歳以上の高齢者の増加が予想されています。
- 国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム*」を推進してきました。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた基盤となることから、今後も一層取組を推進していく必要があります。
- 本市は、国の方針やこれまでの取組を踏まえ、令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えた中長期視点を持ち、介護保険の安定した運営と地域共生社会の実現の一端を担う地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ることを目指し、介護保険制度の持続可能な運用を図ります。

〈基本的な方向性〉

- 介護や生活支援、医療等が必要な状態になっても、できる限り安心して住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、地域の関係団体等と連携・協働して、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。
- 高齢者ができる限り介護等を要する状態にならず健康で暮らせるよう介護予防に取り組みます。
- 認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進しながら安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。
- 高齢者の就労支援、老人クラブ活動への支援等を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進を図り、元気な高齢者が様々な場面で活躍することを支援します。



基本目標

基本目標１ 地域性に応じた地域包括ケアシステムの推進

〈主要な取組〉

○地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターを生活圏域ごとに設置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防マネジメント業務に取り組みます。

○地域ケア会議の推進

地域ケア会議を設置し、日常生活圏域それぞれの地域性に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進します。

○生活支援コーディネーターの活動推進

地域包括支援センターと連携しながら、地域資源開発、関係者とのネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチングに取り組む生活支援コーディネーターの活動を推進し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を図ります。

○在宅医療・介護連携推進事業の推進

在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援体制を構築するとともに、地域包括支援センターとの連携を図ります。

○在宅系サービス基盤の整備

日常生活圏域ごとの介護サービス基盤の整備として、山間地域でサービス事業所の少ない東部エリアへの施設整備を誘導します。

○成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない方の権利擁護のために、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断を行う中核機関を設置し、成年後見制度の利用促進を図ります。

基本目標２ 介護予防の推進

〈主要な取組〉

○健康寿命延伸を目的とした研究事業の推進

九州大学と協働で、医療・介護・福祉分野における研究事業に取り組み、介護予防事業に関する政策立案の基礎資料とするとともに、市民の健康増進に資するエビデンス*を構築します。

○効果的な介護予防普及啓発事業の実施

研究事業で得られた分析結果を参考にしながら効果的な介護予防事業に取り組みます。

○介護予防に資する住民主体の通いの場の設置

生活支援コーディネーターと連携し、介護予防を継続的・自主的に取り組める場として「通いの場」の設置を推進するとともに、運営支援に取り組みます。



基本目標3 認知症高齢者にやさしい地域づくり

〈主要な取組〉

○認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員を配置し、発症しても尊厳と希望を持って認知症とともに生きることができる支援体制の構築に取り組みます。

○認知症への初期集中支援の充実

認知症の人やその家族に、「認知症初期集中支援チーム」が早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

○認知症サポーター養成講座の推進

認知症の人やその家族に対して手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者にやさしい地域づくりに取り組みます。

○チームオレンジの設置

認知症の人や家族の困りごとに対し、認知症サポーターが支援する「チームオレンジ」を地域単位で構築し、認知症の人や家族に対して早期に支援ができるよう取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
地域ケア会議の開催回数	回/年	24	36
介護予防事業への参加者数	人/年	35,258	36,000
住民主体の通いの場（予防介護自主グループ）の設置数	力所	22	30
認知症サポーター養成講座の参加者数（累計）	人	6,652	7,500

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度
八女市成年後見制度利用促進基本計画	令和3年度～令和7年度



5-4 障がい者福祉

ビジョン

障がいの有無に関係なく、すべての方が安心して住み慣れた
地域で生活できる地域共生社会を実現するまちをつくる



〈現状と課題〉

- 平成30（2018）年4月に施行された改正障害者雇用促進法により障がい者を雇用する動きが活発になっており、福祉的な就労の場として就労継続支援事業所に対するニーズは高い状況にあります。今後は、一般就労に向け就労定着支援事業所等と連携し、効果的な就労支援に取り組むことが必要です。
- 障がい者虐待を防止するため、障がい者虐待防止法の正しい理解を促す周知・啓発と適切なケアができる相談支援体制の構築を図り、福祉サービス事業所等への理解促進に取り組む必要があります。
- 地域の障がい児やその家族からの相談に適切に対応するとともに、障がい児を対象とした各施設に対しての援助や助言を円滑に行えるよう児童発達支援センター、医療機関、通所支援事業所等の連携体制の構築が必要です。
- 相談支援における相談者のニーズは多様化・複雑化しているため、相談支援専門員の人材育成により専門性を高める取組が重要です。
- 障がい者の地域とのふれあいの場として、日中活動の場となる事業所を通じて日常的な交流が行われていますが、地域交流への参加をより促進するためには参加できる地域イベントの効果的な情報発信が必要です。

〈基本的な方向性〉

- 障がい者への自立支援、障がいのある子どもへの支援の充実を図ります。
- 八女市障がい者基幹相談支援センター（リーベル）及び八女地区障害者地域生活支援拠点センター（すいれん）の体制強化を図ります。
- ふれあいのあるまちづくりを目指し、誰もが参加できる文化活動や障がい者スポーツ等の体験の機会を創り、交流促進に取り組むとともに、情報・意思疎通支援の充実を図ります。

基本目標

基本目標 1 障がい者への自立支援

〈主要な取組〉

○訪問系・日中活動系等サービスの充実

日中活動の場と生活の場が一人一人のニーズに合った場となるよう、計画的な相談支援体制を構築します。



○経済的自立支援の充実

生活困窮状態にある障がい者に対して、生活困窮者自立支援制度にある各支援策を活用し、効果的な支援に取り組みます。

○療育支援・教育環境の充実

障がい児に対する接し方は、家庭・学校・施設で共有し、実践することが有効であり、家族や学校に対して接し方を共有できる支援体制づくりに努めます。

基本目標２ 相談支援体制の構築

〈主要な取組〉

○八女市障がい者基幹相談支援センター（リーベル）の体制強化

福祉分野のネットワークだけではなく、医療機関との連携体制を構築し、ネットワークを更に充実させ支援体制を強化します。

○八女地区障害者地域生活支援拠点センター（すいれん）の体制強化

民生委員・児童委員をはじめとする地域の相談役、保健所など身近な相談機能を含めた新たなネットワークの構築に取り組みます。

基本目標３ ふれあいのあるまちづくりの推進

〈主要な取組〉

○地域交流の推進

障がい者が地域のイベント等に参加できるよう、分かりやすい内容で情報発信を充実させます。

○情報・意思疎通支援の充実

手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員の養成を行っており、養成講座を修了した方が継続的にボランティア活動のできる体制の充実に努めます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和７年
障がい児支援連絡会の開催回数	回/年	1	1
専門別研修会の開催回数	回/年	0	1
文化活動・スポーツイベントの開催回数	回/年	0	1
手話奉仕員養成講座の開催数	講座/年	1	1

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
第3期八女市障害者基本計画	平成31年度～令和10年度



5-5 子ども・子育て支援

ビジョン

心豊かに、共に支え合い、子どもたちが夢と希望をもてる、
優しいまちをつくる



〈現状と課題〉

- 国・県では、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進しています。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を推進しています。このため本市でも、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の充実、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援など、総合的かつ包括的な子育て支援の充実を図っています。
- 子育て世代の雇用環境は、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の長時間労働など厳しい状態にあり、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て世帯の孤立も懸念されています。したがって、子育て支援においては子どもや子育て家庭に寄り添ったサービスの充実とともに、子育てに伴う経済的負担の軽減も求められています。また、地域全体で子育てを行っていくことも重要となってきています。
- 子どもへの人権侵害や貧困に対する課題については、家庭での子育て、それを支える地域社会、教育現場を連携させながら、子どもの人権を守り、子どもが夢や希望を持って過ごせる環境をつくる必要があります。
- また、出生率低下の原因として、未婚化の進展が主な理由として指摘されていることから、結婚の希望を持つ若者が人生のパートナーに出会える場や機会を創出することで生涯未婚率上昇の抑制を図る必要もあります。

〈基本的な方向性〉

- 保護者のニーズに応えるべく子育て支援サービス提供の基盤強化と保護者の負担軽減を図ります。
- 子育て世帯が仕事と子育ての両立を図れるような基盤整備と子育てを地域で支え合う環境づくりを進めます。
- 子どもたちが育つ過程で必要な支援及び保健・医療・福祉サービスの各分野における連携を進めます。
- 若い世代の出会いや結婚を支援することで、未婚・晩婚化に歯止めをかけます。



基本目標

基本目標1 子育て支援サービスの充実

〈主要な取組〉

○子ども・子育て支援事業の基盤整備

教育・保育施設、学童保育所、子育て支援施設、母子生活支援施設の整備を進め、子育て世帯の保育ニーズを把握し、各種子育て支援サービスの充実を図ります。

○安心して妊娠・出産・子育てできる支援

母子保健対策の充実や乳幼児健診、相談支援などにより、安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制の充実を図ります。

基本目標2 地域における子育て支援の充実

〈主要な取組〉

○地域における子育て家庭への支援と子育てネットワークの育成

子育てを行う親や家族が安心していきいきと子育てができ、不安感や悩みを解消できるよう子育て支援を充実させるとともに、子どもたちが気軽に集い、遊ぶことができる居場所や地域の大人たちと気軽に交流できる環境づくり及び地域活動を促進し、子育て支援ネットワークの育成を推進します。

○未来を担う人材となるための土台づくり

児童・生徒が確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康な体や体力をバランスよく育むために、子どもたちの世代間交流や地域活動への参加などを推進する幅広い教育活動を展開します。

基本目標3 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

〈主要な取組〉

○仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）のための基盤整備

子育て世代が多様かつ柔軟な働き方を選択でき、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境が整備されるよう企業への啓発を促進します。また、家庭や地域においては男女が共に担う子育てを推進します。

○子どもたちがのびのびと活動できる安全・安心への取組

子どもの安全を確保するため、住環境、道路、交通環境等の整備や、交通安全教育、犯罪の未然防止の取組を実施します。

基本目標4 子育て世代の保護者の負担軽減

〈主要な取組〉

○子育て支援事業等における保護者の負担軽減

幼児教育・保育の無償化の適切な実施とともに、地域子ども・子育て支援事業の利用拡大や利用しやすい利用料設定、子どもやひとり親家庭への医療費助成等により、保護者の負担を軽減します。

○子どもの教育費用に対する負担軽減

子どもが学校等に入学または通学する費用の一部を軽減するための支援を行います。



基本目標5 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

〈主要な取組〉

○児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室の充実強化を図ることと、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に総合的に取り組みます。また、事情により家庭で生活できない子どもが適切に児童養護施設や母子生活支援施設を利用できるよう、社会的養護施策の推進に努めます。

○子どもの貧困対策

貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける環境づくりを進めます。

○障がいのある子どもと家庭への支援

ノーマライゼーション*の理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行い、障がいがあるために、他の様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制の確立を推進します。

基本目標6 家族形成の支援

〈主要な取組〉

○結婚支援事業の実施

出会いから結婚までのサポートとして、筑後市、広川町と共同で運営する八女・筑後結婚サポートセンターのメニューの充実や、結婚を後押しする気運の醸成や促進を図る事業を実施する団体等への支援を行います。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
地域子育て支援施設（みらい広場）の利用者数	人/年	20,712	22,000
子育て世代包括支援センターの相談件数	件/年	35	50
ファミリー・サポート・センターの活動件数	件/年	3,705	4,000
子育てサポーター・ボランティア登録者数	人	235	300
父親等の子育て講座の開催	回/年	16	25
U・Iターン子ども応援手当児童数	人/年	172	200
子ども食堂の設置箇所数	箇所	4	8
八女・筑後結婚サポートセンターお見合い組数（累計）	回	664	1,200



関連個別計画

関連個別計画	計画期間
第2期八女市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度
八女市子どもの貧困対策推進計画	平成29年度～令和3年度



やめっこ未来館





5-6 社会保障

ビジョン

適正な社会保障ができるまちをつくる



〈現状と課題〉

- 国民健康保険制度については、持続的な医療保険制度を構築するための国民健康保険制度改革が施行され、平成30（2018）年度から県と市町村による共同運営となりました。安定的な国民健康保険事業の運営のため共同保険者として医療給付の適正化及び保険税の収納率向上に取り組み、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化を推進します。
- 介護保険制度については、八女市介護保険事業計画において介護給付適正化に向けた取組を実施しています。今後も、介護保険制度への信頼を高め持続可能な介護保険制度の構築のため、介護給付適正化に向けた取組を推進していきます。
- 生活保護受給者に対しては、ケースワーカーが必要に応じた訪問調査活動を行いながら支援を行っています。今後も、適切な各扶助費の支給と社会的・経済的自立に向けた取組を進めます。また生活保護に至る前の生活困窮者に対しても、その状態に応じた包括的支援を行い、安定した生活に向けた自立のための支援を行うとともに、生活困窮世帯の子どもなどへの学習や居場所づくりの支援を行うことで、学習意欲や自己肯定感の向上を図り、「貧困の連鎖」の防止に向けて取り組みます。

〈基本的な方向性〉

- 安心して医療サービスが受けられるよう国民健康保険制度の健全な運営を維持していくため、市民の健康づくりの意識を高め、医療費適正化の取組を進めます。
- 介護保険サービスを必要とする人が、必要なサービスを安心して利用できるよう、介護保険制度の健全な運営を維持するための取組を進めます。
- 生活保護を必要とする人に対し、生活保護法に沿った各種扶助の適正な運営を図り、自立に向けて支援します。また生活保護に至る前の段階の自立支援策の充実・強化を図ります。

基本目標

基本目標1 国民健康保険制度の健全な運営

〈主要な取組〉

○特定健康診査受診率の向上

国民健康保険制度の健全な運営のため、市民の健康づくりの意識高揚を図り、健康ポイント事業の実施を通じた特定健診やがん検診等の啓発に努め、健診受診を促すことで生活習慣病の発症や重症化を予防し、医療費抑制につなげます。

○ジェネリック医薬品*の普及促進

ジェネリック医薬品の普及等による医療費削減のため、様々な機会をとらえて後発医薬品の希望



シールの配布や後発医薬品差額通知の送付など、市民への周知・啓発に努めます。

基本目標２ 介護保険制度の健全な運営

〈主要な取組〉

○介護保険の円滑な運営

介護保険制度や介護保険サービスに関する情報提供を充実させるとともに、市民にとって身近な相談窓口の体制づくりを図ります。

また、サービス事業者への指導による適切なサービス提供の支援や、サービス従事者に対する研修の実施を支援することで従事者の資質向上を図ります。

○介護給付適正化に向けた取組の推進

要介護（支援）認定の適正化やケアプランの点検、住宅改修や福祉用具の点検、介護給付適正化システムを利用した縦覧点検と医療情報との突合、介護給付通知の発送などにより、介護給付費の適正化を図ります。

基本目標３ 生活保護受給者等の自立支援

〈主要な取組〉

○生活保護受給者の就労支援

就労支援員やハローワークの就労支援ナビゲーター*など、各関係機関と連携をとりながらきめ細かい就労支援を行うことにより、生活保護受給者の自立を目指します。

○生活困窮者の就労準備支援

複合的な課題があり就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成等の支援を行います。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
特定健康診査受診率	%	40.9	60
特定保健指導実施率	%	58.6	85
ジェネリック医薬品の普及割合	%	75.8	80
ケアプランの点検回数	回/年	7	12
サービス従事者等への研修会の開催回数	回/年	4	6
生活保護就労支援対象者就職率	%	29	35

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度
第2期八女市保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成30年度～令和5年度



ジェネリック医薬品希望シール



さあ、行こう！年に一度の住民健診





基本政策6 ふるさとを愛する人づくり

6-1 学校教育・人権教育

ビジョン

生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むまちをつくる



〈現状と課題〉

学校教育

- 本市では、児童生徒の教育環境の改善のための学校再編や、「連続した学び」を核とする小中一貫・連携教育の更なる推進、ICT環境の整備を行うとともに、自尊感情を育て、郷土愛を育む取組を行ってきました。さらに、福祉・医療・警察・地域など関係機関との連携や専門機関の活用により、各種の教育支援や、いじめ問題、不登校などに対する未然防止や早期解消に努めてきています。
- 引き続き、生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む教育活動の更なる推進のため、児童生徒の減少に伴う適正な学校再編や、郷土愛を育む教育活動の推進とともに、教育のサポート機関の強化や、児童生徒の安全確保のために施設整備の充実に取り組んでいく必要があります。

人権教育

- 人権が尊重される社会を築くために、自他の人権を守るための実践行動がとれるようになることが大切です。そのために、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育むための人権教育の取組を進めています。
- 指導内容充実のための学習教材や資料の提供と、指導者への支援により、学校における人権教育の充実に努めています。
- 近年、スマートフォンやパソコン等は児童生徒の生活において、情報を得る手段として、またコミュニケーションツールとして身近なものとなっています。しかし、インターネット上には差別的な書き込みや不確かな情報もあふれており、差別的な言葉の使用やいじめにつながる事例もみられます。児童生徒には、発信される様々な情報に対して、人権に関する正しい知識や正確な情報かどうかを判断する力が必要です。そのためにも、学校における人権教育の更なる充実が重要です。



〈基本的な方向性〉

- 確かな学力の向上のために、主体性を育む教育、連続した学びを実現する小中一貫教育の充実を図ります。また、郷土愛を育むために、八女市の良さ、素晴らしさについて、発達段階や指導内容に応じた学習の充実に努めます。
- 児童生徒の心と体の健康を確保するために、教育相談活動の充実を図ります。
- 児童生徒の減少に伴う適正な学校編成や安全確保のための施設の整備など、教育環境の整備・充実に努めます。
- 児童生徒の生活背景を見つめた教育実践により、人権に関する知的理解の深化と人権感覚を育み、自尊感情を高める教育活動の充実に努めます。
- これまで積み重ねてきた同和教育の取組に学びながら、学校の教育活動全体を通じた組織的な人権教育を推進します。

基本目標

基本目標 1 教育内容の充実による学力の向上

〈主要な取組〉

○学力の向上

少人数指導教員、図書司書、特別支援教育支援員等の配置、一部教科担任制の推進に取り組みます。また、各中学校区における小中で連続した学びをつくるカリキュラムづくりを行い、小中一貫教育の更なる充実に取り組みます。

○個に応じた教育の推進

外国語教育、特別支援教育、教育のＩＣＴ化の充実により個に応じた教育を推進します。

○教職員の指導体制の充実

授業の質的充実のための指導主事派遣や、ＩＣＴ機器の有効活用のためのＩＣＴ支援員の派遣を行います。また、教職員、保護者に対する教育相談活動の更なる充実に取り組みます。

○郷土愛を育む学校づくり

コミュニティスクールの推進（地域との連携事業）や八女ふる里学、八女茶学をはじめ地域資源や文化を活用した授業（八女に根差したキャリア教育）の充実に取り組みます。

基本目標 2 教育内容の充実による心と体の健康づくりの推進

〈主要な取組〉

○心の健康づくり

ＳＣ（スクールカウンセラー）やＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）と連携しながら、児童生徒の心の健康を確保するために教育相談等のカウンセラー的機能を充実させるとともに、いじめ、不登校問題へ徹底して取り組みます。

○体の健康づくり

体力向上の取組を充実させるとともに、健康な体の基盤づくりとして食育や学校給食における地産地消の取組の充実を図ります。



基本目標3 教育環境の整備・充実

〈主要な取組〉

○学校施設の営繕

老朽化等により、学校での活動に支障をきたしている学校施設の営繕に取り組みます。

○ＩＣＴ環境の充実

児童生徒の個別最適化された学びを保証するためのＩＣＴ環境の充実に取り組みます。

○学校規模の適正化

児童生徒の安全確保、児童生徒数の減少に対応した学校規模の適正化に取り組みます。

○学校給食事業の充実

地域食材を活用した学校給食の提供及び食育の推進に取り組みます。また、学校給食の一部民間委託を推進します。

○教育費用の軽減

子育て世代への支援として、教育にかかる保護者負担の軽減を図ります。

基本目標4 人権に関する知的理解の深化と人権感覚を育む教育活動の推進

〈主要な取組〉

○児童生徒の人権学習の充実に向けた支援

児童生徒の学習充実のため、人権・同和教育指導主事を派遣します。

○人権学習教材等の充実

人権学習指導資料の充実のため、効果的な教材の研究や資料の提供を行います。
指導方法等の工夫改善のため、人権・同和教育指導主事を派遣します。

基本目標5 人権尊重の視点に立った学校づくり

〈主要な取組〉

○人権教育を計画的及び組織的に推進するための支援

学校へ人権・同和教育指導主事を派遣し、人権同和教育の推進を支援します。
教職員に対する研修を行い、指導者育成に努めます。

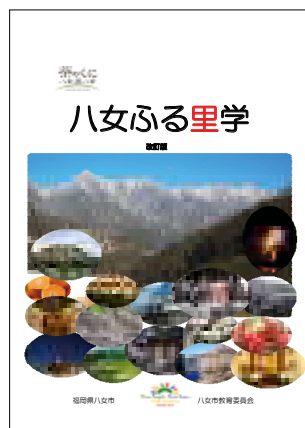


目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
全国学力・学習状況調査（小学校・義務教育学校前期）の正答率	%	2.8% (対全国比)	全国平均を上回る
全国学力・学習状況調査（中学校・義務教育学校後期）の正答率	%	1.2% (対全国比)	福岡県平均を上回る
学校給食における地場産（福岡県産＋八女産）使用割合	%	26.74%	30%
全国学力・学習状況調査（小学校・義務教育学校前期）「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童の割合	%	80.3	85
全国学力・学習状況調査（小学校・義務教育学校前期）「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童の割合	%	86.4	90
全国学力・学習状況調査（中学校・義務教育学校後期）「自分には、よいところがあると思う」と回答した生徒の割合	%	74.2	80
全国学力・学習状況調査（中学校・義務教育学校後期）「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した生徒の割合	%	85.1	90

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市教育大綱	令和3年度～令和7年度
八女市立学校再編整備基本構想	令和元年度～
教育施策要綱	令和3年度～令和7年度
八女市人権施策基本指針	平成24年度～ (平成31年3月改訂)



八女ふる里学



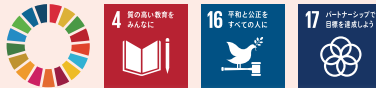
八女茶学



6-2 生涯学習・平和

ビジョン

市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、 平和を尊重するまちをつくる



〈現状と課題〉

生涯学習

- 市民を取り巻く環境がより多様化、複雑化し、人生100年時代といわれる長寿命化の中、市民一人一人がより豊かな人生を送るためには、市民が主体的に学び、かつ、その成果を活かすことが必要です。
- これまで公民館を中心に様々な学習機会の提供と情報発信を行ってきましたが、市民の関心も多様化する中、参加者の固定化や、学びから地域活動への展開が不十分となっています。
- 今後は、市民のニーズに対応しながら生涯学習の機会を提供するとともに、学びの成果を地域の活動に活かせるようなしくみをつくり、生涯学習社会を実現することが必要です。

平和

- 日本では戦後75年が経過し平和な日常を過ごせています。一方、世界ではテロや紛争などが今も絶えない地域があります。
- 本市では、星野村の平和の広場で核廃絶と恒久平和を訴えるシンボル「平和の火」を灯し、被爆樹木二世の「アオギリ」を植樹し、その育成を通じて市民の平和意識の醸成に取り組んでいます。さらに日本非核宣言自治体協議会及び平和首長会議に加盟し、平和事業を推進しています。
- 戦争体験者は高齢となり年々減少し、戦争を知らない市民が増える中、悲惨な戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さと戦争の愚かさを伝えていかなければなりません。

〈基本的な方向性〉

- 市民が主体的に学び、社会参加のきっかけとなるような取組を進め、生涯学習の推進と地域活動の活性化を図ります。
- 子どもの豊かな人間性や社会性を育む体験活動を推進し、次世代を担う青少年の人材育成に取り組めます。
- 恒久平和は人類共通の願いであり、戦争の愚かさと核兵器の非人道性を次代に語り継ぎ、市民へ世界平和を啓発するため平和事業を実施します。



基本目標

基本目標 1 生涯学習活動の推進

〈主要な取組〉

○地域の特性とニーズにあった学習内容の充実

地域のニーズに対応しながら公民館等の講座を充実させ、学びから地域の活動へ活かせるような取組を進めます。

○地域学校協働活動事業の取組

地域人材の協力を得て学校の支援活動を行う地域学校協働活動事業に取り組むことで、地域の教育力の向上を図ります。

○読書活動の推進

生活を豊かにする企画や図書館ボランティア等との協働活動を通し、市民に親しまれる図書館づくりを目指すとともに、子どもの読書活動を推進するため、子どもと本の様々な出会いの場を提供します。

○情報提供の充実

図書館は、生涯学習の拠点、情報発信の場として、市民のニーズに応じて資料や情報を計画的かつ積極的に収集し提供します。また、レファレンスサービス*やWebサービスの充実に向け取り組みます。より多くの市民が図書館を利用できるよう、移動図書館の拠点整備を進めます。

基本目標 2 青少年の健全育成・体験活動の推進

〈主要な取組〉

○青少年体験活動の推進

様々な体験活動を通して青少年の自己肯定感を育み、心身ともに健全な人材の育成に取り組みます。

○地域間・異年齢間の交流促進

校区や学年を越えた仲間やボランティアスタッフ等との集団活動を通じ、社会性を育むと同時に、リーダーとなる人材の育成を図ります。

基本目標 3 平和意識の普及・高揚

〈主要な取組〉

○平和事業の推進

広島原爆投下日に平和の広場で開催する「平和祈念式典」をはじめ、様々な取組により平和意識を啓発するため、平和事業を推進していきます。

○「平和の火」の永遠灯火と分火・採火

原爆犠牲者への弔慰と全世界から核兵器と戦争をなくし、人類恒久の平和を広く訴えるため、星野村の平和の広場に灯る「平和の火」を永遠に灯し続けます。また、「平和の火」の分火・採火による各種団体の事業を通じ、平和の尊さを啓発していきます。

○平和学習の推進

各学校において、関連する各教科等の学習、全校朝会や児童集会、夏休みに実施される平和学習など、様々な機会を活用して、発達段階に応じて平和について考える機会を設けていきます。



目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
公民館の延べ利用者数	人/年	90,000	90,000
大淵体験交流施設宿泊者数	人/年	3,300	3,300
図書館の利用割合（利用登録者数/市の人口）	%	20.5	23.0
青少年体験活動延べ参加者数	人/年	1,984	2,200
青少年体験活動により成長したと感じた参加者の割合	%	—	80

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市教育大綱	令和3年度～令和7年度
教育施策要綱	令和3年度～令和7年度
八女市社会教育計画	令和3年度～令和8年度



移動図書館



平和の塔（星野）



岩戸山古墳（八女）



八女福島の燈籠人形（八女）



6-3 歴史・文化

ビジョン

歴史と伝統に育まれた“八女文化”が活きるまちをつくる



〈現状と課題〉

- 郷土の英雄「筑紫君磐井」がいた古墳時代に始まり、「懐良親王」「良成親王」の活躍する南北朝時代を経て積み重ねてきた八女の歴史は、次の世代に継承していくべき大切な遺産であり、市民にとってかけがえのないものです。
- また、八女福島の燈籠人形や黒木笠原地区の旭座人形芝居をはじめとした、数多くの伝統文化や祭りが今も伝承され、芸術家や作家も多数輩出しています。
- 今後も八女市岩戸山歴史文化交流館や八女市民会館等の文化施設を拠点として、八女ゆかりの文化人の顕彰や、地域の伝統文化を支える後継者の育成、市民の芸術文化活動の振興を図る必要があります。
- また、古代から続く史跡等の歴史的文化遺産と、伝統の中で育まれてきた豊かな地域文化など、先人たちが育んできた“八女文化”を発信し、活かしていく取組を推進します。

〈基本的な方向性〉

- 筑紫君磐井と八女古墳群及び南北朝時代等の歴史的文化遺産を保存しながら活用します。
- 地域の伝統行事や伝統芸能の後継者を育成し、保存・継承します。
- 市民の文化・芸術団体の育成・支援を進めていくとともに、芸術文化振興事業を推進します。

基本目標

基本目標 1 筑紫君磐井と八女古墳群及び南北朝時代等の歴史的文化遺産の保存・活用

〈主要な取組〉

○磐井の乱1500年祭に向けた事業

磐井の乱（527年）から1500年に当たる令和9（2027）年に、「磐井の乱1500年祭」を計画しており、同年に八女市岩戸山歴史文化交流館が開館12年目を迎えることから、施設内部のリニューアルも併せて検討します。また、包括連携協定を締結した大阪府高槻市と歴史文化を通じた交流を図ります。

○八女古墳群の保存・整備・活用

八女市岩戸山歴史文化交流館を拠点とし、八女古墳群の保存・整備・活用を図ります。

○八女市南北朝時代歴史回廊基本構想の推進

南北朝時代の歴史を後世に伝える文化遺産をふるさとの恵と捉え、南北朝時代ゆかりの文化遺産を守り、活かす取組を推進します。



基本目標2 地域の伝統行事や伝統芸能の継承

〈主要な取組〉

○伝統文化の保存・継承及び伝統文化継承者の育成

無形民俗文化財（国、県、市）に指定された伝統文化の継承を図るため、保存会等に対する支援を行うとともに、「八女福島の燈籠人形」「旭座人形芝居」「八女津媛神社の浮立」等の後継者育成を図ります。

基本目標3 市民の文化・芸術団体の育成と芸術文化振興事業の推進

〈主要な取組〉

○芸術文化講座開設事業の推進

おりなす八女音楽塾、世界のピアノ体験企画、音楽講座開設などを通して、芸術文化の普及と来場者の開拓を図ります。

○芸術文化鑑賞事業の推進

おりなす八女文化事業振興会により、各種の鑑賞事業（コンサート・演劇・落語など）を実施します。また、子どもの鑑賞力アップ事業などを企画し、芸術文化を通して次世代を担う子どもたちの育成を図ります。

○八女文芸保存活用基本構想の推進

寄贈を受けた郷土出身の芸術家・文化人の多数の原稿、絵画・版画、彫刻等を活かし、市民の文化・芸術活動の充実を図ります。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
八女市岩戸山歴史文化交流館来館者数	人/年	27,360	28,000
「八女福島の燈籠人形」子ども教室の受講者数	人/年	23	25
旭座人形芝居・後継者育成講座の受講者数	人/年	9	12

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市南北朝時代歴史回廊基本構想	平成29年度～
八女市社会教育計画	令和3年度～令和8年度



6-4 スポーツ

ビジョン

スポーツの力で、健康なまちをつくる



〈現状と課題〉

- 健康寿命の延伸についての関心が高まる中、スポーツの力を活かして、市民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す必要があります。
- 本市では、平成28（2016）年5月にスポーツ・健康づくり都市を宣言し、「市民ひとり1スポーツ」を目指して様々な取組を行ってきましたが、市民がスポーツをより身近に感じ、スポーツに親しめる機会が増えている一方で、スポーツ人口の減少と指導者等の高齢化が進んでいる状況にあります。
- 本市のスポーツ施設の多くで老朽化が進み、今後安全な施設の提供や機能・規模の適正化が困難になることが懸念されます。市民がスポーツに親しみ、健康づくりを実践するフィールド（場）を維持していくためにも、健全な施設運営に取り組むとともに、施設に対する利用者ニーズや需要と供給のバランスに配慮した持続可能な施設提供のあり方が必要となっています。

〈基本的な方向性〉

- スポーツ・健康づくり都市宣言に基づく「市民ひとり1スポーツ」の振興に取り組みます。
- 安全で快適なスポーツ施設の提供と機能・規模の適正な配置に取り組みます。
- 市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツを観光資源として活用することで交流人口の拡大を図り、スポーツによる地域活性化に取り組みます。

基本目標

基本目標1 スポーツの振興

〈主要な取組〉

○スポーツ指導者の育成・確保の推進

スポーツの多様化・高度化に伴い、それらのニーズに応じた実技指導等を行うことができる人材の育成・確保のため、総合型地域スポーツクラブや体育協会等との連携を図りながら、研修会等を通して、指導者の育成・確保を図っていきます。

○スポーツ事業による市民交流の拡大

小学生から高齢者、学生、社会人等が参加できるスポーツ大会やスポーツ教室等のスポーツ事業を開催することで、市民の健康づくりの推進と市民交流の拡大を図っていきます。

○スポーツ施設の充実と適正配置

施設の安全確保と快適な施設環境を維持するために、既存施設の改修及び備品等の充実に努めます。また、施設の機能・規模の適正な配置に努めます。



基本目標２ スポーツによる地域活性化

〈主要な取組〉

○スポーツイベント（スポーツツーリズム*）による交流人口の拡大

マラソン大会等市内で開催するスポーツイベントを通して、健康づくりを推進するとともに、様々な交流を創出し交流人口の拡大を図ります。

○スポーツ合宿・大会の誘致

スポーツの拠点施設である八女東部スポーツ公園を利用したサッカーやグラウンドゴルフ等、県内外の宿泊を伴う合宿・大会の誘致を図ります。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
スポーツ施設の利用者数	人/年	431,367	450,000
スポーツイベントの参加者数	人/年	35,907	43,000
ラジオ体操を地域で継続的に実施している団体数	団体	43	55
スポーツイベント（スポーツツーリズム）の参加者数	人/年	3,000	3,500
八女東部スポーツ公園の利用者数	人/年	19,008	21,000

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市体育施設等管理計画	令和元年度～令和28年度
八女市社会教育計画	令和3年度～令和8年度



グリーンフィールド八女（八女東部スポーツ公園）



基本政策7 人権を尊重した共生のまちづくり

7-1 人権・男女共同参画

ビジョン

すべての市民が自分らしく暮らせるまちをつくる



〈現状と課題〉

人権

- 社会情勢や人々の価値観の変化に伴い、人権問題を巡る状況は複雑なものとなっています。児童虐待、性的少数者や外国人等に対する偏見や差別、インターネットを通じた人権侵害など多様化する人権問題に対し、課題解決に向けた人権施策のより一層の推進により、すべての市民の基本的な人権が尊重されるまちづくりが必要とされています。
- 本市では、「人権尊重都市」の建設を目指し、令和元（2019）年度に「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を施行し、様々な人権課題の解決に向けた取組を行っています。
- 人権尊重のまちづくりのため、市民をはじめ様々な主体との連携により啓発活動に取り組み、人権尊重の意識を地域に浸透させていく体制づくりが必要です。

男女共同参画

- 本市の審議会等における女性の登用率は徐々に高まり、固定的な性別役割分担にこだわる意識も少しずつ薄れてきています。しかし、職場や地域などにおいて男性の方が優位であると感じる人は依然として多く、女性の活躍の場が十分に広がっているとは言い難い状況です。また、ドメスティック・バイオレンス*をはじめとした性に関連する暴力は社会問題となっており、その被害者の多くは女性です。
- 引き続き男女共同参画社会の実現に向けた、意識啓発や社会環境づくり、暴力被害者に対する支援などの施策を着実に推進していく必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 総合行政として横断的、積極的、計画的な人権施策の推進を図り、人としての尊厳が守られ、すべての市民が自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。
- 男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる分野において対等な構成員として個性と能力を発揮することができる男女共同参画のまちづくりを目指します。

基本目標

基本目標 1 人権施策の推進

〈主要な取組〉

○人権センターの設置

人権に関する教育・啓発活動のための拠点となる地域の開かれたコミュニティ施設として人権センターを設置し、講演・研修等の活動や相談事業の取組を行います。

○相談体制の充実

法務局、人権擁護委員会等関係機関と連携し、市民が利用しやすい環境を整えます。
関係機関が実施する研修会等を通じて、隣保館職員等の相談能力向上を図ります。

○庁内推進体制の充実

人権施策実施計画を作成し、各係の業務を人権尊重の視点で点検を行い、推進本部において適切な進行管理を行います。また、推進本部内に啓発推進部会を設置し、各部署での研修を行い、職員の意識高揚を図ります。

基本目標 2 人権啓発の推進

〈主要な取組〉

○講演会・講座等人権学習の機会の充実

多様な学習ニーズに合わせ、様々な人権問題をテーマにした講演会・講座等の内容充実を図り、人権への気づき、学びの機会の提供や市民が主体的に学ぶことができる人権学習の環境づくりを進めます。

○人権研修等への講師派遣

地域、企業、各種団体等が実施する人権をテーマとした研修会・講座等に講師を派遣し、人権意識の高揚を図る学習機会を拡大します。

○広報活動の充実

広報紙への記事掲載、啓発パンフレット等の発行やホームページの活用等を積極的に行い、人権啓発に関する広報活動の充実を図ります。

基本目標 3 多文化共生の推進

〈主要な取組〉

○外国人が安心して暮らせる環境づくりの推進

教育、防災、福祉など生活全般にわたって、外国人が安心して暮らせるような環境づくりや支援を行います。また、国際交流や異文化への理解を深めるための取組により、多文化共生を推進します。



基本目標 4 男女共同参画社会の実現

〈主要な取組〉

○様々な分野への女性参画の推進

地域団体の活動を支援し、人材の育成を図るとともに、女性の登用促進に向けた取組を実施することで、様々な分野への女性の参画を拡大し、地域の女性の力が発揮される社会の実現を目指します。

○男女共同参画を進めるための意識啓発

啓発活動や講座・講演会の開催などを通じて、市民の意識啓発に取り組みます。

○配偶者等からの暴力の被害者に対する支援

相談体制の充実や関係機関との連携強化を通じて、配偶者等からの暴力の被害者に対する支援に取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
人権問題に関する市民意識調査において人権が尊重されていると感じる人の割合	%	78.1	80.0
人権研修等の参加者のうち「理解できた」と感じた人の割合	%	83.0	85.0
地域や企業等で自主的に開催した人権に関する研修会の実施数	コマ/年	6	15
市の審議会等の委員における女性委員の割合	%	27.7	40.0

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市人権施策基本指針	平成24年度～ (平成31年3月改訂)
八女市人権施策実施計画	令和3年度～令和7年度
第5次八女市男女共同参画行動計画	令和3年度～令和7年度
八女市社会教育計画	令和3年度～令和8年度

7-2 地域コミュニティ

ビジョン

活気ある地域コミュニティを基盤とした持続可能なまちをつくる



〈現状と課題〉

- 地域行政の基礎単位組織である行政区について、都市部では連帯意識の希薄化により地域の活動力が低下し、山間部では少子高齢化と過疎化により担い手が不足し、組織運営上の課題となっており、それに伴い地域コミュニティの存続が困難になるとの懸念もあります。
- 地域行政において、今後も行政区の存在は必要不可欠であり、各行政区が抱える課題を解消し、安定した行政区運営が行われるために、充実した行政区への支援策に取り組む必要があります。
- 急速に変化する社会情勢とともに、地域住民の生活スタイルの変化及び価値観の多様化等、地域コミュニティの核となるまちづくり団体に求められる役割は多岐にわたっています。
- 本市では、各地区のまちづくり団体の活動を支援するとともに、意見交換を行いながら、各地域の課題解決に向けた取組を推進しています。
- 今後も直面する少子高齢化及び人口減少問題に伴う地域コミュニティの維持発展のため、各地区のまちづくり団体が策定した地域振興計画に基づき、各地域の課題解決に向けた様々な活動を行っていくための支援を継続し、持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 地域行政の基礎単位組織である行政区の安定した活動のため支援を行います。
- まちづくりの基礎となる地域コミュニティづくりと地域活性化を図るため、行政区への支援と地域人材の育成を強化します。
- 市民のつながりの輪を大きくし、市内外の人々が地域とつながり、良好なコミュニティ形成や地域の活性化に結び付くようなくみづくりを進めます。

基本目標

基本目標 1 持続可能な地域コミュニティの育成

〈主要な取組〉

○自主的な行政区活動の支援

環境保全、福祉、生涯学習、防犯、防災といった行政区が行う自主的な地域活動を支援します。

○行政区の再編推進

人口減少や地域の担い手不足といった行政区の諸課題を解決するために、再編統合した行政区へのスムーズな移行とその後の運営を支援します。



○行政区長の業務効率化

行政区の活動を担う行政区長の持続可能な活動のため、行政区長業務の効率化を図ります。

○まちづくり団体の育成・支援

地域の課題解決に取り組む組織として、小学校区等の範囲で活動するまちづくり団体の育成・強化に取り組むとともに、まちづくり団体が策定する地域振興計画に基づく地域活動の支援を行います。

○未来づくり協議会との連携

市と未来づくり協議会との定期的な意見交換を行い、構成団体である各まちづくり団体での情報交換を活発化させることにより、各地域の課題を見出しその解決に向けた活動を支援します。

基本目標２ 人と人、人と地域との結びつきの形成

〈主要な取組〉

○関係人口の拡大・創出による地域活性化

地域活力の低下を防ぐため、誰もが参加しつながることができるコミュニケーションツールを通して、地域内の人や地域と、地域外からの多様な人材の関わりを促進し、本市への新しい人の流れをつくります。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和７年
地域活動に参加したことのある市民の割合	%	40	50
コミュニケーションツールのアプリケーションのダウンロード者数（累計）	人	—	3,700



つながるバス停（八女）

未来づくり協議会構成団体一覧

地 区	まちづくり団体名称
八 女	福島地区まちづくり協議会
	長峰校区まちづくり連絡協議会
	上妻校区まちづくり協議会
	三河校区まちづくり協議会
	八幡校区まちづくり協議会
	川崎校区まちづくり協議会
	忠見校区まちづくり協議会
	岡山校区まちづくり協議会
黒 木	黒木地区自治運営協議会
	豊岡地区自治運営協議会
	串毛地区自治運営協議会
	木屋地区自治運営協議会
	夢かさはら自治運営協議会
	大淵地区自治運営協議会
立 花	光友地区地域振興会議
	北山地区地域振興会議
	白木地区地域振興会議
	特定非営利活動法人迎春地域振興会議
上 陽	上陽地区まちづくり協議会
矢 部	矢部地域づくり協議会
星 野	星野地区まちづくり協議会

基本政策 8

未来につなぐ協働のまちづくり

8-1 都市間交流・国際交流

ビジョン

市の魅力を活かし、国内外の都市や人と多様な交流が
広がるまちをつくる



〈現状と課題〉

- 本市が持続的に発展し活性化するためには、市外の多くの人々に地域の魅力や強みを知っていただくことで関係人口を増やしていく必要があります。
- インターネットやSNS等の普及による地域や国を超えた情報社会の急激な進展により、国内外を含めた地域間交流がますます盛んになることが期待されます。ひと・もの・情報の交流は、産業や文化など様々な面での地域の活性化につながることから、本市の魅力を発信し、様々な交流を推進することで市政の発展につないでいくことが大切です。
- 災害に対する備えや観光・文化・産業は、行政間による相互連携・協力により大きな効果が期待されます。そのためには、普段から交流を通して関係性を構築する必要があります。
- 急速な国際化に対応するため、市民一人一人が国際理解を深め、多様な文化を理解し尊重する国際感覚を身につけることが大切です。今後も、国際化に対応したまちづくりを推進し、国際感覚豊かな人材の育成に継続して取り組む必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 市の魅力を戦略的に情報発信することで、移住や定住、交流人口、関係人口の拡大に取り組みます。
- 豊かな自然と歴史・文化を活かし、観光・文化・産業など多方面での交流を促進します。
- 市の魅力を活かした国際交流事業を実施するとともに各都市との交流を深めることで、市全体の国際化の醸成を図ります。

基本目標

基本目標１ シティプロモーション*の推進

〈主要な取組〉

○シティプロモーションの推進

市の魅力を組織的かつ戦略的に発信し、イベントや相談会の開催、WebサイトやSNSを通じた情報発信といった様々な手法により、移住定住促進、観光客誘客や企業誘致、地場製品の販売促進、ふるさと納税の推進等、市の認知度向上につなげていきます。

基本目標２ 都市交流事業の推進

〈主要な取組〉

○国内交流自治体との交流推進

交流のある自治体（奈良県吉野町・静岡県吉田町・大阪府高槻市）を拠点として、災害支援・観光・文化・産業など多方面での交流を実施し、本市の魅力を発信します。

○国際交流の推進

地域の特性を活かした国際交流に取り組み、市全体の国際化を促すための多様な国際交流事業を展開します。併せて、姉妹都市（韓国巨済市）をはじめ、各都市との交流を推進します。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
国内交流事業実施数	回/年	7	10
国際交流事業実施数	回/年	5	8



包括連携協定締結式（大阪府高槻市）



ダニエル・建・イノウエ氏 胸像除幕式

8-2 協働・情報

ビジョン

市民が主役となって活躍するまちをつくる



〈現状と課題〉

- 各種政策・計画及び市民生活に影響を与える制度を決定する過程において、パブリックコメント制度により、広く市民の皆様から意見を求め、当該政策等に反映することで、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図っています。
- 複雑・多様化するまちづくりの課題を解決するためには市民、行政等がそれぞれの立場で役割を担い、協力しながら取り組むことが重要で、そのためにもお互いの立場を尊重しながら理解を深めていくことが重要です。
- 市民が情報を得る手段や発信する手段は多様化してきています。すべての市民にタイムリーに必要な情報が届くように様々な媒体を通した広報活動が求められています。
- 今後も「市民と創るまちづくり」を基本として、市民が取り組むこと、行政が取り組むこと、市民と行政が協働して取り組むことをともに考えていながら、協働による持続可能なまちづくりを推進していくことが重要です。

〈基本的な方向性〉

- 市民が主役となって活動できる持続可能なまちづくりを推進します。
- 市民ニーズを的確に把握し市政に反映するために広聴活動の充実を図ります。
- 市民生活に影響を与える制度や政策を決定する過程において、パブリックコメント制度による市民参画の機会をつくとともに、市民への説明責任を果たします。
- 広報紙やインターネット媒体、コミュニティFM（FM八女）などの手段を通して、世代やニーズを考えた戦略性のある広報活動に取り組みます。
- 協働のまちづくりのパートナーとなるボランティア団体やNPO法人の育成及び支援を推進します。

基本目標

基本目標1 市民に開かれた広聴・広報

〈主要な取組〉

○市民参画の機会づくりとしてのパブリックコメント制度の活用

市民生活に影響を与える制度や重要な政策を決定する過程において、市民の意見を幅広く聴くことにより、市民参画の機会をつくとともに、市民への説明責任を果たします。

○広報八女の充実

市民に最も身近な情報紙として、必要な情報を分かりやすく伝えるとともに、より読みやすく親しまれる紙面づくりを行います。

○公式ホームページの充実

公式ホームページを利用する立場から考え、より見やすく、必要な情報へとたどりつきやすいよう構築します。また、八女市のよいイメージや魅力的な情報発信のツールとして活用していきます。

○コミュニティFMを通した情報発信

コミュニティFMによる情報発信は、緊急時における防災・災害情報を伝達する重要な役割を担うことから、日頃からコミュニティFMの存在を広く周知し、市民にとって馴染みのある放送局になることを目指します。

○八女市公式SNSの充実

SNSを活用して正確に分かりやすくタイムリーな情報を発信します。

基本目標2 市民との協働の推進

〈主要な取組〉

○市民提案型のまちづくりの推進

地域課題の解決やまちづくりの活性化を図る事業の公募を行うなど、市民が幅広くまちづくりに参画できる場をつくりまします。

○協働によるまちづくり方針の啓発

まちづくりに関する施策等の方針について、市民や市職員に対する啓発に努めます。

○ボランティアやNPO等の団体育成

市民が安心してボランティア活動に取り組めるような環境づくりに努めます。また、市民ボランティア団体の育成とNPO法人の認証取得や活動等への支援を行います。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
公式ホームページのアクセス数	件/年	2,650,000	3,000,000
総アクセス数に対する八女市民割合	%	10	20
市民との協働によるまちづくり提案事業採択件数（累計）	件	200	260

8-3 行財政

ビジョン

効率的で健全な行財政運営による持続可能なまちをつくる (第8次八女市行政改革大綱)



〈現状と課題〉

- これまで第7次八女市行政改革大綱（平成28年度～令和2年度）に基づき、「市民との協力」「市民サービスの向上」「夢と希望のある未来づくり」「効率的な行政運営」を基本方針として全庁を挙げての取組を展開してきました。なお、投資的事業については、総合計画、総合戦略、過疎地域自立促進計画等により、計画的かつ重点的に事業に取り組んできました。
- また、合併に伴う効率化を図る観点から、計画的な職員の適正配置に取り組みながら、個々の職員の能力向上に努めてきました。
- 来るべき10年後、20年後のまちの姿を見据え、限られた財源の中で施策を重点化し効率的に事業を推進するため、職員自らが主体的に事業の優先度を考え、徹底した無駄の排除を行うとともに、施策と施策、あるいは、事業と事業を互いに連携させることによって、その効果を更に高めていく必要があります。
- 今後、少子高齢化、人口減少の進行により、社会保障費の増加や税収入の減少が見込まれる一方で、市民ニーズはますます高度化・多様化していくことが予想されます。
- こうした変化に対応するため、引き続き職員個々の能力を向上させていくことはもとより、市民への対応力や協働の意識をより一層高めていく必要があります。また、専門的人材を含む多様な人材の活用、総合計画を実践するための組織体制の整備などが必要となってきます。

第8次八女市行政改革大綱

基本構想の実現に向け、第8次八女市行政改革大綱を第5次八女市総合計画前期基本計画に組み入れ、「効率的な行政運営」と「健全な財政運営」を柱とし、一層の行政改革を推進します。

第5次八女市総合計画前期基本計画

第8次八女市行政改革大綱

効率的な行政運営

- スマート自治体の推進
- 市民サービスの向上
- 多様な課題に対応できる組織づくり
- 職員の資質向上と能力の開発
- 総合計画の実現に向けたマネジメント

健全な財政運営

- 健全な財政運営の推進
- 市税の公平・公正な賦課と適切な収納

効率的な行政運営

〈基本的な方向性〉

- 行政手続きのオンライン化の推進や、A I、R P A等の新たなデジタル技術を活用した行政事務の効率化等により、スマート自治体*の実現を目指します。
- 民間活力の積極的な活用などにより、効率的で質の高い行政サービスの提供に取り組みます。
- 市民に分かりやすく、利用しやすい組織機構や限られた人材や財源を最大限に有効活用できる適正な職員体制の確立によって、多様な行政需要に機動的かつ柔軟に対応できる体制を目指します。
- 効率的な行政サービスを継続して提供するため、職員の技術力の継承や育成を図りながら、多様な任用、勤務形態を活用していきます。
- 多様な市民ニーズに対応した行政サービスを提供できるよう、職員の市民への対応力や協働の意識を高めるとともに、職員間の連携強化に取り組みます。併せて、目標管理や管理監督職員のマネジメントを通じて、職員の能力を引き出すとともに、職員の意欲の醸成に努めます。

基本目標

基本目標 1 スマート自治体の推進

〈主要な取組〉

- 行政手続きのオンライン化による市民サービス向上
市民が「いつでも、どこでも、早く、簡単に」行政サービスを利用できるように、行政手続きのオンライン化を推進します。
- A I、R P A等を活用した行政事務の効率化
円滑な市民サービスと業務の効率化を実現するために、社会情勢に対応した行政手続きや窓口業務等の見直しを図るほか、A I（人工知能）やR P A（ソフトウェアロボットによる作業の自動化）などの先進的な技術を活用します。
- I C Tやビッグデータ*を活用したまちづくり
福祉、防災・防犯及び地域産業等における多様な地域課題を、スマートデバイス*やI o T 機器などを駆使した先進性の高い取組によって解決します。また、行政や民間のデータを分析・活用することにより、市民の生活の質の向上や地域経済の活性化につなげます。
- 個人番号カード（マイナンバーカード）の利活用の推進
市民の利便性や地域の活性化を図るため、国と連携し個人番号カードの利活用を推進します。

基本目標 2 市民サービスの向上

〈主要な取組〉

- 市民に分かりやすく人にやさしい庁舎の整備
分かりやすく、安心して利用できる窓口や市民スペースなど、ユニバーサルデザイン*に配慮した誰にでもやさしい庁舎を目指します。
- 業務委託等の検討・推進
行政事務の中で、民間事業者への委託や指定管理者制度を活用することで市民サービスの向上やコスト縮減が図れる事業については、その活用の検討や導入の推進を図ります。

基本目標3 多様な課題に対応できる組織づくり

〈主要な取組〉

○行政組織・機構の見直し

多様な行政需要に対応した行政サービスを提供するため、簡素で効率的な行政組織・機構を目指します。

○定員適正化計画の推進

行政需要に応じた職員の定員管理を進めながら、専門的人材や任期付き職員といった多様な任用方法の活用及び事業実施に必要な人員確保に計画的に取り組めます。

基本目標4 職員の資質向上と能力の開発

〈主要な取組〉

○人事評価制度の活用

職員の意欲を高め、能力を最大限に引き出すために人事評価制度を活用し、人材育成の推進を図ります。

○多種多様な研修活動の推進

集合研修、派遣研修、自主研修等を活用し、職員の資質向上と能力開発を図ります。また、研修で得た知識と経験を職場にフィードバックし、研修内容の共有を図ります。

基本目標5 総合計画の実現に向けたマネジメント

〈主要な取組〉

○行政評価システムの活用

効率的で効果的な行政運営を実施していくために、行政評価システムを活用し、第5次八女市総合計画の進行管理にかかるPDCAサイクル*を確立させることで、効果的に計画を推進させます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
新たなデジタル技術の活用実績（累計）	件	0	5
個人番号カードを利用した新たなサービス	件	3	7
職員数（再任用フルタイム職員を含む）	人	561	550
職員の研修活動 派遣研修及び集合研修	件/年	79	115

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市人材育成計画	令和3年度～令和7年度
八女市定員適正化計画	令和3年度～令和7年度

健全な財政運営

〈基本的な方向性〉

- 市税、国・県支出金等の確保に努めることはもとより、各種の補助、助成制度、ふるさと納税などによる財源の確保に努めます。また、借入については過疎対策事業債や辺地対策事業債等、地方交付税措置の財政支援がある有利な市債を活用し、将来世代に過度な負担を残さない財政運営を行います。
- 財政負担の軽減・平準化のため、公共施設等の適正な配置や更新、長寿命化などを計画的に行うとともに、廃止や統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法について研究します。
- 施策の推進にあたっては廃止や休止等、スクラップ・アンド・ビルド*を徹底し、施策・事業の不断の見直しを行うとともに、必要性、緊急性、事業効果等を検討した上で事業の優先順位を見極めます。
- 市民の税に対する理解と納税に対する意識を高めるとともに、公平で適正な賦課を行うことで適切な収納に努めます。

基本目標

基本目標 1 健全な財政運営の推進

〈主要な取組〉

○健全な財政構造の確立

財政需要の変化をとらえた財政の中期的な見通しをたて、事業実施にあたり、国県補助金の確保と交付税措置のある起債の活用を行うなど財政負担を軽減できるよう財源を確保します。

個別施設計画の作成により、公共施設の改修整備費等の財政負担の平準化を図るとともに、市が保有する未利用公有地の売却や貸付など有効活用により、収入の確保に努めます。

○一般会計及び特別会計の安定運営

中長期財政見通しに基づき、収入と支出の不断の見直しをはじめ、借入金残高の低減や資金不足リスクの回避を行うことで、一般会計、企業会計を含む特別会計、一部事務組合及び第三セクター*の経営健全化と安定運営を図ります。

○ふるさと支援寄附制度（ふるさと納税）の推進

ふるさと支援寄附制度の推進により、更なる自主財源の確保に取り組みます。

基本目標 2 市税の公平・公正な賦課と適切な収納

〈主要な取組〉

○公平・公正な賦課と適切な収納

課税客体の適正な把握のもと、市税の公平・公正な賦課を行うとともに、納税相談の積極的な実施や、法律に基づく滞納処分により適切な収納に努めます。

○収納サービスの充実

住民ニーズに対応した支払方法の導入等、収納サービスの拡充に取り組みます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
実質公債費比率	%	9.0	12.5 (上限値)
将来負担比率	%	— (該当なし)	— (該当なし)
市税における収納率	%	98.73	98.90

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
八女市公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和28年度



八女市役所本庁



八女市ふるさと納税

8-4 広域行政

ビジョン

持続的に広域連携したまちをつくる



〈現状と課題〉

- 交通網や情報通信網の発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて更に広域化しています。一方で、人口減少や少子高齢化といった各市町の共通の課題がますます顕在化していく中で、近隣市町と行政サービスを広域化することで効率的・効果的な行政運営が求められています。今後も消防、病院、し尿処理、ごみ処理及び火葬場等といった行政サービスを近隣市町と連携しながら運営していく必要があります。
- 近年において毎年のように発生する自然災害は広域的な被害をもたらし、災害復旧、避難活動及び防災活動において今後ますます近隣市町との連携が必要とされます。
- 市町村合併により広大な面積となった本市では、定住自立圏構想を単一自治体で取り組み、定住自立圏共生ビジョンに基づいた事業を展開しています。今後は、市内の各地が特性を活かし協調・協力して、市内全体を暮らしやすく自立した地域にしていく必要があります。

〈基本的な方向性〉

- 一部事務組合で広域的に運営している消防、病院、し尿処理、ごみ処理及び火葬場等については、今後も引き続き近隣市町と連携して安定運営します。
- 市内の各地が特性を活かし、協調・協力して、市内全体を暮らしやすく自立した地域にするために、定住自立圏構想による具体的施策に取り組みます。

基本目標

基本目標 1 一部事務組合の安定運営

〈主要な取組〉

- 広域行政に関する調査・研究の推進
更なる広域行政の効率的な運営に向けて、関係市町と連携を図り調査・研究に取り組みます。
- 一部事務組合の安定運営
一部事務組合の健全かつ安定的な運営のために支援するとともに状況把握に努めます。

基本目標2 共生・交流ネットワークの構築

〈主要な取組〉

○定住自立圏共生ビジョン事業の実施

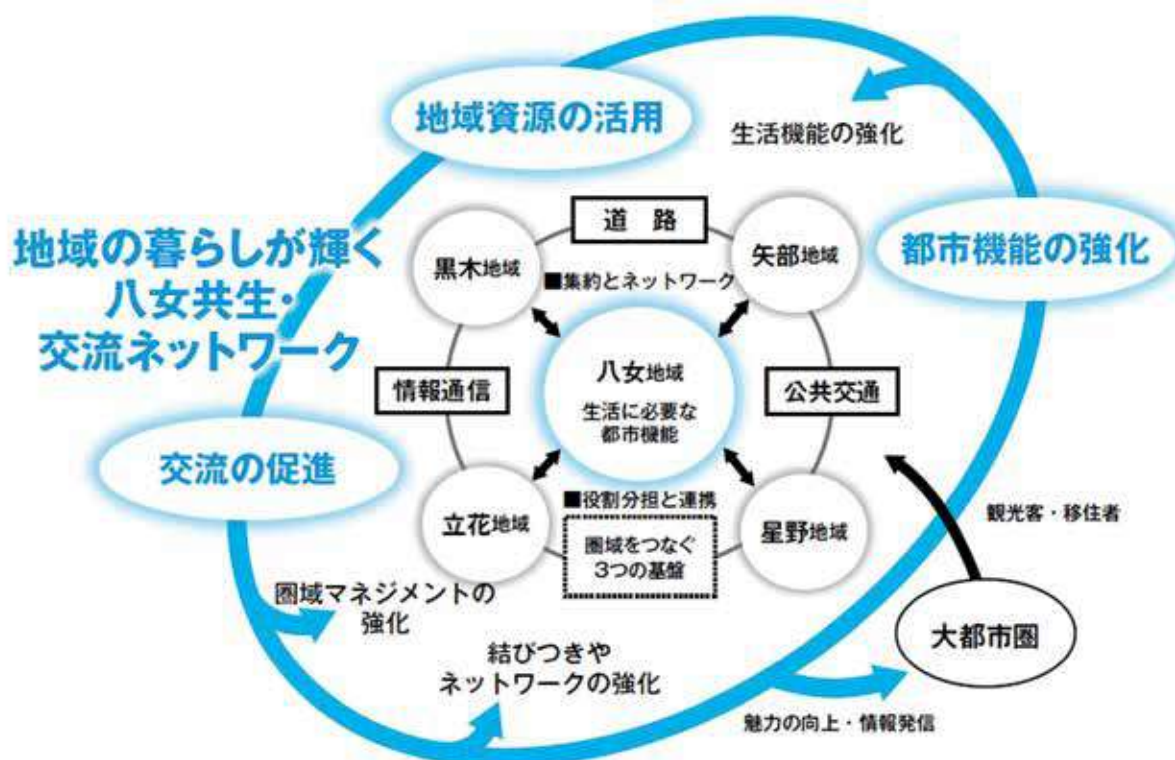
定住自立圏の確立のための事業を推進するとともに、その効果検証に加えマネジメントサイクル*に基づく不断の見直しを図ることで、暮らしやすく自立した地域づくりを目指します。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
定住自立圏共生ビジョンにかかる「重要業績評価指標」目標達成率	%	—	100

関連個別計画

関連個別計画	計画期間
第3次八女市定住自立圏共生ビジョン	令和2年度～令和6年度



地域の暮らしが輝く八女共生・交流ネットワークの構築

資料編



1. 第5次八女市総合計画策定経緯

年 月 日	内 容
令和2年 5月18日	第5次八女市総合計画 策定方針決定
5月18日	第1回策定委員会開催（策定方針、スケジュールの検討）
6月8日～6月30日	アンケート調査の実施（市民意識調査：18歳以上から3,500人、高校生まちづくり調査：市内外6校の高校3年生、まちづくり団体調査：市内80団体）
7月6日	第2回策定委員会開催（第4次八女市総合計画の施策評価 等）
7月10日	トップインタビュー（市長、両副市長、教育長）
8月3日	第3回策定委員会開催（アンケート結果、基本構想骨子案検討）
8月11日～9月4日	第5次八女市総合計画前期基本計画のための施策調査
9月1日～9月18日	八女市総合計画審議会委員市民公募
10月5日	第4回策定委員会開催（総論、基本構想及び前期基本計画素案検討）
10月9日	第1回八女市総合計画審議会開催（委嘱、会長・副会長選出、諮問）
11月12日	第5回策定委員会開催（総論、基本構想及び前期基本計画素案検討）
11月17日	第2回八女市総合計画審議会開催（素案説明、審議）
11月18日～12月15日	パブリックコメント実施
11月27日	第3回八女市総合計画審議会開催（基本構想及び前期基本計画素案審議）
12月15日	第6回策定委員会開催（パブリックコメント報告、審議会内容報告）
12月21日	第4回八女市総合計画審議会開催（素案審議、答申書の確認）
12月25日	八女市総合計画審議会から市長への答申
令和3年 1月15日～1月21日	第5次八女市総合計画（案）点検・修正
1月18日	第7回策定委員会開催（審議会内容報告）
1月27日	第8回策定委員会開催（第5次八女市総合計画（案）最終確認）
1月28日	第5次八女市総合計画策定
2月2日	議会全員協議会報告

2. 答申

令和2年12月25日

八女市長 三田村 統之 様

八女市総合計画審議会
会長 土 肥 勲 嗣

第5次八女市総合計画について（答申）

令和2年10月9日、本審議会に諮問された第5次八女市総合計画案について、八女市総合計画審議会規則（昭和56年規則第4号）第2条の規定に基づき慎重に審議を重ねた結果、結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

市政の運営の基本となる第5次八女市総合計画の策定にあたっては、本審議会の審議経過と答申を十分に尊重されることを要望します。

また、答申以外で各委員より出された意見・提案については、さらに検討されるとともに、今後も地域の声を聴き、市民のニーズを的確に把握しながら、各施策の効率的・効果的かつ計画的な推進を図られるようお願い申し上げます。

3. 八女市総合計画審議会規則

○八女市総合計画審議会規則

昭和63年4月30日
規則第9号

八女市総合計画審議会規則（昭和56年規則第4号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、八女市附属機関の設置に関する条例（昭和56年八女市条例第2号）第3条の規定に基づき、八女市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、八女市総合計画について、市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、40人以内の委員をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 八女市議会議員 10人以内
- （2） 八女市内の公共的団体等の代表者 20人以内
- （3） 知識経験者 5人以内
- （4） その他市長が必要と認める者 5人以内

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。会長は委員の互選によってこれを定める。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を司会する。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の会議について、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その説明又は意見を聞くことができる。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日より施行する。

附 則（平成7年4月3日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第12号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第53号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日規則第24号）

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日規則第18号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

4. 八女市総合計画審議会委員名簿

会 長◎ 副会長○

氏 名	所属等	備 考
角田 恵一	八女市議会議員	規則第3条第1号
中島 信二	八女市議会議員	
栗原 吉平	八女市議会議員	
服部 良一	八女市議会議員	
田中 栄一	八女市議会議員	
萩尾 洋	八女市議会議員	
堤 康幸	八女市議会議員	
松崎 辰義	八女市議会議員	
秋山 高士	八女市体育協会	規則第3条第2号
伊藤 辰則	八女消防本部	
上嶋 忠明	八女市行政区長会	
植本 哲司	八女市PTA連合会	
落合 拓美	八女文化連盟	
鹿野 真衣	やめファミリー・サポート・センターまかせてね会	
久保山太一	八女市地域公共交通協議会	
小井手恒則	八女市未来づくり協議会	
下川 京子	八女市人権・同和教育研究協議会	
田村 邦子	八女市民生委員児童委員連絡協議会	
○ 塚本ちよ子	福岡八女農業協同組合	
長崎比呂志	八女筑後医師会	
中園 仁彰	八女市中学校校長会	
原口 俊文	八女市老人クラブ連合会	
樋口 亘善	福岡県八女森林組合	
樋口 芳子	八女市身体障害者福祉協会	
益本 和知	八女市商工会	
美根 規夫	連合福岡南筑後地域協議会	
諸富 一文	八女商工会議所	
矢野 有一	八女金融協会	
◎ 加藤 武昭	知識経験者	規則第3条第3号
◎ 土肥 勲嗣	知識経験者	
野間口幸江	知識経験者	
田中 浩子	市民公募	規則第3条第4号
渡邊 令	市民公募	

(順不同、敬称略)

5. 八女市総合計画策定委員会設置要綱

(令和2年4月28日決裁)

八女市総合計画策定委員会設置要綱（昭和63年4月27日決裁）の全部を改正する。

（設置）

第1条 八女市総合計画の策定を行うため、八女市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 八女市総合計画の策定に関すること。
- （2） その他総合計画の策定に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総務部、企画部及び健康福祉部担当副市長をもって充て、副委員長は市民部及び建設経済部担当副市長並びに教育長をもって充てる。

3 委員は、部長をもって充てる。

（職務）

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順序によりその職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者から意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（専門部会）

第6条 第2条に定める事項の専門的な調査研究及び検討を行うため、策定委員会に専門部会を置く。

2 専門部会の事務を処理するため、専門部会に企画主任を置くことができる。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

6. 八女市総合計画策定委員会委員名簿

(令和2年5月現在)

役 職	委員氏名	備 考
委員長	松崎 賢明	副市長
副委員長	鎌田 久義	副市長
副委員長	橋本 吉史	教育長
総務部会長	原 亮一	総務部長
企画部会長	石井 稔郎	企画部長
市民部会長	牛島 憲治	市民部長
健康福祉部会長	松尾 一秋	健康福祉部長
建設経済部会長	山口 英二	建設経済部長
教育部会長	原 信也	教育部長

事務局（企画部企画政策課）

馬場 浩義	高巢 雅彦	朽網 俊哉
中村 聡子	田中 浩章	

7. 各種アンケート調査結果

・調査結果の見方

SA＝単数回答：「1つに○」など選択肢を1つ選ぶ質問形態

MA＝複数回答：「あてはまるものすべてに○」など2つ以上の選択を選ぶ質問形態

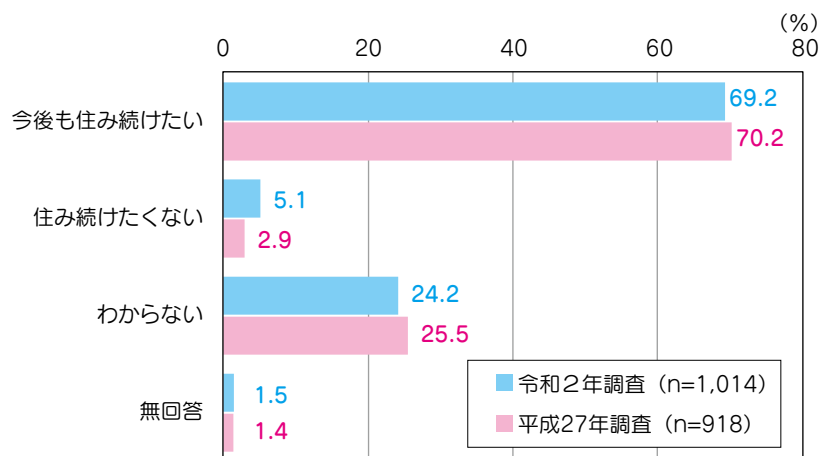
FA＝自由記載

(1) 市民意識調査

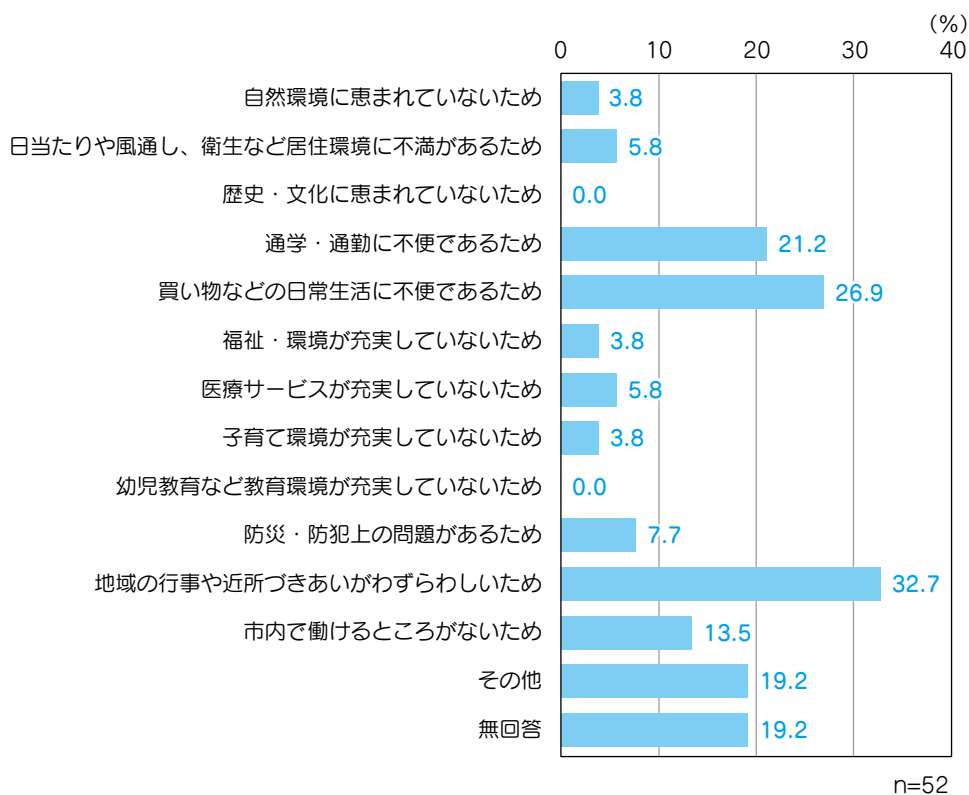
◇配布・回収状況

項 目	内 容
配布対象者	18歳以上の市民
実施時期	令和2年6月
配布数	3,500票（住民基本台帳から無作為抽出）
総回収数	1,014票（うち有効：1,014票）
回収率	29.0%

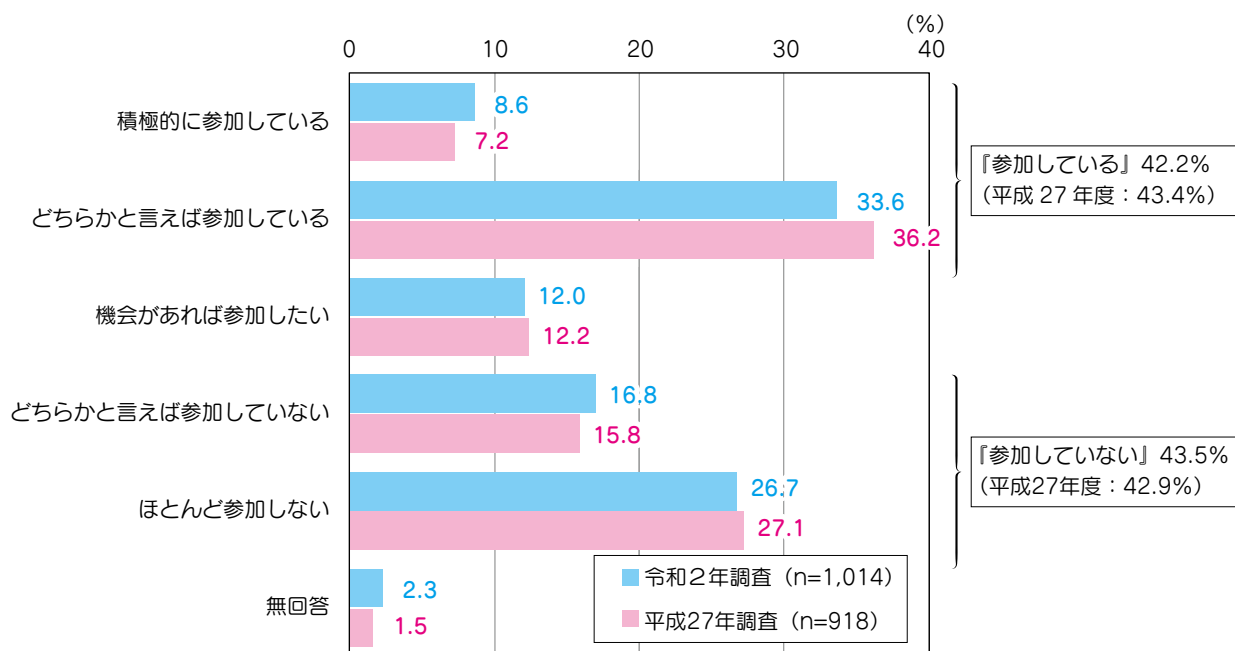
■今後の定住意向：これからも八女市に住みたいですか。（SA）



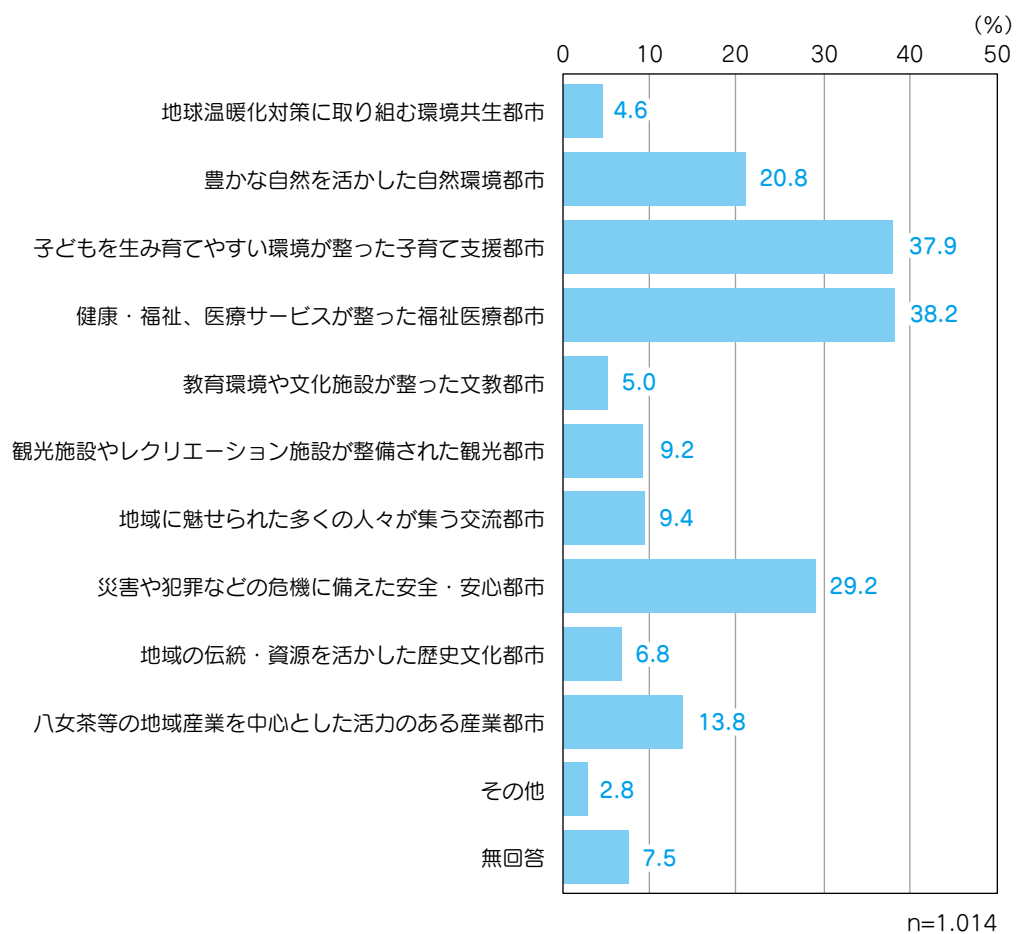
■住み続けたくない理由：「住み続けたくない」を選んだ方に伺います。八女市に住み続けたくない主な理由は何でしょうか。（MA）



■まちづくりの参加状況：あなたは、八女市のまちづくり（市主催のイベント、行政区や隣組活動、まちづくり協議会、青少年健全育成、消防団等の団体活動）に参加していますか。（SA）



■八女市の将来について：将来の八女市がどのような都市であってほしいと思いますか。（MA）

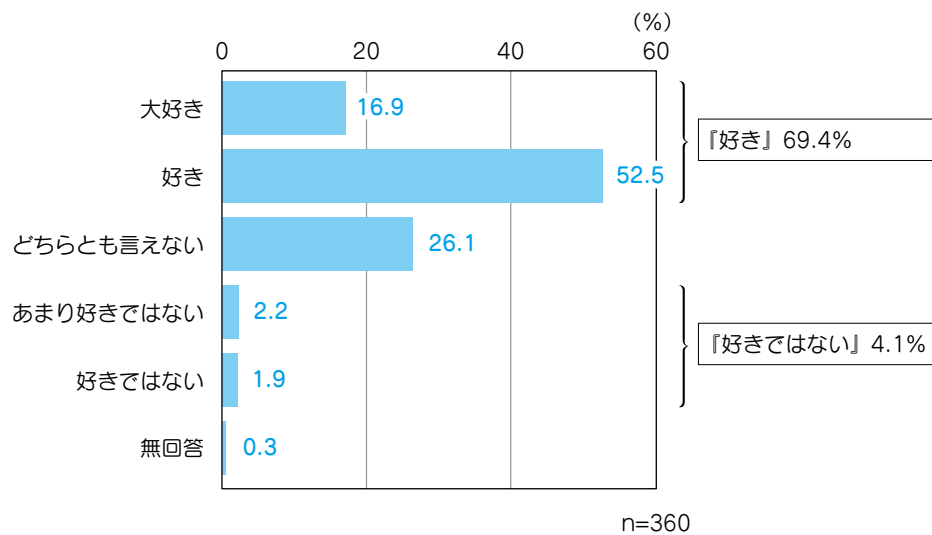


(2) 高校生調査

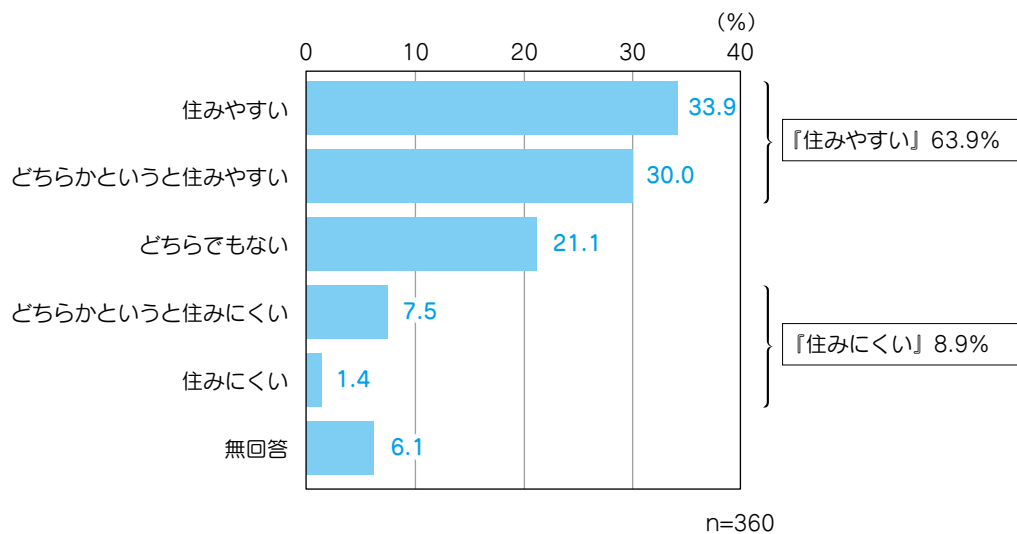
◇配布・回収状況

項目	内容
配布対象者	市内及び近隣高校6校の高校3年生
実施時期	令和2年6月
配布数	1,060票
総回収数	975票（うち有効：966票）（うち市内在住：360票）
回収率	92.0%

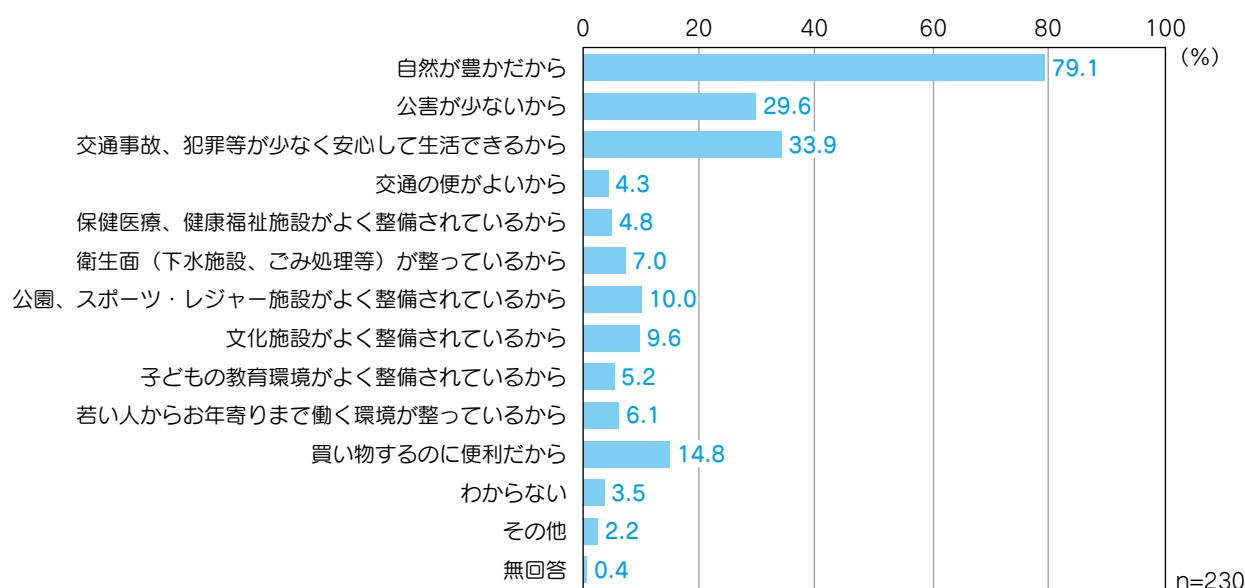
■八女市のイメージ：あなたは八女市が好きですか。（SA）



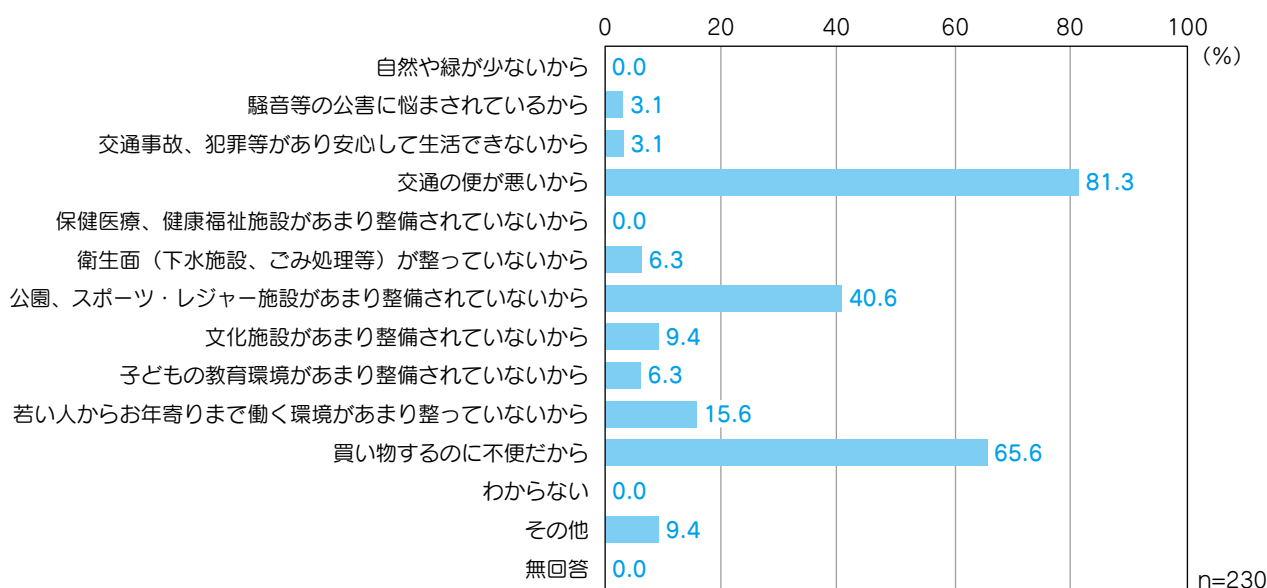
■八女市の住みやすさ：八女市は住みやすいと思いますか。（SA）



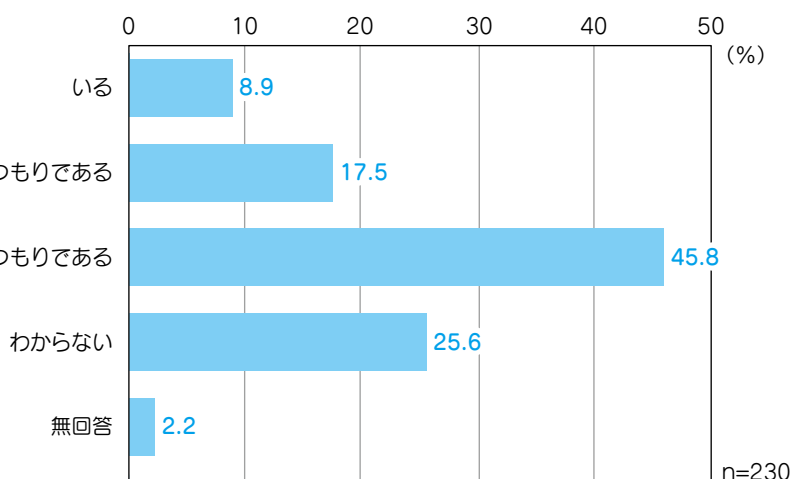
■八女市の住みやすさ：住みやすいと思う理由は何ですか。（MA）



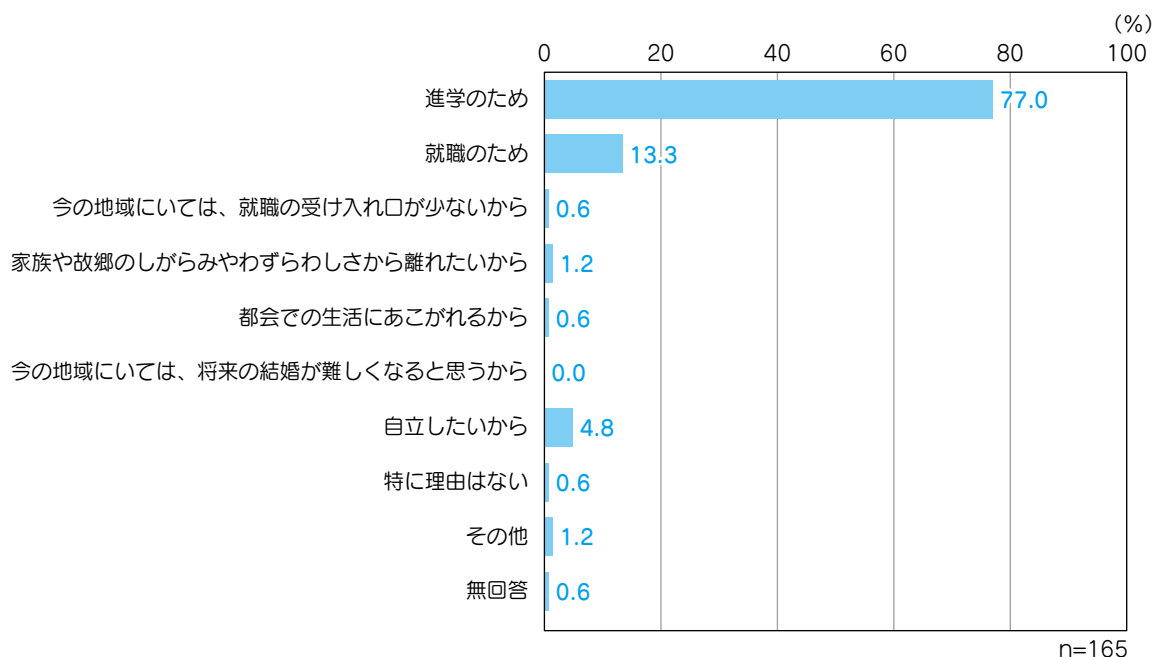
■八女市の住みやすさ：住みにくいと思う理由は何ですか。（MA）



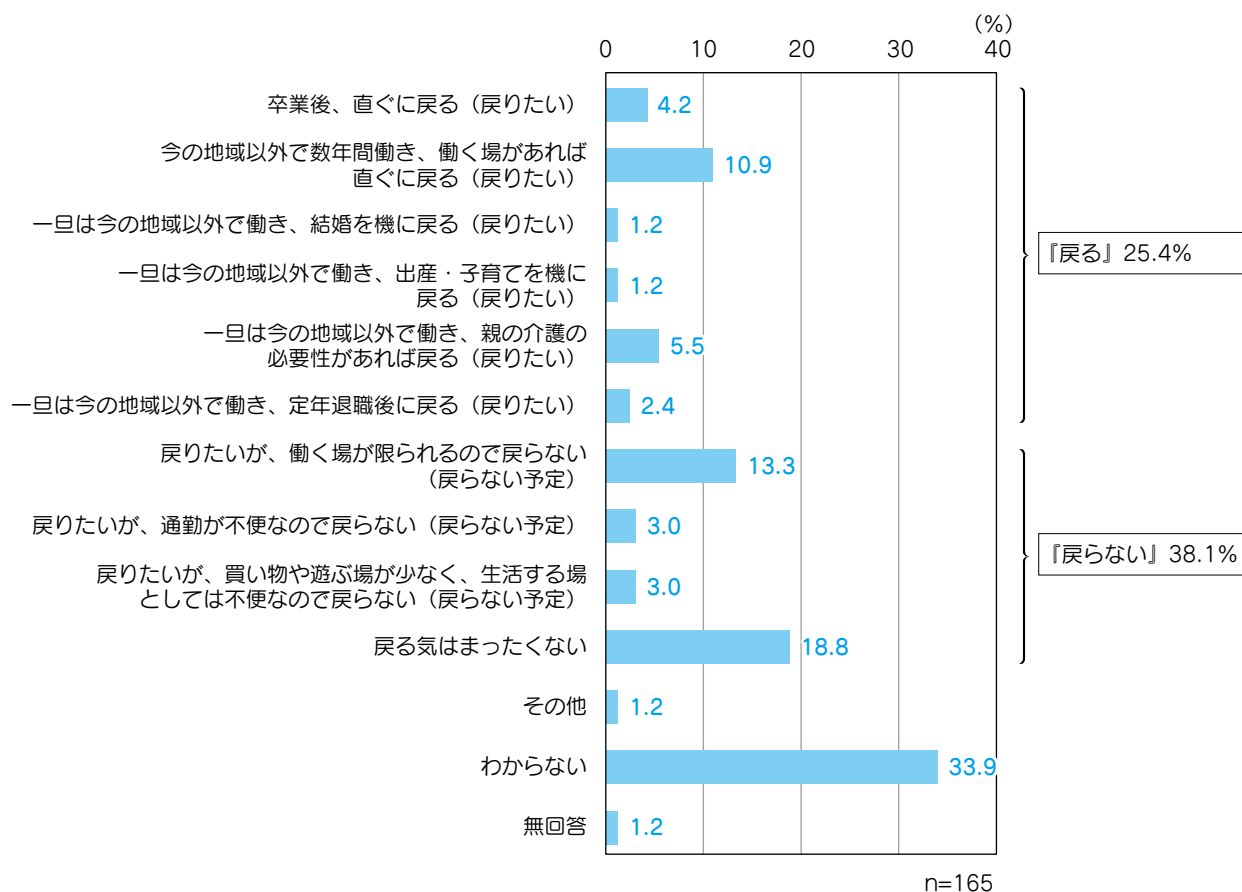
■高校卒業後の予定：高校を卒業した後も、今お住まいの地域にいますか。（MA）



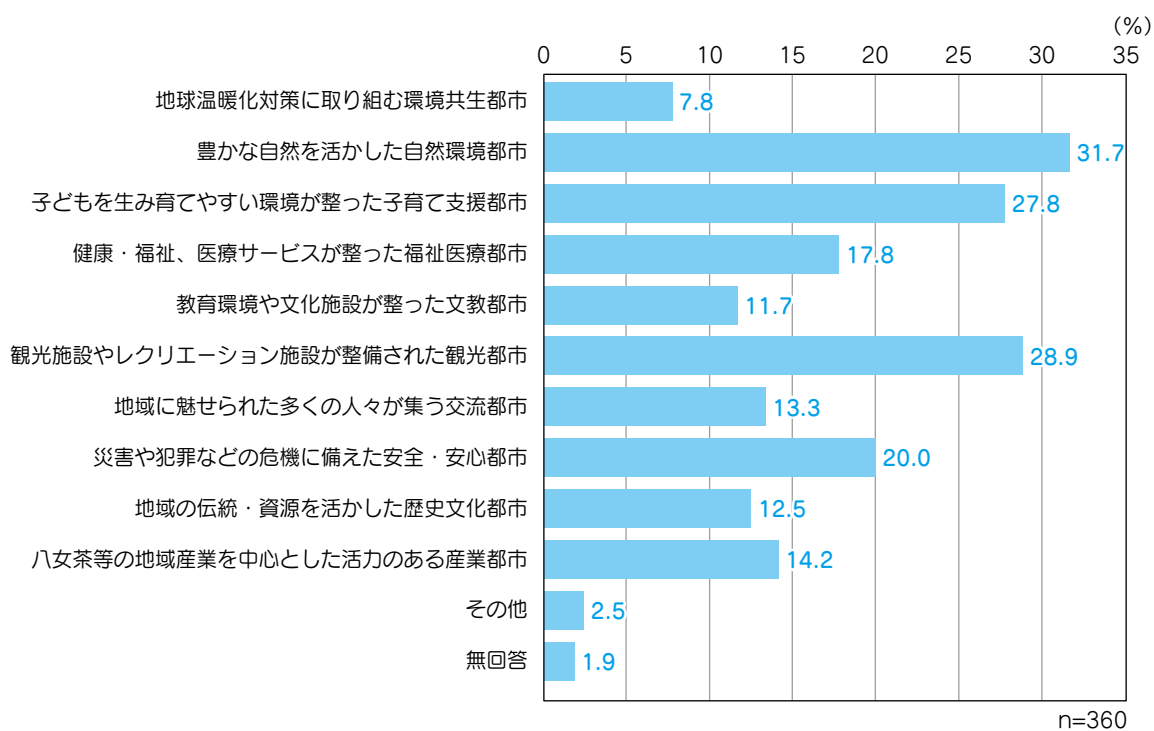
■八女市を出ていく理由：「出ていくつもりである」と答えた方にうかがいます。その理由は何ですか。（SA）



■将来戻ってくる意志や予定：「出ていくつもりである」と答えた方にうかがいます。今の地域を出て進学・就職後、将来戻ってくる意思や予定はありますか。（SA）



■八女市の将来について：将来の八女市がどのような都市であってほしいと思いますか。（MA）



(3) 団体調査

◇配布・回収状況

項 目	内 容
配布対象者	市内団体
実施時期	令和2年6月
配布数	81票
総回収数	67票
回収率	82.7%

■貴団体が考えておられる八女市の強み（魅力）及び弱み（課題）をそれぞれ記載してください。（F A）

■八女市の強み（魅力）

内 容	件数
自然の豊かさ	29
特産物（農産物）	27
伝統工芸	23
伝統文化	22
農林業	14
観光資源	10
その他	7

(n = 65)

■八女市の弱み（課題）

内 容	件数
人口減少	23
少子高齢化	17
交通が不便	16
若年層の減少	13
地域資源を活用できていない	10
情報発信力	9
その他	10

(n = 64)

■人口減少等、様々な課題がある中で、長期的な未来に向けて、八女市はどのようなまちを目指すべきだと思いますか。（F A）

内 容	件数
若者が定住できるまち	19
観光振興によるまちづくり	13
豊かな自然を活かせるまち	11
安心して暮らせるまち	10
子育てができるまち	8
住みやすいまち	7
企業誘致に力を入れるまち	6
福祉が充実したまち	4
楽しく暮らせるまち	3
その他	14

(n = 63)

■本市の目指すべき姿：八女市が目指すべきまちの実現に向けて、八女市が取り組むべきこと、また貴団体が取り組みたいことについて、それぞれ記載してください。（F A）

■八女市が取り組むべきこと

内 容	件数
若者の定住促進	14
子育て支援	9
八女市のPR	7
インフラ整備	7
産業の創出・振興	7
高齢者支援	7
観光まちづくりの推進	6
伝統産業の保護	5
自然保護	3
その他	15

(n = 58)

■団体が取り組みたいこと

内 容	件数
地域や他団体との連携	9
観光まちづくりの推進	6
地域への貢献	6
人材育成	6
会員の増加	5
地域の活性化	5
イベントの開催・参加	4
その他	31

(n = 62)

8. 用語解説

あ行

● I o T

「Internet of Things」の略で、モノがインターネット経由でつながり、自動認識、自動制御及び遠隔操作などを可能にすること。

● I C T

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

● アウトサイド・イン

「社会課題の解決を起点にしたビジネス創出」を意味する。社会の声を聞くことで、社会課題を解決するだけでなく、ビジネスチャンスを創造すること。

● 空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。

● アセットマネジメント計画

将来にわたって安定的に水道事業を経営するため、水道施設を対象に、アセットマネジメント（資産管理）手法を用いて、中長期的な更新需要や財政収支の見通しについて試算するとともに、これらを踏まえた今後の施設整備に当たっての基本方針を定めた計画。

● 移動制約者

広義に捉えると、障がい者や高齢者の他に、交通費の負担が困難な低所得者や、公共交通機関が皆無または不便な地域に住み、しかもマイカーを利用できない人々を指す。また、妊産婦、幼児を連れた人、重い荷物を持っている人を含める場合がある。

● エビデンス

「証拠」「裏付け」「科学的根拠」あるいは「形跡」といった意味で用いられる語。

● 汚水処理人口普及率

国土交通省、農林水産省、環境省が所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の整備状況を合同で調査し、総人口に対する割合で表した統一的な指標。

か行

● キャッシュレスシステム

クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。

● GAP

「Good Agricultural Practice」の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

● グリーンベルト

歩道が整備されてない道路の路側帯を着色しているもの。歩行空間の存在を視覚的に認識させ、注意を喚起し、歩行者との接触事故を防ぐことを目的としたもの。

● COOL CHOICE

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のこと。

● 景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、それ以外の市町村であっても、都道府県知事と協議し景観行政団体となることができる。

● 健全化判断比率

地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称。

● 耕畜連携

米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。

さ行

● 災害時要援護者

高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方。

● 災害復旧費

大災害や戦争などからの復旧・復興にあてる予算のこと。

● サテライトオフィス

勤務先以外の場所に設置するオフィススペースのことで、柔軟な働き方を推進するワークスタイルのひとつ。「サテライト」＝「satellite（衛星の意味）」という名の通り、本社を中心として衛星

のように点在するオフィス拠点のこと。

● ジェネリック医薬品

先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安いもの。

● シティプロモーション

地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」。

● 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標。

● 自助・互助・共助・公助

「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

● 事業継続力強化支援計画

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援するため、商工会または商工会議所が関係市町村と共同で作成する計画。

● 社会減

転出者が転入者を上回ることによって生じる人口の減少。

● 社会的孤立

人間が社会的に孤立し、社会のなかで居場所や社会的な安定性を持たないこと。

● 就労支援ナビゲーター

生活保護受給者等の就労支援を行う専門家のこと。

● 純移動率

純移動数（転入数－転出数）を期首の人口で割ったもの。

● 常備・非常備消防

常備消防とは消防本部及び消防署、非常備消防とは消防団のこと。

● 浚渫（しゅんせつ）

水底をさらって土砂などを取り除くこと。

● 森林環境譲与税

喫緊の課題である森林の保全・整備等を一層促進するため、「森林経営管理制度」の施行も踏まえ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金などを活用し、令和元（2019）年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されるもの。

- **水源の涵養**

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能をもつこと。

- **スクラップ・アンド・ビルド**

予算や組織の肥大化を防ぐため、新しい事業等を立ち上げる場合は、既存のものを廃止するという方法。

- **ステークホルダー**

企業などの組織が様々な活動を行うことで影響を受ける利害関係者のこと。

- **スポーツツーリズム**

スポーツイベントの参加者と観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

- **スマート自治体**

AI・RPAなどを活用し、職員の事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりする自治体のこと。RPA（Robotic Process Automation）とは、人間がコンピューター上で行っている定型作業をロボットで自動化すること。

- **スマートデバイス**

スマートフォンやタブレット型端末などの総称のこと。

- **スマート農業**

ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業のこと。

- **性質別歳出額**

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

た行

- **第1次産業／第2次産業／第3次産業**

第1次産業は、自然界に対してはたらきかけ、作物を作ったり、採取する産業で、農業、林業、漁業など。第2次産業は、自然界からとったりした物を使って加工する産業で、工業や建設業、鉱業。第3次産業は、第1次産業、第2次産業のどちらにも当てはまらない産業で商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業など。

- **滞流型観光**

1箇所に滞在し静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと。またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。

● 第三セクター

地域開発、都市づくりなどのため、国または地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立された事業体。公共的な事業に、民間の資金と能力を導入する民間活力の活用の1つ。

● 団塊ジュニア世代

「団塊の世代」の子ども世代にあたり、第二次ベビーブーム世代のこと。

● 団塊の世代

昭和22(1947)年から昭和24(1949)年ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

● 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

● 地域共生社会

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

● 地域コミュニティ

地域住民相互が関わり合い、交流が行われている地域社会。

● 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしい暮らしを営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される体制。

● 中心市街地

商業や居住、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、地域の文化と歴史を育んできた地域のこと。

● 超高齢社会

65歳以上の人口の割合が全人口の21%を超えている社会のこと。

● 定住自立圏構想

国の進める施策。地方再生のため、都市と地方が支え合って生活に必要な機能を維持し、地方からの流出を防ぐ仕組みづくりをめざす構想。

● デマンド交通

一般的な路線バスやタクシーと異なり、利用者が電話で予約し、乗り場や行き先を指定し利用できる乗り合いの交通手段。本市では、予約型乗り合いタクシー「ふる里タクシー」を運行している。

● 登録DMO

観光地域づくり法人。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に

実施するための調整機能を備えた法人。

- **都市・地域のスマート化**

都市・地域の抱える諸課題に対して、新しいデジタル技術や自治体が収集したデータを活用し、客観的かつ効率的に解決していくこと。

- **ドメスティックバイオレンス**

家庭内暴力とも呼ばれる。家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のこと。

- **トレーサビリティ**

食品の安全を確保するために、原料生産から加工・製造・流通などの過程を明確にすること。

な行

- **人間の安全保障**

人間一人一人に着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方。

- **ノーマライゼーション**

「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念。

は行

- **パークアンドライド**

自宅から最寄り駅またはバス停まで自家用車等で行き、そこから、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して目的地まで向かう移動方式。

- **パートナーシップ**

仕事を行う上での協力関係のこと。

- **PDCAサイクル**

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

- **ビッグデータ**

インターネットの普及や技術の進化に伴い生成される巨大なデータ群を指す。そのデータ群を解析することで社会に有用な知見や新たな仕組みを生み出す可能性が高いとされている。

- **5G（第5世代移動通信システム）**

新しい通信技術のことであり、高速で大容量、低遅延、さらに多数の機器に同時接続ができると

いう特徴があり、遠隔医療、自動運転などでの活躍が期待される。

● フォローアップ

既に開始している事業について強化をしたり、効果を確認したりするために繰り返し行うこと。また、その後の進展などを継続的に調査すること。

● 複合的土地利用

商業、業務、文化、研究開発、住居など多様な機能が共存し、効率や利便性を相乗的に高めることができる土地利用のこと。

● 包摂性

いかなる属性も排除されない状況を指し、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人一人、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

● ボトムアップ

下位から上位への発議で意思決定がなされる管理方式のこと。

ま行

● マネジメントサイクル

目的を達成するために計画を策定し、計画通りに実行できたのかを評価し、次期の行動計画へと結びつける一連の管理システムのこと。

● 木質バイオマス

バイオマスとは「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のこと。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

● 目的別歳出額

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

や行

● ユニバーサルデザイン

国籍や年齢、性別、言語、文化の違い、障がいの有無、能力の差等を問わず、すべての人が利用できることを目指して、わかりやすさ、使いやすさ等に配慮したデザインのこと。また、その考え方のこと。

● 輸入感染症

本来、日本国内に存在しない病原体が海外から持ち込まれることで発生する感染症のこと。かつ

て日本に存在したものの、既に撲滅された病原体による感染症も含む。

● U I Jターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターン＝地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。Iターン＝生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住むこと。Jターン＝地方からどこか別の地域（主に大都市）に移り住み、その後生まれ育った地方近くの（大都市よりも規模の小さい）地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。

ら行

● ライフサイクルコスト

製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。初期建設費であるイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修、更新費などのランニングコストにより構成される。

● レファレンスサービス

図書館で調べたいことや探している資料などのご質問について、必要な資料・情報を案内するサービスのこと。

● 6次産業化

1次産業（農林水産業）において、生産だけでなく加工・販売・交流産業や他分野との連携・提携によって経営の複合化・多角化を図り、経営を持続的に発展させていく取り組み。産業間連携のあり方を示すものとして、1次産業×2次産業×3次産業との考え方もある。

■発行／令和3年3月

■企画・編集／八女市企画部企画政策課

■発行者／福岡県八女市

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 TEL0943-23-1111（代表）
0943-24-9009（直通）

人の、風。人の声。

